

沼津市水防計画書

令和5年度改正

沼津市

沼津市水防計画書

令和5年度改正

沼津市

沼津市水防計画目次

計画編

第1章	総則	1
第1節	目的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任	1
第4節	津波における留意事項	2
第5節	安全配慮	2
第2章	水防組織及び活動	3
第1節	市の水防組織	3
第2節	消防団の組織	3
第3節	消防団の非常配備体制	3
第4節	水位の通報	3
第5節	水防巡視等	3
第6節	水防信号及び水防標識	4
第3章	避難	6
第1節	避難の指示	6
第2節	避難のための立退き計画	6
第4章	決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置	7
第1節	決壊・漏水等(被害情報)の通報	7
第2節	決壊後の処置	7
第5章	重要水防箇所	8
第1節	水防上重要かつ密接な関係を有する箇所	8
第6章	水防用資器材及び設備の整備並びに輸送	9
第1節	水防倉庫及び水防拠点施設と資器材の整備	9
第2節	輸送の確保	9
第7章	通信連絡	10
第1節	水防通信連絡系統	10
第2節	電話の利用	10
第3節	放送局通信施設の使用	10
第4節	その他の通信施設の使用	10
第8章	洪水予報	11
第1節	用語の定義	11
第2節	洪水予報計画	11

第9章	水防警報	14
第1節	用語の定義	14
第2節	国土交通大臣が行う水防警報とその措置	14
第3節	狩野川放水路分流堰操作時の通知	22
第10章	水位周知河川における水位到達情報	23
第1節	用語の定義	23
第2節	国土交通大臣が行う水位周知河川における 水位到達情報の通知及び周知	23
第3節	静岡県知事が行う水位周知河川における 水位到達情報の通知及び周知	25
第11章	協力応援	28
第1節	河川管理者の協力	28
第2節	水防管理団体相互の協力及び応援	28
第3節	自衛隊の派遣要請	28
第4節	警察官の出動要請	28
第5節	国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請	29
第12章	水防てん末報告	30
第1節	県水防本部長への水防報告	30
第13章	水防計画及び水防訓練	31
第1節	水防計画	31
第2節	水防訓練	31
第14章	その他	32
第1節	費用負担及び公用負担	32
第2節	公務災害補償	33

資料編

資料

資料1	洪水予報指定河川(狩野川)の消防団受持ち区域	35
資料2	重要水防箇所	36
資料3	湛水注意箇所	50
資料4	水防上重大な影響のある橋梁一覧	51
資料5	水防上注意を要する水門等一覧	52
資料6	土石流危険箇所	53
資料7	水防倉庫及び水防用資器材	58
資料8	緊急輸送車両	60
資料9	水防関係機関の連絡先	61
資料10	水防区連絡系統	63
資料11	気象庁が行う予報及び警報とその措置	64
資料12	静岡県土木総合防災情報システム	68
資料13	雨量観測所一覧	70
資料14	水位観測所一覧	73
資料15	水位の種類及び内容	77
資料16	水防管理団体が行う国管理河川の水防のための活動への河川に関する情報提供の方法	83
資料17	県内の水防管理団体が行う県管理河川の水防のための活動への河川に関する情報提供の方法	84
資料18	災害対策用車両等一覧	85

参考資料

参考資料1	水防法	87
参考資料2	沼津市水防協議会条例	108
参考資料3	沼津市水防協議会委員名簿	109
参考資料4	気象業務法(抜粋)	110
参考資料5	気象業務法施行令(抜粋)	112
参考資料6	気象業務法施行規則(抜粋)	115
参考資料7	気象庁予報警報規程(抜粋)	116
参考資料8	水防工法一覧	118

様式

様式1	直轄河川洪水予報用紙	121
様式2-1	直轄河川水防警報発表用紙	138
様式2-2	直轄海岸水防警報発表用紙	139
様式2-3	直轄河川水防警報発表用紙(津波)	140
様式2-4	直轄海岸水防警報発表用紙(津波)	141
様式3	狩野川放水路からの分流に関する通知	142
様式4	直轄河川水位到達情報発表用紙	143
様式5	県管理河川水位到達情報発表用紙	148
様式6	水防管理団体水防活動実施報告書	149
様式7-1	国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請様式	150
様式7-2	国土交通省の災害対策用車両等の派遣回答様式	151

付図

重要水防箇所位置図

計 画 編

計 画 編

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の趣旨に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって沼津市内の河川、海岸の洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

- 1 水防管理団体（法第 2 条第 2 項）
水防の責任を有する市をいう。
- 2 水防管理者（法第 2 条第 3 項）
水防管理団体である市の長（市長）をいう。
- 3 消防機関の長（法第 2 条第 5 項）
駿東伊豆消防本部消防長をいう。
- 4 指定水防管理団体（法第 4 条）
水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。

第 3 節 水防の責任

水防管理団体である沼津市は、市内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たすものとする。

- 1 水防組織の確立（法第 3 条）
- 2 消防団の整備（法第 5 条）
- 3 水防倉庫、資器材の整備
- 4 通信連絡系統の確立（法第 27 条）
- 5 平常時における河川、遊水地、海岸等の巡視（法第 9 条）
- 6 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
洪水予報等の伝達方法や地下街等、災害時要援護者を含めた避難警戒体制を沼津市地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布
- 7 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第 36、39、40 条）
- 8 水防時における適正な水防活動の実施
その主たる内容は次のとおりである。
 - （1）水防に要する費用の自己負担の確保（法第 41 条）
 - （2）水防団及び消防機関の出動体制の確保（法第 17 条）
 - （3）通信網の点検
 - （4）水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保
 - （5）雨量、水位観測の的確な実施

- (6) 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第25、26条）
 - (7) 水防上緊急に必要な時の公用負担権限の行使（法第28条）
 - (8) 住民の水防活動従事の指示（法第24条）
 - (9) 警察官の出動要請（法第22条）
 - (10) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
 - (11) 自衛隊の出動依頼（知事を経由する）（自衛隊法第83条）
 - (12) 水防管理団体相互の協力応援（法第23条）
 - (13) 水防解除の指示
 - (14) 水防てん末報告書の提出（法第47条）
- 9 水防機関の整備（法第5条）
- 10 水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練（法第32条の2）
- 11 水防計画の作成及び変更（法第33条第1項）
- 12 水防協議会への諮問（法第33条第2項）
- 13 水防計画を定め変更したときはその要旨の公表及び県知事への届け出（法第33条第3項）
- 14 消防団員数の確保（法第35条）

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所への避難に時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

例) 消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第 2 章 水防組織及び活動

第 1 節 市の水防組織

水害等に対する警戒及び応急対策を行うための組織は、「沼津市地域防災計画風水害対策編第 3 章第 2 節組織計画」によるものとする。

また、非常配備体制については、「沼津市地域防災計画資料編」によるものとする。

第 2 節 消防団の組織

消防団の組織及び管轄区域は「沼津市消防団規則第 2 条」によるものとする。

また、洪水予報指定河川（狩野川）の消防団受け持ち区域は資料 1（P 3 5）によるものとする。

第 3 節 消防団の非常配備体制

消防団の非常配備体制については「消防団活動・安全管理マニュアル」によるものとする。

水防工法については参考資料 8（P 1 1 8）参照。

第 4 節 水位の通報

水防管理者は、当該水防区長（沼津土木事務所長）より県で管理する水位観測所の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えた報告を受けた場合は、次の各号について速やかに消防団へ通報するものとする。

- (1) 水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき及び通報水位以上にある間の各時間毎の水位
- (2) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときの時刻
- (3) 水位が最高水位に達した水位とその時刻
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）又は水防団待機水位（通報水位）を下回ったときの時刻

水防管理者が、洪水又は高潮等の恐れがあることを自ら知った場合、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えた場合は、速やかに所管する水防区長を通じて水防本部長に報告するものとする。

第 5 節 水防巡視等

1 水防管理者

- (1) 水防管理者は、洪水予報、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持ち区域の消防分団長に対し、これを通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達した旨の通報があったときは、直ちに関係消防分団長にこれを通知するものとする。
- (3) 水防管理者は、河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達した旨の通報があったときは、直ちに関係消防分団長にこれを通知し、消防分団長に、次節に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせるものとする。
- (4) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。

2 消防分団長

- (1) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況を水防管理者に報告するものとする。なお、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、静岡県水防信号規則、第1信号により地域住民に周知するものとする。
- (2) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水等のおそれを察したときは、直ちに、その状況を水防管理者に報告するとともに、第2信号を打鐘し団員を召集し水防作業に当たらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (3) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域住民の出動を求めるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (4) 各分団長は、洪水等の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (5) 各分団長は、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて対応するものとする。

第6節 水防信号及び水防標識

1 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、次表のとおりである。

- (1) 信号は、適當の時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。
- (3) 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること。

区分/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒約15秒 約5秒約15秒 約5秒約15秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第二信号	消防団員及び、消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約5秒約6秒約5秒約6秒約5秒約6秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒約5秒約10秒約5秒約10秒約5秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第四信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分約5秒 約1分約5秒 ○—— 休止 ○—— 休止
注意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することをさまたげない 3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする		

水防信号

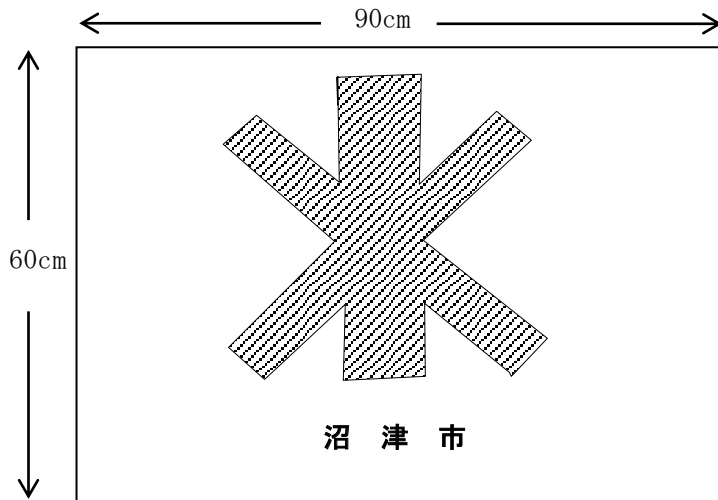
2 水防標識

水防法第18条の規定による水防標識は、第1～3図のとおりである。

水防のために出動する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、第1図の標識を用いるものとする。

水防のため現場に赴く職員は、第2図の腕章を装着するものとする。

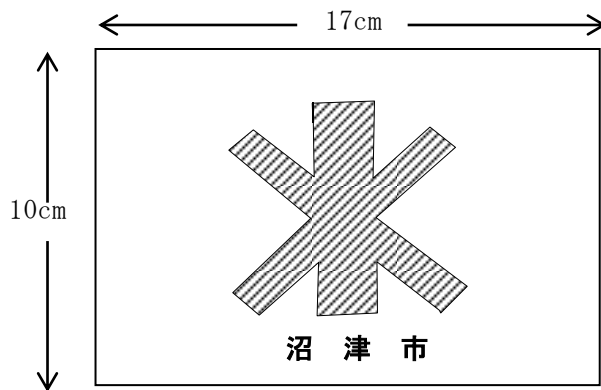
第1図 車馬標識



水は赤色、外は白色

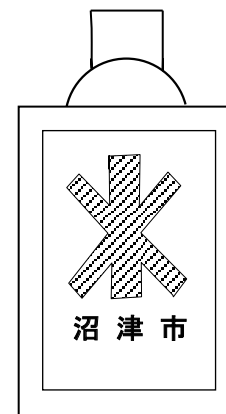
車載標識の寸法については、任意とする

第2図 腕章



水は赤色、外は白色

第3図 標燈



水は赤色、外は白色

形状については、適宜とする

第 3 章 避難

第 1 節 避難の指示

- 1 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第 29 条に基づき県知事又はその命を受けた県の職員又は水防管理者は、すみやかに必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。
- 2 水防管理者が、立ち退き又は準備を指示するときは、遅滞なく当該区域を管轄する警察署長へ通知するとともに、沼津土木事務所長を経由して静岡県知事へその旨を報告しなければならない。

第 2 節 避難のための立ち退き計画

水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、当該区域を管轄する警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立ち退き計画を作成するとともに、立ち退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

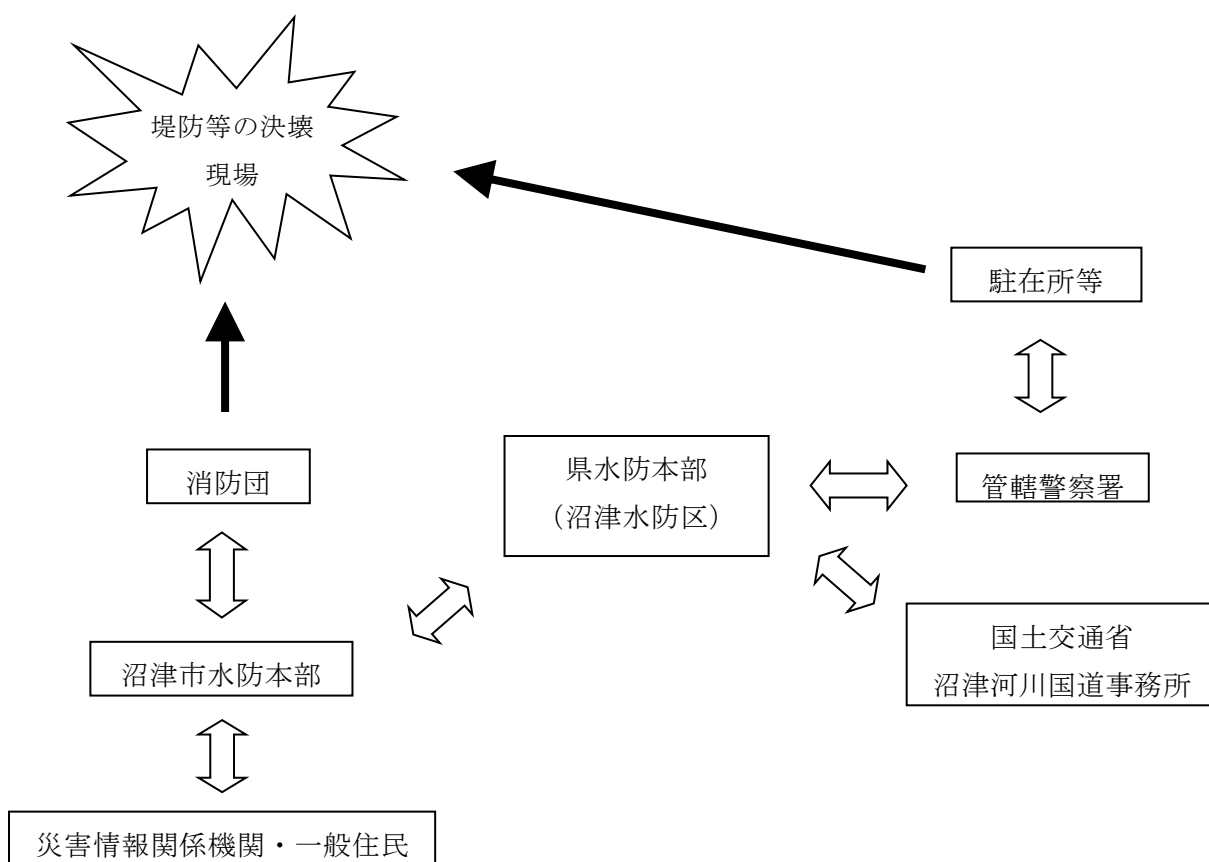
危険箇所に対する避難場所、避難指示者及び避難責任者については、資料 2（P 36～P 49）を参照する。

第4章 決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置

第1節 決壊・漏水等（被害情報）の通報

- 1 堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、速やかに一般住民、沼津土木事務所長及び隣接水防管理者に通報するものとする。また国の管理区域河川については、国土交通省沼津河川国道事務所長にも通報するものとする。
- 2 1の通報を受け、さらに、氾濫及びその恐れのある場合は、隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

被害情報の流れ



第2節 決壊後の処置

決壊箇所については、水防管理者、消防団長、消防機関の長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第 5 章 重要水防箇所

第 1 節 水防上重要かつ密接な関係を有する箇所

水防上警戒又は防ぎよに重要性を有する箇所は以下のとおりである。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 重要水防箇所 | 資料 2 (P 3 6) |
| 2 湛水注意箇所 | 資料 3 (P 5 0) |
| 3 水防上重大な影響のある橋梁 | 資料 4 (P 5 1) |
| 4 水防上注意を要する水門等 | 資料 5 (P 5 2) |
| 5 土石流危険箇所 | 資料 6 (P 5 3) |

これらの箇所については通常時の点検並びに洪水出水中の定期的巡回、監視を行い水害の軽減、防止に努めるものとする。

第6章 水防用資器材及び設備の整備 並びに輸送

第1節 水防倉庫及び水防拠点施設と資器材の整備

水防に要する資器材を格納する施設及び備蓄されている資器材は、資料7（P58）のとおりである。

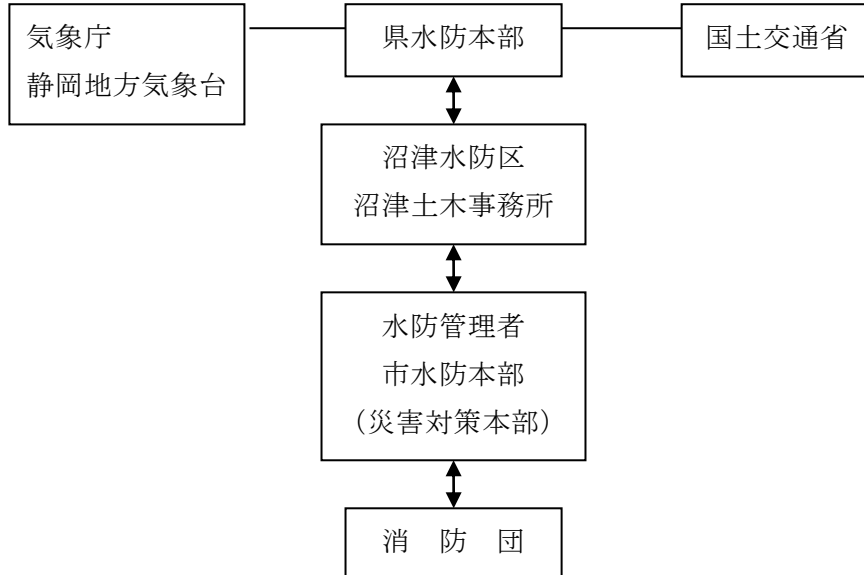
第2節 輸送の確保

水防に要する輸送車及び作業車は、資料8（P60）のとおりであり、非常配備に応じて、必要な車輛を配備するものとする。

第7章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

水防時の主な通信系統は、次のとおりである。



第2節 電話の利用

水防時に関係ある主たる機関等の電話番号は、資料9（P61）のとおりである。

第3節 放送局通信施設の使用

放送局に放送を要請する事例は次のとおりである。各水防機関は、停電等による通信不能を考慮し非常用ラジオを備えるよう努める。

- 1 国土交通省及び県機関の行う水防警報、洪水予報、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報
- 2 水防管理者及び県機関等の行う立退きの指示
- 3 他の通信が途絶したとき特に必要とする事項

第4節 その他の通信施設の使用

水防上緊急を要する場合は、水防関係者は次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。ただし、警察の緊急業務には優先しない。

- 1 警察通信施設
- 2 国土交通省関係通信施設
- 3 鉄道関係通信施設
- 4 電力会社関係通信施設

第 8 章 洪水予報

第 1 節 用語の定義

洪水予報 (法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) 第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項)

国土交通大臣又は静岡県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は静岡県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

第 2 節 洪水予報計画

国土交通大臣が指定した狩野川について、気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報は、次に示す計画に基づき水位を示して発表する。

狩野川洪水予報計画

1 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
狩野川	左岸 伊豆市修善寺字飯塚290-1地先修善寺橋から海まで
	右岸 伊豆市柏久保字上ナメド555-3地先修善寺橋から海まで

2 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地 先 名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
狩野川	徳 倉	駿東郡清水町徳倉	4. 0 0 m	6. 8 0 m	7. 2 0 m
	大 仁	伊豆の国市大仁	2. 1 0 m	3. 7 0 m	4. 4 0 m

3 洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
狩野川	沼津河川国道事務所 静岡地方气象台	沼津河川国道事務所長 静岡地方气象台長

4 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫 注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき 沼津河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫 警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同 上
氾濫 危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	
氾濫 発生情報 (洪水警報)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

5 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は、様式1（P121）のとおりである。

6 洪水予報連絡系統

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

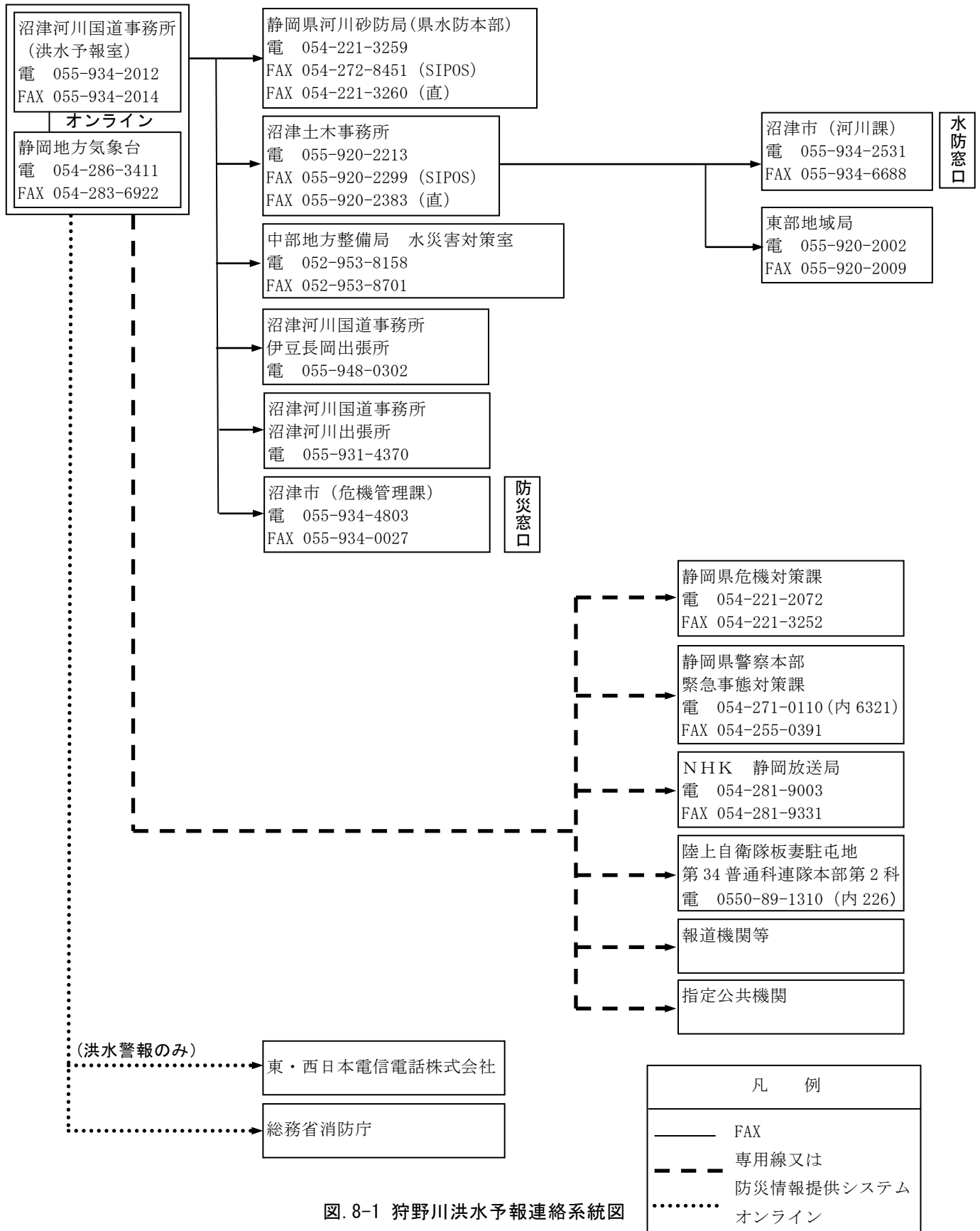


図. 8-1 狩野川洪水予報連絡系統図

第 9 章 水防警報

第 1 節 用語の定義

水防警報（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）

国土交通大臣又は静岡県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は静岡県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第 2 節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川（狩野川及び黄瀬川の指定区域）及び海岸（富士海岸）についての水防警報の発表は、国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長が行うものとし、次に示す各計画に基づき、水位又は波高を示して、水防上の警報を発表する。

狩野川水防警報計画

1 水防警報を行う河川名及び区域

水系	計画名	河川名	区 域	区域延長
狩野川	狩野川水防警報計画	幹 川	左岸 伊豆市修善寺字飯塚290-1地先 右岸 伊豆市柏久保字上ナメド555-3地先	} 修善寺橋から海まで 24,926m
			左岸 駿東郡長泉町本宿字西ノ久根345-11地先 右岸 沼津市大岡字北街道3022-7地先	
	狩野川水防警報計画（津波）	幹 川	左岸 沼津市中瀬町367番地先香貫大橋から海まで 右岸 黄瀬川合流点から海まで	4,800m

2 水防警報の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地	位置 河口から (km)	水防団待 機水位(指 定水位) (m)	氾濫注意 水位(警戒 水位) (m)	出動水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険水 位(洪水特別 警戒水位) (m)	計 画 高水位 (m)
狩 野 川	狩野川	大仁	伊豆の国 市 大仁	右岸 22.8	1.50	2.10	3.00	3.70	4.40	5.64
		千歳橋	伊豆の国 市 南條	右岸 16.5	2.50	4.10	5.00			7.83
		徳倉	駿東郡清 水町徳倉	左岸 7.6	3.00	4.00	4.60	6.80	7.20	7.58
		黒瀬	沼津市 平町	右岸 3.3	2.20	3.60	4.50			7.43
	支川 黄瀬川	本宿	駿東郡長 泉町本宿	左岸合流 点から2.7	2.00	3.00	3.80	3.90	(4.20)	6.18

3 水位の種類

水位の種類及び内容については資料15（P77）のとおりである。

4 水防警報の種類及び発表

水防警報の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）

種 類	内 容	発 表 基 準
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況及び河川状況等により、必要と認められたとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により、必要と認められたとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）

種 類	内 容	発 表 基 準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

5 水防警報連絡系統

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

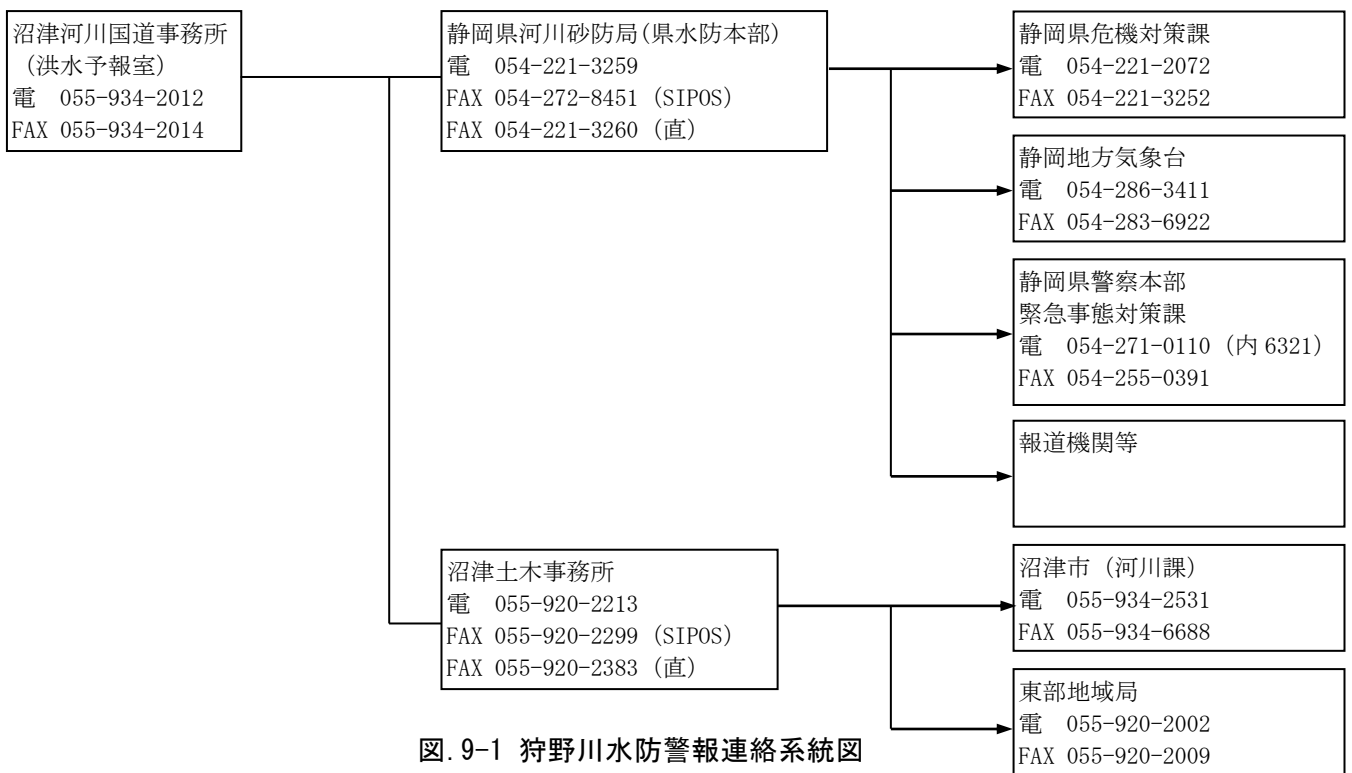


図. 9-1 狩野川水防警報連絡系統図

6 水防警報の伝達用紙

水防警報用紙は様式2-1 (P138)、様式2-3 (P140) のとおりである。

富士海岸水防警報計画

1 水防警報を行う海岸名及び区域（津波の水防警報を含む）

海岸名	区 域	区域延長
富士海岸	起点 沼津市本字千本1906番9地先から 終点 富士市五貫島字八軒屋前1027番2地先まで	約19 k m

2 水防警報の対象波高観測所

海岸名	観測所名	所管	所在地	位置	現況堤防高	発報 担当者	受報 担当者	通信連絡先及びその方法		関係 水防 管理 団体
								発報担当者側	受報担当者側	
富士海岸	原	国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所	沼津市 原	沖合距離 約0.40 k m 設置水深 -45m	9.0～17.0m	沼津河川 国道事務所 所長	沼津土木 事務所長	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) 055-922-2383(直)	電 0545-65-2237 FAX 0545-64-0995 (SIPOS) 0545-65-2294(直)	沼津市 富士市
							富士土木 事務所長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014		
	石廊崎	気象庁 静岡地方気 象台	賀茂郡 南伊豆町 石廊崎	測定範囲沖 合 約200m ～400m			田子の浦 港管理事 務所長	電 0545-33-0498 FAX 0545-33-1009		
							河川 砂防局長	電 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) 054-221-3260(直)		

3 水防警報の種類及び発表

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準（高潮）

種 類	内 容	発 表 基 準
待機・準備	水防団及び消防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防団及び消防機関が出動する必要がある旨を連絡するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により越波が起こるおそれがあると認めるとき。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により越波の発生が迫ってきたと認めるとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により越波の発生が確認或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知をする一方で、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪状況・CCTV等により越波の発生或いは恐れがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	激しい越波の発生の恐れが無くなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨、及び一連の水防活動警報を解除する旨を通告するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により越波の発生或いは恐れがなくなり、災害に対する水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

(2) 水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）

種 類	内 容	発 表 基 準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

種 類	具 体 的 な 発 表 基 準
待機・準備	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡地方気象台より、富士山南東、南西で波浪警報が発表され、さらに原観測所で有義波高3.0m以上、または石廊崎観測所で有義波高4.5m以上が観測された時。 ・気象情報・CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断される時。
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報（台風進路予測等）より、今後、原観測所の有義波高が5m以上になると予想され、さらにCCTV情報等により水防団の出動が必要と判断される時。
距離確保準備	<ul style="list-style-type: none"> ・原観測所で有義波高5m以上が観測され、さらに気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 ・気象情報・CCTV情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。
距離確保	<ul style="list-style-type: none"> ・原観測所で有義波高7m以上が観測され、さらに気象情報、CCTV情報等により、発令が必要と判断される時。 ・越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。
距離確保解除	<ul style="list-style-type: none"> ・原観測所で、有義波高7mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。
解除	<ul style="list-style-type: none"> ・原観測所で、有義波高3mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。

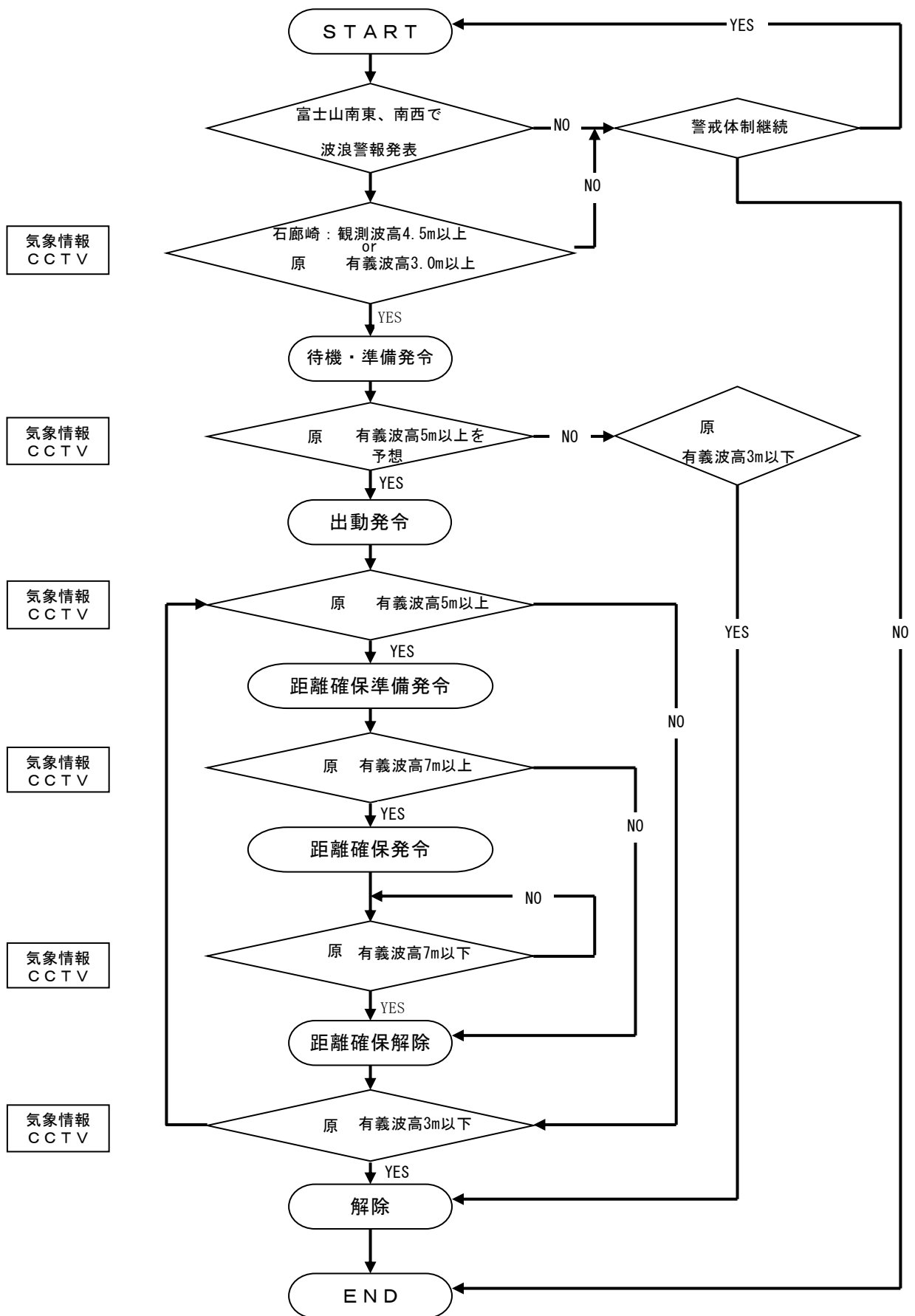


図. 9-2 富士海岸における水防警報発令フロー

4 水防警報連絡系統

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

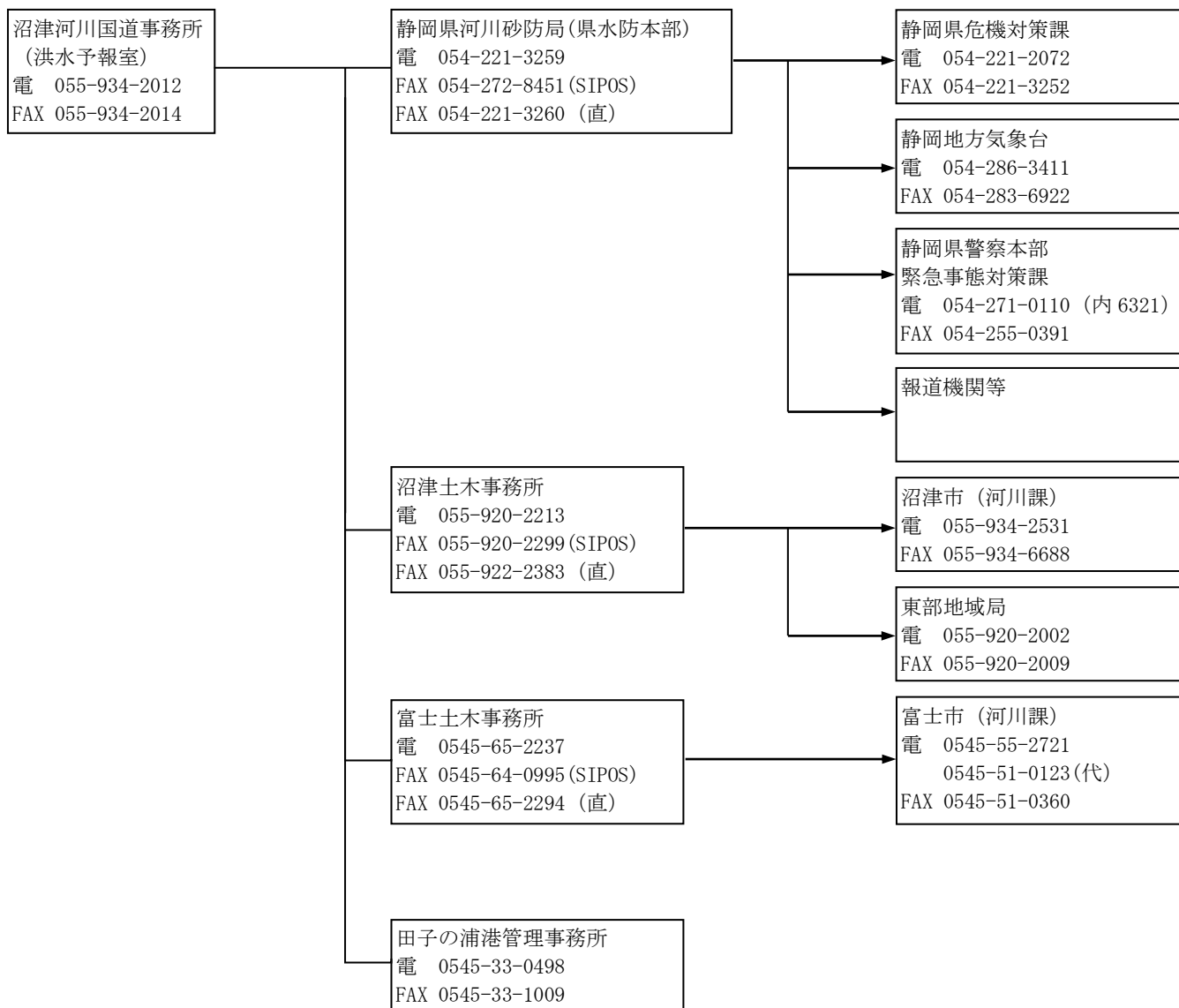


図. 9-3 富士海岸水防警報連絡系統図

5 水防警報の伝達用紙

水防警報用紙は様式2-2 (P139)、様式2-4 (P141) のとおりである。

第3節 狩野川放水路分流堰操作時の通知

国土交通省沼津河川国道事務所長は、静岡県伊豆の国市壺之上地先の狩野川水系狩野川放水路分流堰（以下「分流堰」という。）の操作を行うときは、狩野川放水路分流堰操作規則及び細則に基づき関係機関に対してあらかじめ通知を行い、またサイレン及び警報車により一般に周知する。

1 狩野川放水路放流警報連絡系統

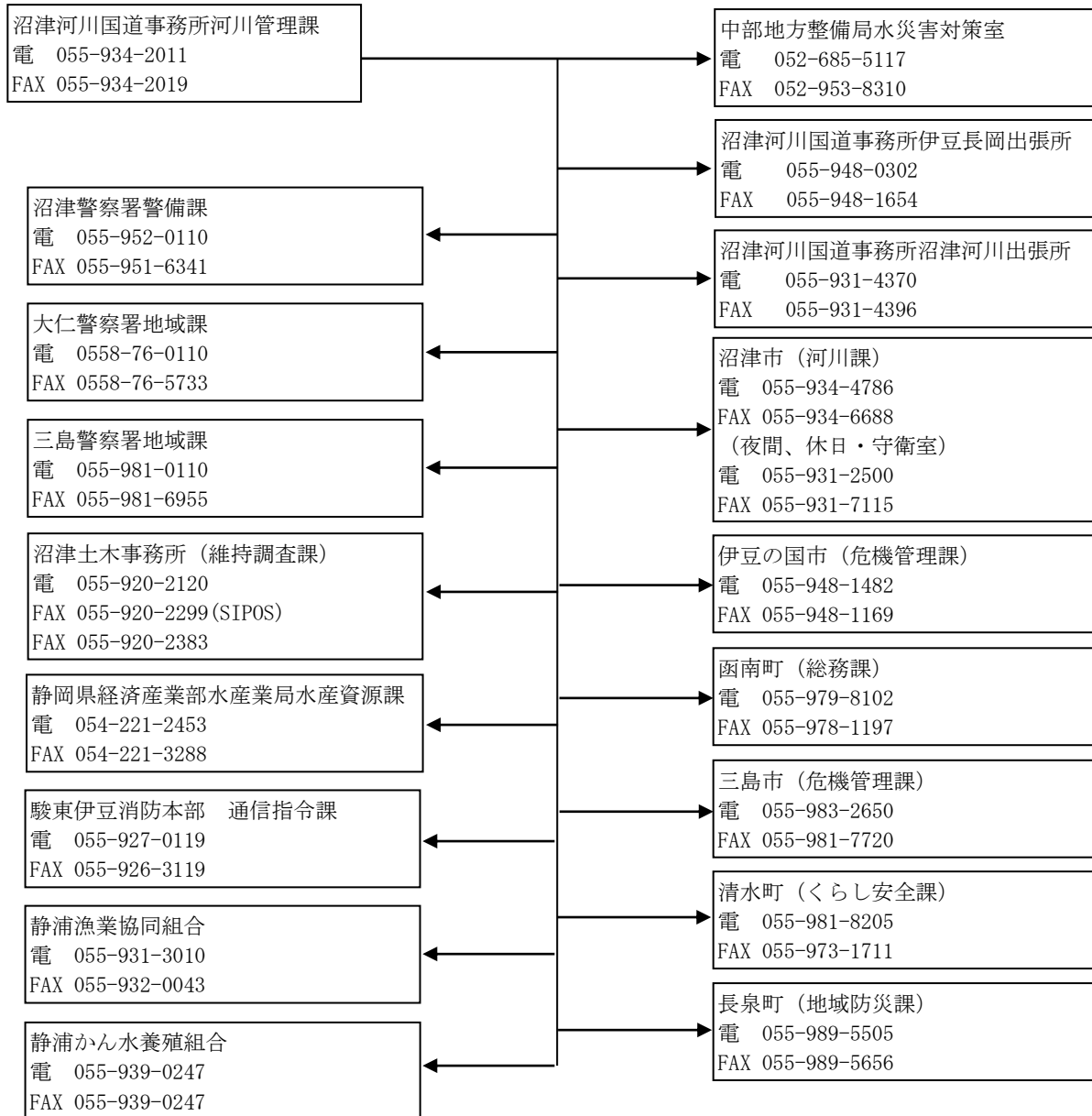


図. 9-4 狩野川放水路放流警報連絡系統図

2 狩野川放水路からの分流に関する通知の伝達用紙

用紙は様式3（P142）のとおりである。

第10章 水位周知河川における水位到達情報

第1節 用語の定義

水位周知河川

国土交通大臣又は静岡県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は静岡県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

第2節 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

静岡県知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

1 水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域

水系名	河川名	区	域	区域延長
狩野川	支川 (黄瀬川)	左岸 駿東郡長泉町本宿字西ノ久根345-11地先 右岸 沼津市大岡字北街道3022-7地先	} 寿橋から幹川合流点まで	2,700m
	派川 〔狩野川〕 〔放水路〕	左岸 幹川分派点から海まで 右岸		3,000m

2 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

水系名	河川名	観測名	所在地	位置	水防団 待機 (指定) 水位 (m)	氾濫 注意 (警戒) 水位 (m)	出動 水位 (m)	避難判 断水位 (m)	氾濫 危険 (洪水特 別警戒) 水位 (m)	計画 高水位 (m)	現況 堤防高 (m)	堤内地 地盤高 (m)
狩野川	支川 黄瀬川	本宿	駿東郡 長泉町 本宿	左岸合流 点から 2.7km	2.00	3.00	3.80	3.90	(4.20)	6.18	左7.2 右8.3	左6.7 右8.3
	派川 (狩野川 放水路)	鏡橋	伊豆の 国市 堀之上	右岸放水 口から 2.5km	—	—	—	6.00	(9.85)	9.85	左14.6 右17.5	左13.9 右17.5

3 水位到達情報の発表する情報の種類、発表基準

発表する情報の種類、発表基準

種 類	発 表 基 準
氾 濫 注 意 情 報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾 濫 警 戒 情 報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾 濫 危 険 情 報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾 濫 発 生 情 報	氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき

4 水位到達情報の連絡系統

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

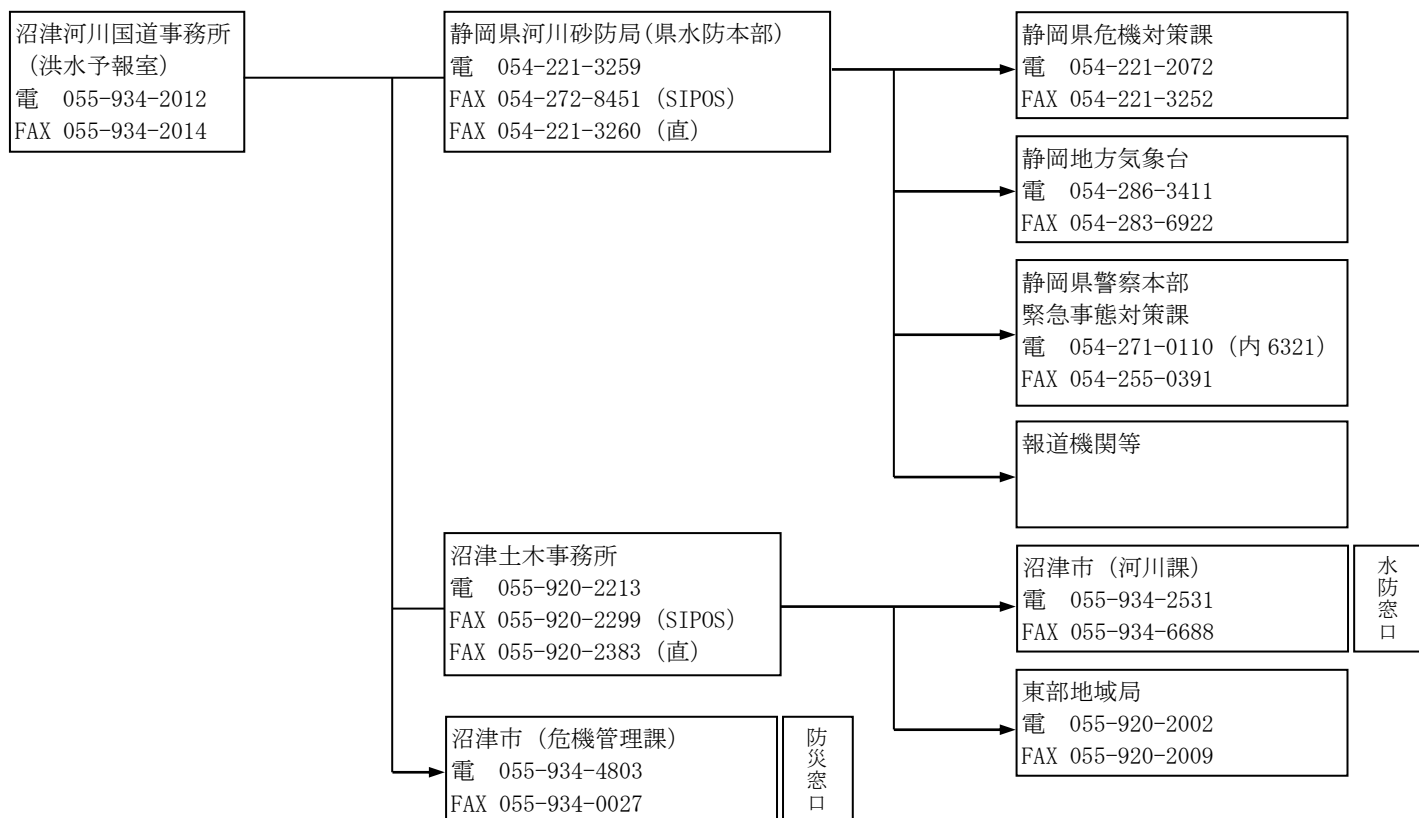


図. 10-1 狩野川水系黄瀬川・狩野川放水路の水位到達情報連絡系統図

5 水位到達情報の伝達用紙

水位到達情報発表用紙は様式4（P143）のとおりである。

第3節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

静岡県知事は、静岡県知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、静岡県知事が指定した河川について通知をした静岡県知事は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

1 水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域

河川名	区 域		区域延長
狩野川	支川 (大場川)	左岸 三島市萩大場川分流点～三島市大場(大場川橋上流)まで 右岸 裾野市伊豆島田大場川分流点～三島市中島(大場川橋上流)まで	8,320m
新中川	幹川	左岸 沼津市東沢田県管理区間起点～海まで 右岸 沼津市東沢田県管理区間起点～海まで	3,350m
富士川	支川 (高橋川)	左岸 沼津市柳沢～沼川合流点まで 右岸 沼津市柳沢～沼川合流点まで	6,000m
富士川	支川 (沼川)	左岸 富士市境～海まで 右岸 富士市境～海まで	5,900m

2 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

河川名		観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団 待機 (通報) 水位 (m)	氾濫 注意 (警戒) 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 (洪水 特別警戒) 水位 (m)	既往 最高 水位 (m)
狩野川	支川 (大場川)	下神川橋	沼津 土木	三島市 加茂川町	狩野川合流 点から 6.50km	2.00	2.50		4.00	4.25
新中川	幹川	丸子橋	沼津 土木	沼津市 東間門	河口から 0.76km	1.50	1.80	1.80	2.73	2.48
富士川	支川 (高橋川)	青野	沼津 土木	沼津市 青野	沼川合流点 から 1.56km	1.00	1.80	2.20	3.00	3.43

河川名		観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機 (通報) 水位 (m)	氾濫注意 (警戒) 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 (洪水特別警戒) 水位 (m)	既往 最高 水位 (m)
富士川	支川 (沼川)	河合橋	富士 土木	富士市 鈴川	河口から 2.24km	2.10	2.50		2.98	3.19

3 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を越える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（法第13条）。水防管理者において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

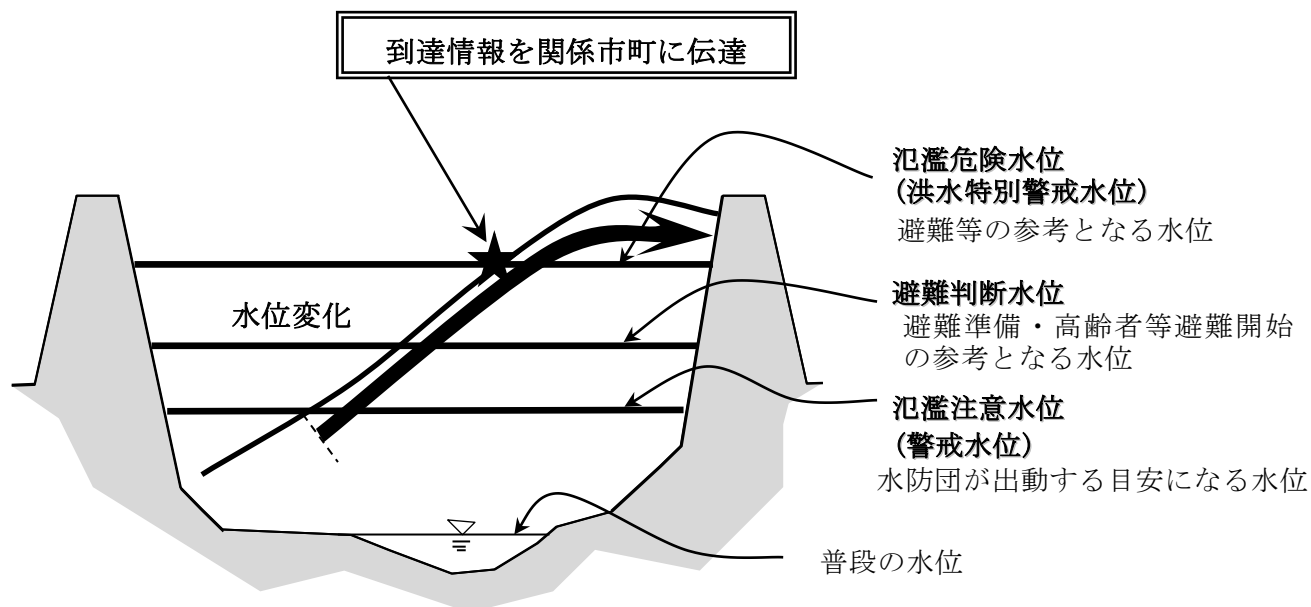


図.10-2 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の設定

4 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

5 水位到達情報の連絡系統

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

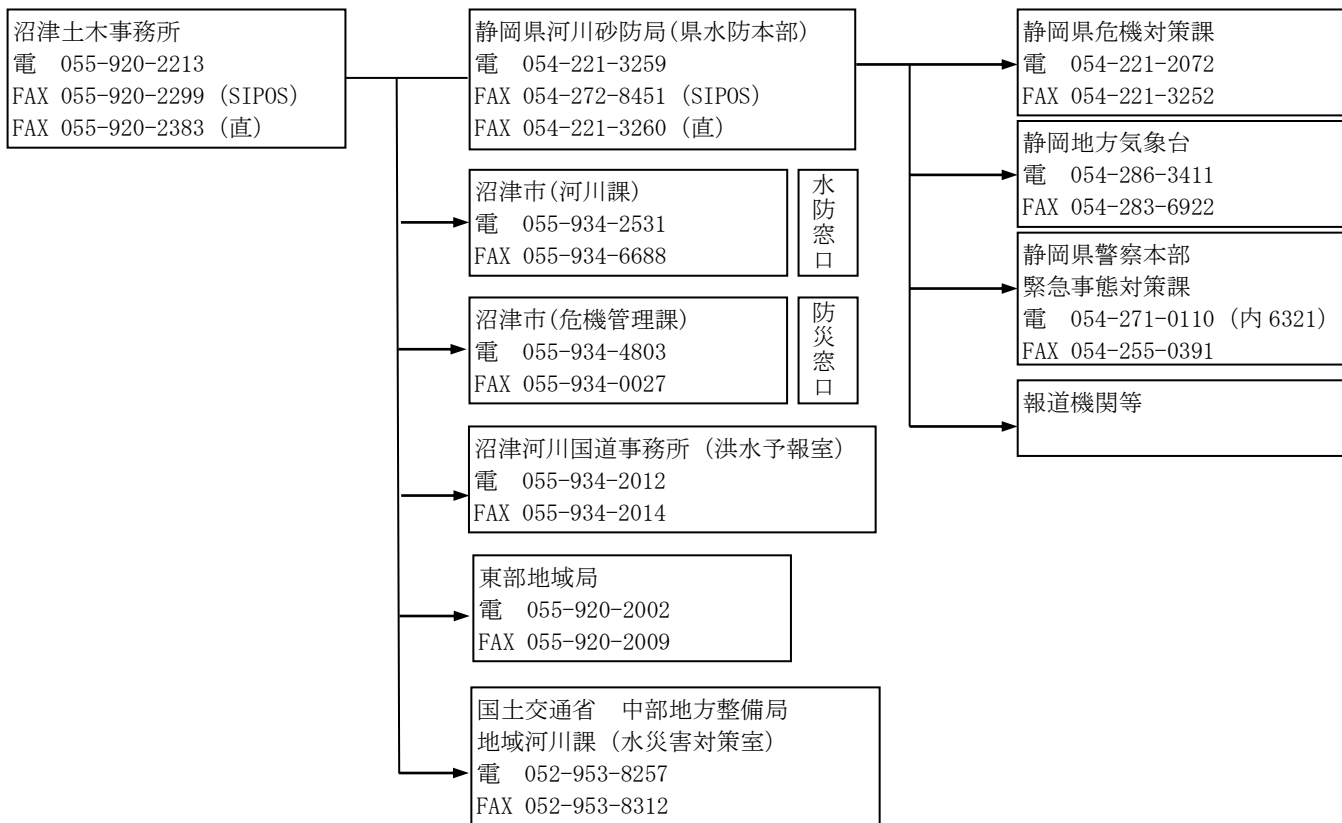


図. 10-3 狩野川水系大場川、新中川水系幹川及び富士川水系高橋川の水位到達情報連絡系統図

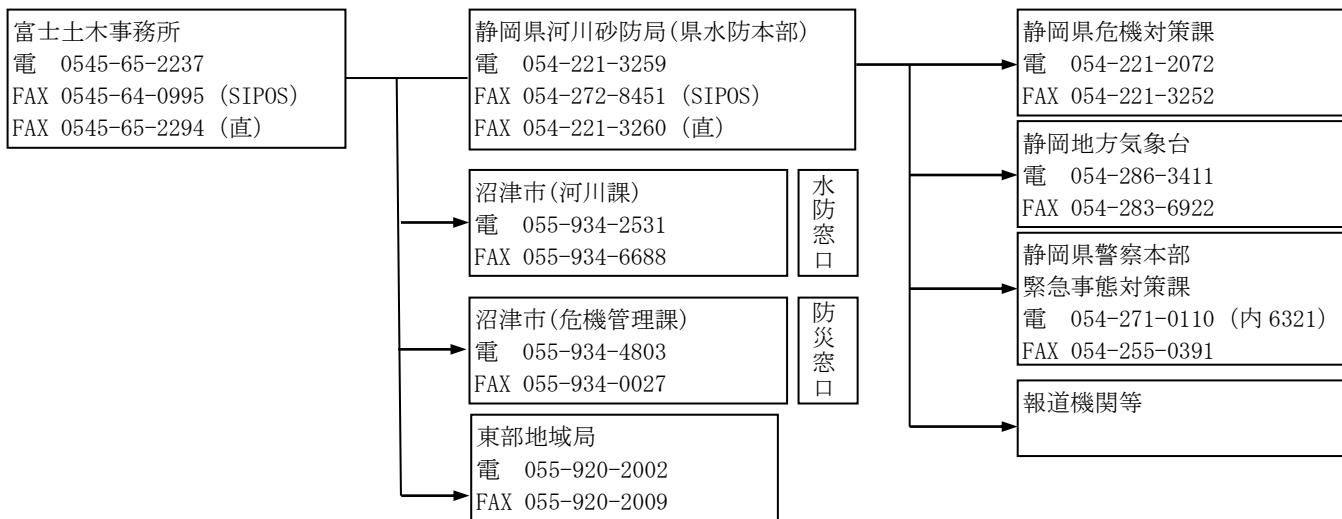


図. 10-4 富士川水系沼川の水位到達情報連絡系統図

6 水位到達情報の伝達用紙

水位到達情報発表用紙は様式5 (P148) のとおりである。

第 1 1 章 協力応援

第 1 節 河川管理者の協力

- 1 河川管理者国土交通省中部地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。
 - (1) 河川に関する情報の提供
水防管理団体への情報伝達の方法は資料 1 6 (P 8 3) のとおりである。
 - (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
 - (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
 - (5) 水防活動の記録及び広報
- 2 河川管理者静岡県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。
 - (1) 河川に関する情報の提供
水防管理団体への情報伝達の方法は資料 1 7 (P 8 4) のとおりである。
 - (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
 - (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
 - (5) 水防活動の記録及び広報

第 2 節 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求められることができる。(法第 2 3 条)
ただし、県水防本部長は、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。
- 2 応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第 3 節 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、沼津市地域防災計画共通対策編第 3 章第 2 6 節に定めるところによる。

第 4 節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、沼津警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。(法第 2 2 条)

第5節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

- 1 水防管理者は、水害等の発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請を行うことができる（派遣に係る費用は本市が負担する）。
- 2 国土交通省災害対策用車両の派遣要請を行う場合には、沼津河川国道事務所（流域治水課）へ直接電話連絡（電話番号：055-934-2009）して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当の連絡先等、派遣に必要な事項をFAX（FAX：055-934-2019）により合わせて提示する。

また、要請に関する様式は、様式7-1、様式7-2（P150～P151）のとおりである。

なお、派遣要請した場合には、速やかに沼津水防区長を経由して静岡県水防本部長まで報告するものとする。

派遣要請のできる災害対策用車両等一覧は資料18（P85）のとおりである。

第 1 2 章 水防てん末報告

第 1 節 県水防本部長への水防報告

- 1 水防管理者は、洪水・高潮等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、次の事項をとりまとめ、様式 6（P 1 4 9）により水防活動実施後 1 0 日以内に沼津水防区を經由し静岡県水防本部長に報告するものとする。

- 2 水防てん末報告事項
 - (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
 - (2) 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
 - (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
 - (4) 消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
 - (5) 水防作業の状況
 - (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
 - (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
 - (8) 水防法第 2 8 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
 - (9) 応援の状況
 - (10) 居住者出勤の状況
 - (11) 警察関係の援助の状況
 - (12) 現場指導の官公署氏名
 - (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
 - (14) 水防関係者の死傷
 - (15) 殊勲者及びその功績
 - (16) 殊勲水防（消防）団及びその功績
 - (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第 1 3 章 水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防計画

- 1 市は、県の水防計画に応じた水防計画を策定し、知事に届け出なければならない。
- 2 水防計画を変更したときはその都度届け出るものとする。
- 3 水防計画は、関係機関に通知し、その旨を公表する。

第 2 節 水防訓練

市は、法第 3 2 条の 2 の規定に基づき、県と協議の上、出水期までに水防訓練を行う。

第 1 4 章 そ の 他

第 1 節 費用負担及び公用負担

1. 水防管理団体が、その管轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。(法第 4 1 条)

但し、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事があつせんするものとする。

- (1) 法第 2 3 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 4 2 条の規定により、著しく利益を受けた市町村の一部負担

2. 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法第 2 8 条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他障害物の処分

3. 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあつては、図. 14-1 のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限書			
沼津市消防団〇〇分団			
何 某			
右の者	の区域における水防法第 2 8 条第 1 項の権限を委任した		
ことを証明する。			
年	月	日	
沼津市長	氏	名	(印)

図. 14-1 公用負担権限委任証明書

4. 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、図. 14-2 のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

第 号		公用負担命令書				
年	月	日	目的物 負担内容	種類 使用	員数 収用	処分
				沼津市長	氏	名 (印)
				事務取扱者	氏	名 (印)
			殿	-----切取線-----		
第 号		受領書				
			公用負担命令書 右受領した			
			年 月 日		氏	名 (印)
			殿			

図. 14-2 公用負担命令書

第2節 公務災害補償

消防団員又は消防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、沼津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年6月30日沼津市条例第24号）により補償する。

資 料 編

資料1 洪水予報指定河川(狩野川)の消防団受持ち区域

表1-1 洪水予報指定河川(狩野川)の消防団受持ち区域

河川名	区域	延長(km)	担当分団	集合場所	責任者
狩野川左岸	大平・函南町境～ 大平・清水町境	2.0	第29分団 第30分団	第29分団詰所 第30分団詰所	第29分団長 第30分団長
〃	上香貫一の洞・清水町境～ 我入道江川町境	4.3	第3分団	第3分団詰所	第3分団長
〃	我入道江川町境～ 河口	0.8	第5分団	第5分団詰所	第5分団長
狩野川右岸	二ツ谷排水機場下流～ 三園橋上流	0.8	第1分団	第1分団詰所	第1分団長
〃	三園橋下流～ 河口	2.8	第2分団	第2分団詰所	第2分団長
〃 (黄瀬川)	寿橋下流～ 二ツ谷排水機場上流	3.8	第20分団 第21分団	第20分団詰所 第21分団詰所	第20分団長 第21分団長

資料 2 重要水防箇所

表 2-1-1 国土交通省 重要水防箇所の区分

種 類	内 容
重要区間	堤防高さ(流下能力)、堤防断面、工作物、水衝・洗掘、漏水、法崩れ・すべりの6種別において一定の基準を満たしていない区間をAランク又はBランクに区分している Aランク：水防上(監視又は巡視する)最も重要な区間 Bランク：水防上(監視又は巡視する)重要な区間
要注意区間	洪水に対する対策が一定に実施されているが、重要区間とは別に水防上注意する区間と出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により堤防に影響を及ぼす箇所及び陸閘、新堤防(築堤後3年間)、破堤・旧川跡
重点区間	重要区間及び要注意区間の中から総合的に判断し、水防時に重点的に監視又は巡視すべき区間である なお、重点区間は河川延長の1割程度を目安とし、各水防団の分団ごと又は水防団ごと設定することを基本とする

表 2-1-2 国土交通省 重要水防箇所評定基準 (案)

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	1. 計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所	1. 計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体 漏水	1. 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 2. 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所 3. 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	1. 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所 2. 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
		3. 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
基礎地盤漏水	<p>1. 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所</p> <p>2. 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所</p> <p>3. 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>1. 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に係る変状が集中している箇所</p> <p>2. 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じるおそれがある箇所</p> <p>3. 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p>	
水衝・洗掘	<p>1. 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所</p> <p>2. 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>3. 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所</p>	1. 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工 作 物	<p>1. 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所</p> <p>2. 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所</p>	1. 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工 事 施 工			1. 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡			1. 新堤防で築造後3年以内の箇所 2. 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸 閘			1. 陸閘が設置されている箇所

表. 2-1-3 直轄(国管理)区間重要水防箇所(沼津水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川種別	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
					郡市	区町	大字					
1	一級	狩野川	一級	狩野川	江川排水機場上下流		我入道江川 がにゆうどうえがわ 我入道江川 沼津市 にしじまちょう 西島町	左	220	0.6K+113m) 0.8K+108m	B	河積不足
2	一級	狩野川	一級	狩野川	港大橋上流		沼津市 にしじまちょう 西島町	左	204	1.0K+112m) 1.2K+93m	B	河積不足
3	一級	狩野川	一級	狩野川	港大橋上流		にしじまちょう 西島町) よしだちょう 吉田町	左	195	1.2K+93m) 1.4K+103m	B	堤防の脆弱性
4	一級	狩野川	一級	狩野川	永代橋下流		よしだちょう 吉田町) よしだちょう 吉田町	左	168	1.6K+92m) 1.8K+77m	B	堤防の脆弱性
5	一級	狩野川	一級	狩野川	沼津市		よしだちょう 吉田町) いちばちょう 市場町	左	170	1.8K+77m) 2.0K+94m	B	河積不足
6	一級	狩野川	一級	狩野川	市場樋管～黒瀬橋		いちばちょう 市場町) くろせちょう 黒瀬町	左	1,137	2.2K+92m) 3.4K+112m	B	パイピング破壊
7	一級	狩野川	一級	狩野川	あゆみ橋～第四小学校		いちばちょう 市場町) みゆきちょう 御幸町	左	509	2.4K+90m) 3.0K+106m	B	河積不足
8	一級	狩野川	一級	狩野川	御園橋上流		みゆきちょう 御幸町	左	197	2.8K+91m) 3.0K+106m	B	堤防の脆弱性
9	一級	狩野川	一級	狩野川	黒瀬橋下流		ほんごうちょう 本郷町) くろせちょう 黒瀬町	左	226	3.2K+115m) 3.4K+112m	B	河積不足
10	一級	狩野川	一級	狩野川	黒瀬橋下流		ほんごうちょう 本郷町) くろせちょう 黒瀬町	左	226	3.2K+115m) 3.4K+112m	B	堤防の脆弱性
11	一級	狩野川	一級	狩野川	香貫大橋下流		なかぜちょう 中瀬町	左	173	4.6K+98m) 4.8K+75m	B	河積不足

水防工法	水防団	水防倉庫	避難場所等					備考	
			避難立退予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者(避難誘導者)		伝達方法
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第三地区センター(第三中学校) ②香貫小学校 ③沼津工業高校 ④第三小学校 ⑤我入道コミュニティ防災センター	①055-934-8003(055-931-1553) ②055-931-1234 ③055-931-0343 ④055-931-0353 ⑤055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター ④第三地区センター(第三中学校) ⑤香貫小学校 ⑥沼津工業高校 ⑦第三小学校 ⑧我入道コミュニティ防災センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411 ④055-934-8003(055-931-1553) ⑤055-931-1234 ⑥055-931-0343 ⑦055-931-0353 ⑧055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線広報車	
月の輪工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター ④第三地区センター(第三中学校) ⑤香貫小学校 ⑥沼津工業高校 ⑦第三小学校 ⑧我入道コミュニティ防災センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411 ④055-934-8003(055-931-1553) ⑤055-931-1234 ⑥055-931-0343 ⑦055-931-0353 ⑧055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線広報車	
月の輪工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター ④第三地区センター(第三中学校) ⑤香貫小学校 ⑥沼津工業高校 ⑦第三小学校 ⑧我入道コミュニティ防災センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411 ④055-934-8003(055-931-1553) ⑤055-931-1234 ⑥055-931-0343 ⑦055-931-0353 ⑧055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター ④第三地区センター(第三中学校) ⑤香貫小学校 ⑥沼津工業高校 ⑦第三小学校 ⑧我入道コミュニティ防災センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411 ④055-934-8003(055-931-1553) ⑤055-931-1234 ⑥055-931-0343 ⑦055-931-0353 ⑧055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線広報車	
釜段工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線広報車	狩重1,2
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線広報車	狩重1,2
月の輪工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線広報車	狩重1,2
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市民文化センター ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-932-6111 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線広報車	狩重1
月の輪工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線広報車	狩重1
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川種別	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由
					郡市	区町	大字					
12	一級	狩野川	一級	狩野川	香貫大橋下流付近 沼津市		かみかぬき 上香貫	左	60	5.0K-6m S 5.0K+54m	B	河積不足
13	一級	狩野川	一級	狩野川	外原第一樋管付近 駿東郡 清水町		やまがしたちよう 山ヶ下町 S とくら 徳倉	左	661	5.2K+127m S 5.8K+116m	B	暫定堤防
18	一級	狩野川	一級	狩野川	江尻樋管～新城樋管 下流400m 沼津市		おおひら 大平	左	624	9.0K+110m S 9.6K+48m	B	河積不足
19	一級	狩野川	一級	狩野川	大平小学校付近 沼津市		おおひら 大平	左	209	9.6K+48m S 11.0K+107m	B	暫定堤防
20	一級	狩野川	一級	狩野川	新城橋上下流 沼津市		おおひら 大平	左	1,081	11.0K+107m S 12.6K+5m	B	河積不足
41	一級	狩野川	一級	狩野川	港大橋下流付近 沼津市		たではらちよう 蓼原町	右	154	0.6K+78m S 0.8K+76m	B	河積不足
42	一級	狩野川	一級	狩野川	港大橋上下流 沼津市		たではらちよう 蓼原町 S しもがわらちよう 下河原町	右	735	0.6K+78m S 1.4K+103m	B	堤防の脆弱性
43	一級	狩野川	一級	狩野川	湊大橋上流 沼津市		ほんじやまつ 本蛇松 S じやまつちよう 蛇松町	右	201	1.0K+103m S 1.2K+99m	B	河積不足
44	一級	狩野川	一級	狩野川	下河原第三陸閘上下流 沼津市		ほん 本	右	348	1.6K+114m S 2.0K+20m	B	河積不足
45	一級	狩野川	一級	狩野川	永代橋上流 沼津市		なちよう 仲町 S うおちよう 魚町	右	231	2.0K+60m S 2.2K+90m	B	無堤防
46	一級	狩野川	一級	狩野川	あゆみ橋～黒瀬橋 沼津市		おおてまち 大手町 S おおか 大岡	右	1,213	2.4K+111m S 3.6K+78m	B	河積不足
47	一級	狩野川	一級	狩野川	黒瀬橋上流 沼津市		おおか 大岡	右	364	3.4K+108m S 3.8K+100m	B	堤防の脆弱性
48	一級	狩野川	一級	狩野川	黄瀬川合流点下流 沼津市		おおおかせがわ 大岡(木瀬川)	右	414	4.4k+138m S 4.8k	B	パイピング破壊
74	一級	狩野川	一級	黄瀬川	狩野川合流点～黄瀬川大橋 沼津市		おおおかせがわ 大岡(木瀬川)	右	931	0.0K S 1.0K+124m	B	パイピング破壊
75	一級	狩野川	一級	黄瀬川	黄瀬川大橋付近 沼津市		おおか 大岡	右	32	1.0K+60m S 1.0K+92m	B	洗堀の暫定施工
76	一級	狩野川	一級	黄瀬川	黄瀬川大橋上流 沼津市		おおか 大岡	右	233	1.0K+124m S 1.2K+110m	B	河積不足
77	一級	狩野川	一級	黄瀬川	新田陽水堰下流付近 沼津市		おおか 大岡	右	58	1.8K+102m S 1.8K+160m	B	洗堀の暫定施工
重要度B 小計					河川：28箇所				10,974			

水防工法	水防団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者(避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	狩重3
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第三地区センター (第三中学校) ②香貫小学校 ③沼津工業高校 ④第三小学校 ⑤我入道コミュニ ティ防災センター	①055-934-8003 (055-931-1553) ②055-931-1234 ③055-931-0343 ④055-931-0353 ⑤055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	2850 1450	大平地区センター (大平小学校)	055-934-3980 (055-931-5020)	沼津市長	大平方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	2850 1450	大平地区センター (大平小学校)	055-934-3980 (055-931-5020)	沼津市長	大平方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	2850 1450	大平地区センター (大平小学校)	055-934-3980 (055-931-5020)	沼津市長	大平方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
月の輪工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	狩重 14
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第一地区センター (第一小学校) ②第一中学校	①055-963-5088 (055-962-0351) ②055-962-1551	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
月の輪工	沼津市	香貫	—	①第一地区センター (第一小学校) ②第一中学校	①055-963-5088 (055-962-0351) ②055-962-1551	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
釜段工	沼津市	香貫	—	①大岡小学校 ②大岡南小学校 ③大岡中学校	①055-921-1885 ②055-962-0355 ③055-921-1557	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
釜段工	沼津市	香貫	—	①大岡小学校 ②大岡南小学校 ③大岡中学校	①055-921-1885 ②055-962-0355 ③055-921-1557	沼津市長	大岡方面隊長	同報無線 広報車	
木流し工	沼津市	香貫	—	①大岡小学校 ②大岡南小学校 ③大岡中学校	①055-921-1885 ②055-962-0355 ③055-921-1557	沼津市長	大岡方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①大岡小学校 ②大岡南小学校 ③大岡中学校	①055-921-1885 ②055-962-0355 ③055-921-1557	沼津市長	大岡方面隊長	同報無線 広報車	
木流し工	沼津市	香貫	—	①大岡小学校 ②大岡南小学校 ③大岡中学校	①055-921-1885 ②055-962-0355 ③055-921-1557	沼津市長	大岡方面隊長	同報無線 広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川種別	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由
					郡市	区町	大字					
7	一級	狩野川	一級	狩野川	香貫大橋付近 沼津市	清水町	かみかぬき 上香貫	左	42	4.8K+151m S 5.0K+30m	要注意	R2狩野川整備工事 R3.2完成
13	一級	狩野川	一級	狩野川	スルガマリーナ 沼津市		しもがわらちよう 下河原町	右	95	1.4K-23m S 1.4K+72m	要注意	下河原護岸整備工事 R2.2完成
要注意小計					河川：2箇所				137			
合計					30箇所				11,111			

注) 合計は堤防詳細点検及び要注意区間を除く
備考欄にある狩重とは、対象区間が狩野川水系の重点区間であることを示す。
また、番号は巻末重要水防箇所位置図と対照とする。

水防 工法	水管 団 体	水防 倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市民文化センター ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-932-6111 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	

表 2-2-1 静岡県（県管理区間）重要水防箇所の区分

種 類	内 容
重要度 A	洪水出水中定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所 （すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視に当る）
重要度 B	洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所 （洪水警報を受けたときより巡回、監視に当る）

表 2-2-2 静岡県（県管理区間）重要水防箇所評定基準

重要度 A	重要度 B
<p>時間雨量30mm/h、日雨量 130mm/日、相当の降雨（基準流量）に対し、下記事項により施設被害の想定規模が 200 戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所</p> <p>（機能度及び耐用度）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 流下能力がないもの（基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定） 2. 漏水、洗掘が予想される箇所 3. 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4. 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 <p>以上どれか 1 つに該当する場合、重要度 A に指定する</p>	<p>時間雨量50mm/h、日雨量 200mm/日、相当の降雨（基準流量）に対し、下記事項により施設被害の想定規模が 25 戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所</p> <p>（機能度及び耐用度）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 流下能力がないもの（基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定） 2. 漏水、洗掘が予想される箇所 3. 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4. 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 <p>以上どれか 1 つに該当する場合、重要度 B に指定する</p>

表. 2-2-3 県管理区間重要水防箇所(沼津水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川種別	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
					郡市	区町	大字					
沼-2	二級	新中川	二級	新中川	JR下流20m～JR上流180m			左右	200	1.0K+20m S 1.2K+20m	A	断面狭小
沼-3	二級	新中川	二級	新中川	東沢田橋下流50m～東沢田橋上流100m			左右	150	3.0K+50m S 3.2K	A	断面狭小
重要度A小計					河川：2箇所				350			
沼-5	一級	狩野川	一級	観音川	沼津港内港合流～富士見橋	せんぼんみなとちょう 千本港町 S いちみちちょう 市道町		左右	1,550	0.2K S 1.7K+50m	B	断面狭小
沼-13	一級	富士川	一級	沼津大沢川	沼津市	いしかわ 石川		左右	600	0.7K S 1.3K	B	断面狭小
沼-16	二級	新中川	二級	新中川	JR上流180m～東沢田橋下流50m	ほん 本 S わかばちょう 若葉町		左右	1,830	1.2K+20m S 3.0K+50m	B	断面狭小
沼-17	一級	狩野川	一級	沼津江川	狩野川合流点～(国)414号	がにゅうどう 我入道 S かみかぬき 上香貴		左右	704	0.0K S 0.7K+4m	B	内水排除能力不足
沼-18	一級	富士川	一級	高橋川	無名橋～中沖橋	おおの 青野		左右	800	1.2K S 2.0K	B	堤防高不足
沼-22	一級	富士川	一級	沼川	沼川第2放水路～大川橋	はら 原		左	3,400	25.8K S 29.0K	B	内水排除堤防高不足
重要度B小計					河川：6箇所				8,884			
中計				河川数箇所数	6本 8箇所				9,234			
計				県管理	河川：8箇所				9,234			
合計				水防区計	38箇所				20,345			

水防工法	水防団体	水防倉庫	避難場所等					備考	
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)		伝達方法
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第一地区センター (第一小学校) ②第一中学校 ③第五地区センター (第五中学校) ④開北小学校 ⑤第五小学校	①055-963-5088 (055-962-0351) ②055-962-1551 ③055-925-8686 (055-921-1555) ④055-921-4041 ⑤055-921-0355	沼津市長	中央方面隊長 片浜方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	300	①金岡地区センター (金岡小学校) ②金岡中学校 ③沢田小学校	①055-924-5070 (055-921-1371) ②055-921-1558 ③055-924-0161	沼津市長	金岡方面隊長	同報無線 広報車	

積土のう工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①浮島小学校 ②浮島中学校	①055-966-2004 ②055-966-2040	沼津市長	浮島方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第五地区センター (第五中学校) ②開北小学校 ③第五小学校 ④金岡地区センター (金岡小学校)	①055-925-8686 (055-921-1555) ②055-921-4041 ③055-921-0355 ④055-924-5070	沼津市長	中央方面隊長 金岡方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第三地区センター (第三中学校) ②香貫小学校 ③沼津工業高校 ④第三小学校 ⑤我入道コミュニ ティ防災センター	①055-934-8003 (055-931-1553) ②055-931-1234 ③055-931-0343 ④055-931-0353 ⑤055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①愛鷹地区センター ②愛鷹小学校 ③愛高中学校 ④原東小学校 ⑤原小学校	①055-966-5301 ②055-966-4244 ③055-966-4229 ④055-967-1213 ⑤055-955-0034 ⑥055-966-0138	沼津市長	愛鷹方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	2,400	①片浜地区センター (片浜小学校) ②片浜中学校 ③今沢小学校 ④今沢地区センター ⑤今沢中学校 ⑥原東小学校 ⑦原小学校 ⑧原中学校	①055-964-0926 (055-962-0357) ②055-962-1556 ③055-966-5522 ④055-969-0610 ⑤055-966-9981 ⑥055-967-1213 ⑦055-966-0034 ⑧055-966-0138	沼津市長	原方面隊長 片浜方面隊長	同報無線 広報車	

資料3 湛水注意箇所

表. 3-1 湛水注意箇所一覧

(時間雨量50mm及び異常潮位)

位 置	関係河川名	湛水面積(ha)	摘 要
沼津市大平地内	大平江川	70.0	
沼津市三貫地地内	沼津江川	50.0	
沼津市樋ノ口地内	塚田川・新川	60.0	
沼津市西椎路・松長地内	沼 川	270.0	
沼津市西沢田地内	新 中 川	10.0	
沼津市浮島地内	沼 川	320.0	
計	6ヶ所	780.0	

資料4 水防上重大な影響のある橋梁一覧

表. 4-1 水防上重大な影響のある橋梁一覧

対象番号	河川	路線	橋梁 (構造)	形状 (LW) m	位置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
狩工-B1	狩野川	(市) 0107号線	永代橋 (鉸桁橋・3径間)	162.00 16.00	沼津市		市場町 仲町	断面小	沼津市
狩工-B2	狩野川	(一) 原木沼津線	御成橋 (ア一桁橋・3径間)	130.00 13.00	沼津市		市場町 上土町	桁下不足	静岡県
狩工-B3	狩野川	(国) 414号	三園橋 (I桁橋・5径間)	148.70 14.00	沼津市		御幸町 三枚橋町	桁下不足	静岡県
狩工-B4	狩野川	(市) 0110-1号線	黒瀬橋 (箱桁橋・3径間)	176.50 6.00	沼津市		黒瀬町 平町	桁下不足	沼津市
狩工-B6	狩野川	(一) 三島静浦港線	新城橋 (箱桁橋・5径間)	230.00 6.00	沼津市 三島市		大平 御園	桁下不足	静岡県
狩工-B12	狩野川 (黄瀬川)	(一) 富士清水線	黄瀬川大橋 (I桁橋・5径間)	83.50 12.50	駿東郡 沼津市	清水町	長沢 木瀬川	桁下不足	静岡県
狩工-B13	狩野川 (黄瀬川)	JR御殿場線	御殿場線鉄道橋 (I桁橋・3径間)	48.80 1.83	駿東郡 沼津市	長泉町	本宿 上石田	桁下不足	JR東海 (株)
狩工-B14	狩野川 (黄瀬川)	(主) 大岡元長窪線	新寿橋 (I桁橋・3径間)	52.50 11.00	駿東郡 沼津市	長泉町	本宿 大岡(上石田)	桁下不足	静岡県
狩工-B15	狩野川 (黄瀬川)	(町) 1号線 (市) 3138号線	寿橋 (T桁橋・4径間)	43.70 4.60	駿東郡 沼津市	長泉町	本宿 大岡(上石田)	桁下不足	長泉町 沼津市
計			9						

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。(狩工：狩野川水系工作物重要水防箇所図)

資料5 水防上注意を要する水門等一覧

表. 5-1 沼津市内(直轄区間)における水防上注意を要する水門等一覧

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所 連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
狩工- 要注意 1	狩野川	我入道 第1陸閘	沼津市		我入道 浜町	6.6	2.1	1.5	1	鋼製横引戸	国土 交通省	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工- 要注意 2	狩野川	我入道 第2陸閘	沼津市		我入道 津島町	6.6	2.1	1.2	1	鋼製横引戸	国土 交通省	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工- 要注意 3	狩野川	我入道 第3陸閘	沼津市		我入道 津島町	4.6	2.1	1.2	1	鋼製横引戸	国土 交通省	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工- 要注意 4	狩野川	我入道 第4陸閘	沼津市		我入道 東町	3.6	2.1	1.5	1	鋼製横引戸	国土 交通省	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工- 要注意 5	狩野川	我入道 第5陸閘	沼津市		我入道 東町	3.6	2.1	1.2	1	鋼製横引戸	国土 交通省	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工- 要注意 6	狩野川	我入道 第6陸閘	沼津市		我入道 江川町	3.0	2.0	1.2	1	鋼製横引戸	国土 交通省	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工- 要注意 14	狩野川	下河原 陸閘	沼津市		下河原	16.0	1.1	1.9	1	鋼製横引戸	国土 交通省	沼津河川国道事務所 (055)934-2012
狩工- 要注意 15	狩野川	大手町 陸閘	沼津市		大手町	1.2	1.2	1.3	1	鋼製片開ドア	国土 交通省	沼津河川国道事務所 (055)934-2012
狩工- 要注意 16	狩野川	平町陸閘	沼津市		平町	3.0	2.0	1.2	1	鋼製片開ドア	国土 交通省	沼津河川国道事務所 (055)934-2012
直轄区間 計		9										

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。(狩工：狩野川水系工作物重要水防箇所図)

表. 5-2 沼津市内(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所 連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
沼- 32	高橋川	池田川水門	沼津市		青野		1.40	1.40	2	鋼製 スピンドル・電動	沼津市	沼津市河川課 (055)934-4786
沼- 38	牛臥海岸	牛臥水門	沼津市		下香貫	21.0	2.60			電 動	静岡県	沼津土木事務所 (055)920-2213
県管理区間 計		2										

資料6 土石流危険箇所

番号	箇所番号	箇所名	位置		大字	小字	(砂防3法) 指定年月日
			郡市	町村			
1	203-I-018	久保沢	沼津市		本郷町		
2	203-I-019	本郷沢右支川	沼津市		本郷町		
3	203-I-020	本郷沢左支川	沼津市		南本郷町		
4	203-I-041	木の宮沢B	沼津市		下香貫木ノ宮		
5	203-I-042	木の宮沢A	沼津市		下香貫木ノ宮		木ノ宮沢(H27.8.18)
6	203-Ⅲ-001	木の宮沢C	沼津市		下香貫木ノ宮		
7	203-I-043	下香貫沢	沼津市		下香貫林ノ下		
8	203-I-017	黒瀬沢	沼津市		中原町		
9	203-I-016	天神洞沢	沼津市		中瀬町		
10	203-I-036	八重沢A	沼津市		下香貫八重		
11	203-I-037	長ヶ洞川	沼津市		上香貫長洞		
12	203-I-038	八重沢B	沼津市		下香貫八重		
13	203-I-039	八重沢C	沼津市		下香貫八重		
14	203-I-040	八重沢D	沼津市		下香貫八重		
15	203-I-044	鷺頭川	沼津市		多比		鷺頭川(H26.6.23)
16	203-I-045	峯川	沼津市		多比		
17	203-I-060	舟越川	沼津市		多比		
18	203-I-061	大多比川	沼津市		多比		
19	203-I-059	江之浦沢	沼津市		江浦		
20	203-I-066	小海沢	沼津市		内浦小海		
21	203-I-064	大洞川	沼津市		内浦重寺		
22	203-I-065	重寺沢	沼津市		内浦重寺		
23	203-I-062	田連川	沼津市		口野		神元川(S60.3.25)
24	203-I-063	尾高川	沼津市		口野		
25	203-I-006	大平江川	沼津市		大平		
26	203-I-007	大平江川左支川	沼津市		大平		
27	203-I-008	御前婦川右支川	沼津市		大平		
28	203-I-009	御前婦川	沼津市		大平		
29	203-I-012	大井北川右支川	沼津市		大平		
30	203-I-002	吉田川	沼津市		大平		
31	203-I-003	山口川右支川	沼津市		大平		
32	203-I-004	山口川	沼津市		大平		
33	203-I-005	多比口川	沼津市		大平		
34	203-I-010	大井川右支川	沼津市		大平		
35	203-I-011	大井川	沼津市		大平		
36	203-I-013	大井北川	沼津市		大平		

番号	箇所番号	箇所名	位置		大字	小字	(砂防3法) 指定年月日
			郡 市	町 村			
37	203-I-014	月ヶ洞沢A	沼津市		大平		
38	203-I-015	月ヶ洞沢B	沼津市		大平		
39	203-I-001	戸沢川右支川B	沼津市		内浦三津		
40	203-I-046	小和田川	沼津市		内浦三津		
41	203-I-047	滝堂川	沼津市		内浦三津		
42	203-I-048	滝堂川右支川	沼津市		内浦三津		
43	203-I-049	陰野川	沼津市		内浦重須		陰野川(S37.12.6)
44	203-I-067	長浜沢	沼津市		内浦長浜		
45	203-I-068	椎ヶ洞川	沼津市		内浦重須		
46	203-II-003	小和田川右支川A	沼津市		内浦三津		
47	203-II-004	小和田川右支川B	沼津市		内浦三津		
48	203-II-010	益山川	沼津市		内浦重須		
49	203-I-021	久料川	沼津市		西浦久料		
50	203-I-022	沼津大沢川	沼津市		石川		大沢川(S47.6.9)
51	203-I-024	月川左支川	沼津市		井出		
52	203-I-025	小河原川	沼津市		柳沢		小河原川(H10.3.23)
53	203-I-026	青野沢左支川	沼津市		青野		
54	203-I-027	青野沢右支川	沼津市		青野		
55	203-I-029	井出大川	沼津市		井出		
56	203-I-030	名荷沢	沼津市		井出		金沢川(H10.3.23)
57	203-I-031	古宇川	沼津市		西浦古宇		古宇川(S19.12.8)
58	203-I-032	カニ沢川	沼津市		西浦古宇		
59	203-I-033	古宇大久保沢	沼津市		西浦古宇		
60	203-I-034	立保川	沼津市		西浦立保		立保川(S39.7.3)
61	203-I-035	河内川	沼津市		西浦河内		河内川(S37.12.6)
62	203-I-050	江梨東の川	沼津市		西浦江梨		
63	203-I-051	久連仲川	沼津市		西浦久連		
64	203-I-052	久連仲川右支川	沼津市		西浦久連		
65	203-I-053	平沢川右支川	沼津市		西浦平沢		
66	203-I-054	平沢川	沼津市		西浦平沢		
67	203-I-055	江梨中川	沼津市		西浦江梨		江梨中川(S17.10.7)
68	203-I-056	江梨西の川	沼津市		西浦江梨		
69	203-I-057	馬込川	沼津市		馬込		
70	203-I-058	獅子浜川	沼津市		獅子浜		
71	203-I-069	四ツ沢川	沼津市		西浦立保		
72	203-I-070	足保川	沼津市		西浦足保		

番号	箇所番号	箇所名	位置		大字	小字	(砂防3法) 指定年月日
			郡 市	町 村			
73	203-II-001	釜ノ川	沼津市		柳沢		
74	203-II-002	河内川左支川A	沼津市		西浦河内		
75	203-II-005	久連川	沼津市		西浦久連		
76	203-II-006	古宇餘瀬沢	沼津市		西浦古宇		
77	203-II-007	小足保沢	沼津市		西浦足保		
78	203-II-008	江梨梅浜沢	沼津市		西浦江梨		
79	203-II-009	駒瀬川	沼津市		石川		駒瀬川(S51.6.11)
80	203-II-011	江梨大瀬川	沼津市		西浦江梨		
81	203-III-002	古宇小濱沢	沼津市		西浦古宇		
82	203-III-003	江梨田の輪沢	沼津市		西浦久料		
83	203-III-004	江梨来見沢	沼津市		西浦江梨		
84	323-I-001	北山川	沼津市	旧戸田村	戸田		北山川(S41.1.19) 六郎木沢(S44.3.12)
85	323-I-002	北山川左支川	沼津市	旧戸田村	戸田		
86	323-I-003	茨原川	沼津市	旧戸田村	戸田		茨原川(H16.3.17)
87	323-I-004	梅木洞沢	沼津市	旧戸田村	戸田		
88	323-I-005	宝金沢	沼津市	旧戸田村	戸田		
89	323-I-006	宝金洞川	沼津市	旧戸田村	戸田		宝金洞川(S59.12.24)
90	323-I-007	大上川	沼津市	旧戸田村	戸田		
91	323-I-008	大上沢	沼津市	旧戸田村	戸田		
92	323-I-009	椎木川	沼津市	旧戸田村	戸田		椎木川(H5.3.25)
93	323-I-010	空洞川	沼津市	旧戸田村	戸田		空洞川(S62.1.26)
94	323-I-011	大久保川	沼津市	旧戸田村	戸田		
95	323-I-012	大門沢	沼津市	旧戸田村	戸田		
96	323-I-013	大門洞沢	沼津市	旧戸田村	戸田		
97	323-I-014	平戸川	沼津市	旧戸田村	戸田		
98	323-I-015	鬼川洞沢	沼津市	旧戸田村	戸田		
99	323-I-016	井田大川	沼津市	旧戸田村	井田		井田大川(S19.12.8)
100	323-I-017	井田大川右支川	沼津市	旧戸田村	井田		
101	323-I-018	井田大川左支川	沼津市	旧戸田村	井田		
102	323-I-019	沢海川	沼津市	旧戸田村	戸田		沢海川(H9.12.22)
103	323-I-020	沢海川右支川	沼津市	旧戸田村	戸田		
104	323-I-021	道龍川	沼津市	旧戸田村	戸田		
105	323-I-022	小山田川	沼津市	旧戸田村	戸田		小山田川(H4.3.17)
106	323-I-023	南洞沢	沼津市	旧戸田村	戸田		
107	323-I-024	大浦洞沢	沼津市	旧戸田村	戸田		大浦洞沢(H17.3.14)
108	323-I-025	牛ヶ洞沢	沼津市	旧戸田村	戸田		牛ヶ洞沢(S43.12.19)
109	323-I-026	妙仙沢	沼津市	旧戸田村	戸田		
110	323-II-001	中島上沢	沼津市	旧戸田村	戸田		

番号	箇所番号	箇所名	位 置		大 字	小 字	(砂防3法) 指定年月日
			郡 市	町 村			
111	323-Ⅱ-002	向山沢	沼津市	旧戸田村	戸田		
112	323-Ⅱ-003	舟山沢A	沼津市	旧戸田村	戸田		
113	323-Ⅱ-004	舟山沢B	沼津市	旧戸田村	戸田		
114	323-Ⅱ-005	橋沢	沼津市	旧戸田村	戸田		
115	203-Ⅰ-035-2	河内川左支川B	沼津市		西浦河内		
116	203-S-101	尾上沢	沼津市		足高		西川(S.51.2.14)
117	203-S-102	荻千山沢	沼津市		志下		
118	203-S-103	大向田沢	沼津市		獅子浜		
119	203-S-104	舟越沢	沼津市		多比		
120	203-S-108	山神戸沢	沼津市		西浦河内		
121	203-S-109	婆洞沢	沼津市		西浦久料		
122	203-S-201	梅ノ木洞沢	沼津市	旧戸田村	戸田		
123	203-S-202	大門洞沢B	沼津市	旧戸田村	戸田		
124	203-S-203	松江入沢	沼津市	旧戸田村	井田		

資料7 水防倉庫及び水防用資器材

表7-1 水防倉庫及び水防資器材一覧表

対象番号	水防倉庫 位置		管 理 者	資 材						
	名 称	大 字		杭木(鋼管)(本)	空俵(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)	むしろ(枚)	蛸木(丁)
1	香 貫	中 原 町	沼 津 市	60						
2	中上防災センター	戸 田	〃	350		30	60		140	
3	第 1 分 団	高 島 町	〃		100		5			
4	第 2 分 団	錦 町	〃		100					
5	第 3 分 団	御 幸 町	〃	7	120					
6	第 4 分 団	藤 井 原	〃		20	3				1
7	第 5 分 団	東 町	〃		90					2
8	第 6 分 団	西 間 門	〃		20					
9	第 7 分 団	大 諏 訪	〃	5	100					
10	第 8 分 団	志 下	〃		100					
11	第 9 分 団	獅 子 浜	〃		90					
12	第 1 0 分 団	多 比	〃		20	3				
13	第 1 1 分 団	重 寺	〃		7	2				
14	第 1 2 分 団	三 津	〃		100	2				
15	第 1 3 分 団	長 浜	〃		30					
16	第 1 4 分 団	木 負	〃	2						
17	第 1 5 分 団	河 内	〃		100					
18	第 1 6 分 団	久 連	〃		20					
19	第 1 7 分 団	平 沢	〃		100	10				
20	第 1 8 分 団	古 宇	〃		100					
21	第 1 9 分 団	江 梨	〃		80	25	8			
22	第 2 0 分 団	中 石 田	〃		150					
23	第 2 1 分 団	下 石 田	〃		20					
24	第 2 2 分 団	南 小 林	〃		60	6	1			
25	第 2 3 分 団	岡 宮	〃	4	120		1			1
26	第 2 4 分 団	筒 井 町	〃			1				
27	第 2 5 分 団	西 沢 田	〃		10					
28	第 2 6 分 団	東 椎 路	〃		2	1	10			
29	第 2 7 分 団	東 原	〃	9	31	3				
30	第 2 8 分 団	鳥 谷	〃	1	10	1				
31	第 2 9 分 団	大 井	〃		20	1				
32	第 3 0 分 団	三 分 市	〃		20	3				
33	第 3 1 分 団	大 塚	〃		20	10				
34	第 3 2 分 団	原	〃			5				
35	第 3 3 分 団	植 田	〃		80					
36	第 3 4 分 団	井 出	〃		120					
37	第 3 5 分 団	平 沼	〃	3	30	2				1
38	第 3 6 分 団	戸 田	〃		100					
39	第 3 7 分 団	〃	〃	3	100	10	1			6
40	第 3 8 分 団	〃	〃		30	7				
41	第 3 9 分 団	井 田	〃		50					
42	第 4 0 分 団	戸 田	〃		50					
				444	2,320	125	86	0	140	11

器 材												
掛矢 (丁)	担架 (本)	ショ ベル (丁)	つる はし (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	カッター (丁)	鎌 (丁)	ジョ レン (丁)	照明具 (灯)	救命 胴衣 (着)	石箕 (ヶ)	ハン マー (丁)
20	1	5	4	8	5	3	9	3	38			5
	2	19										
2	1	3	3	1		1			2	10		1
2	1	9	2	2	2	1		1	9	6		2
4	1	7	2	1	3	3		1	1	10		2
2	1	4	1	1	1		2		3	7		1
3	1	10	1	2	1	1		1	2	10		4
4	1	11	2	4	9	4	3		3	13		3
3	1	15	2					1	5	11		3
4	1	12	3	3	2		3	2		15		1
2	1	23	2				1		1	14		3
3	1	1	2	3		1			3	15		4
	1	8	4				8	1	2	7	1	
4	1	20	5		2	2		1	2	11		2
4	1	15	2	1	6		8	1	1	8		2
2	1	10	2	2	1		2	2	3	11		1
2	1	8		4	1		3		2	2		
2	1	5	4	2				2	1	6		1
2	5	14	5	5	1	3	5	4	4	10		2
1	1	10	2	3	2		2		2	2		1
5	3	18	8	3	7	4	2	6	2	7		4
2	1	11	3	3	1			1	6	10		2
1	1	8	3	1	1	1	2	1	5	10		5
	1	12	4	5	2	1	4		4	16	1	2
1	2	10	1	1	1	3		1	2	4		3
1	1	3	3	1	1				1	7		
3	1	10	3	3	3	1			5	5		3
2	1	17	2	3	3		9	1	3	12		3
6	1	14	1	3			5	2	2	13		3
1	1	1	2		1	1	1		2	19		2
5	1	20	3	3	2	1		2	4	12		3
	1	15	4	1	2	1			4	10		2
2	1	4	1	4	2	1	1		6	15		5
2	1	1	2			1		1	2	18		3
4	1	6	3	1		1		1	3	10		2
5	1	15	3	3	3	1	2	5	5			2
	1	2			2			2	2			2
1	2	8	4	4	1	1	5		3	2		1
1	3	10	5	5	1	1	3		3	7		1
2	1	9	5	12	2	1	11	1	2	9		3
	12	15	2		1		10		1	1		1
	1	8	3	5	5	1	4		6	5		4
110	64	426	113	103	77	40	105	44	157	360	2	94

資料8 緊急輸送車両

表8-1 緊急車両一覧表

課名 \ 車種	乗用車	ワゴン	ライトバン	ダンプ中	トラック小	特殊大	特殊小	特殊(普・小・軽)	軽四輪乗用車	軽四輪バン	軽四輪トラック	消防車	救急車	ハシゴ車	工作車	化学車	計
農林農地課										1	1						2
道路建設課			1							1							2
道路管理課				2			2	5			1						10
河川課								1			1						2
水産海浜課			2				1										3
危機管理課								1		1	4						6
消防団												40					40
計	0	0	3	2	0	0	3	7	0	3	7	40	0	0	0	0	65

資料 9 水防関係機関の連絡先

表9-1 水防機関電話番号一覧表

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
国土交通省沼津河川国道事務所(流域治水課)	055-934-2009	沼津市下香貫外原3244-2
(河川管理課)	055-934-2011	"
国土交通省伊豆長岡出張所	055-948-0302	伊豆の国市壺之上467-2
国土交通省沼津河川出張所	055-931-4370	沼津市本郷町33-1
国土交通省富士海岸出張所	0545-32-0568	富士市鈴川町9-14
静岡地方気象台	054-286-3411	静岡市駿河区曲金2丁目1の5
静岡県庁(土木防災情報センター)	054-221-3259	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部管理局	054-221-3002 054-221-3007 054-221-3547	"
静岡県交通基盤部建設経済局	054-221-2147 054-221-2697 054-221-3046	"
静岡県交通基盤部道路局(道路保全課)	054-221-3022 054-221-3024~5 054-221-3660 054-221-3488	"
静岡県交通基盤部河川砂防局(土木防災課)	054-221-2249 054-221-3033 054-221-3206	"
静岡県交通基盤部河川砂防局(河川砂防管理課)	054-221-3032 054-221-3034	"
静岡県交通基盤部河川砂防局(河川企画課)	054-221-3035 054-221-3038	"
静岡県交通基盤部河川砂防局(河川海岸整備課)	054-221-3036~7	"
静岡県交通基盤部河川砂防局(砂防課)	054-221-3042~4	"
静岡県交通基盤部港湾局	054-221-3051~6	"
静岡県危機管理部(危機対策課)	054-221-2072	"
静岡県交通基盤部都市局(景観まちづくり課)	054-221-3530 054-221-3049	"
静岡県交通基盤部農地局(農地保全課)	054-221-2756~7	"
静岡県警察本部緊急事態対策課	054-271-0110	"
陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310	御殿場市板妻40の1
陸上自衛隊富士学校	0550-75-2311	駿東郡小山町須走481の27
沼津土木事務所	055-920-2213	沼津市高島本町1-3
富士土木事務所	0545-65-2237	富士市本市場441-1
東部地域局	055-920-2002	沼津市高島本町1-3
沼津警察署	055-952-0110	沼津市平町19-11
沼津市役所(河川課)	055-934-2531	沼津市御幸町16-1
沼津市役所(危機管理課)	055-934-4803	沼津市御幸町16-1
三島市役所(危機管理課)	055-983-2650	三島市大社町1-10
御殿場市役所(危機管理課)	0550-82-4370	御殿場市萩原483

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
裾野市役所（危機管理課）	055-995-1817	裾野市佐野1059
伊豆市役所（防災安全課）	0558-72-9867	伊豆市小立野38-2
伊豆の国市役所（危機管理課）	055-948-1482	伊豆の国市長岡340-1
函南町役場（総務課）	055-979-8102	田方郡函南町平井717-13
清水町役場（くらし安全課）	055-981-8205	駿東郡清水町堂庭210-1
長泉町役場（地域防災課）	055-989-5505	駿東郡長泉町中土狩828
小山町役場（防災課）	0550-76-5715	駿東郡小山町阿多野130
N H K 静岡放送局	054-281-9003	静岡市駿河区八幡1丁目6-1
S B S 静岡放送	054-284-8950	静岡市駿河区登呂3丁目1-1
S U T テレビ静岡	054-261-6115	静岡市駿河区栗原18番65号
S D T 静岡第一テレビ	054-283-6515	静岡市駿河区中原563
S A T V 静岡朝日テレビ	054-251-3300	静岡市葵区東町15
エフエムぬまづ（株）	055-943-7300	沼津市寿町8番28号 メディアプラザ
（株）エフエムみしま・かなみ	055-981-8600	三島市大社町1-10
東海旅客鉄道（株）沼津駅	055-962-2078	沼津市大手町1-1-1
東京電力パワーグリッド（株）静岡総支社	055-915-6000	沼津市大手町3-7-25
西日本電信電話（株）静岡支店	054-203-7363	静岡市葵区城東町5-1
静岡ガス（株）東部支社	055-927-2811	沼津市岡一色809

資料 10 水防区連絡系統

無線電話使用方法

地上回線を使用の際は局番の前に「5」

衛星回線を使用の際には局番の前に「8」をつける。

ただし、県が災害対策本部を設置した場合、県出先機関以外の「局番—9001」はホットラインとするため使用できない場合がある。

なお、国土交通省マイクロ回線を使用の際には局番の前に「8」をつける。

注 「電」は加入電話番号

「無」は無線電話番号（*は地上系のみ）

「国」は国土交通省マイクロ回線番号

---- は無線電話

— は加入電話

..... は国土交通省マイクロ回線による連絡を示す。

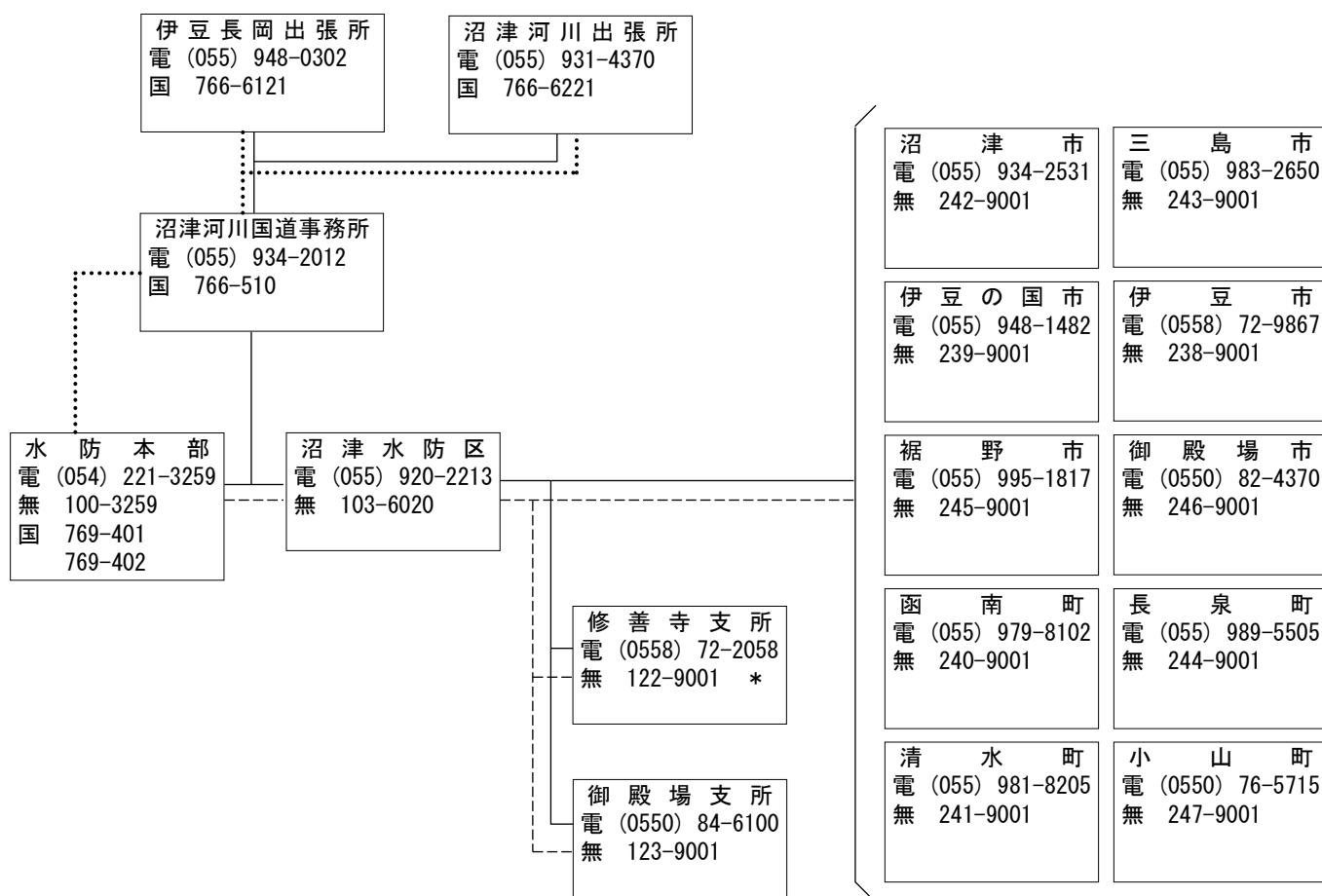


図. 10 沼津水防区連絡系統図

資料11 気象庁が行う予報及び警報とその措置

1 水防活動に必要な気象等の予報及び警報

気象業務法の規定に基づき、水防活動のために発表される警報等の種類及び発表基準は次のとおりである。

表11-1 水防活動のために発表される警報等の種類とその発表基準

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 具体的には、表面雨量指数基準 13 以上 土壌雨量指数基準 79 以上
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 具体的には、流域雨量指数基準 沼川流域 8.7以上、高橋川流域 6以上、 黄瀬川流域 34.6以上、 戸田大川流域 9.5以上、 新中川流域 4.4以上 複合基準(表面雨量指数, 流域雨量指数) 沼川流域(5, 8.7)以上、高橋川流域(13, 6)以上、 黄瀬川流域(9, 32.7)以上、新中川流域(8, 3.2)以上、 狩野川流域(8, 35.2)以上 指定河川洪水予報による基準 狩野川[徳倉]
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 具体的には、潮位1.1m 以上
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が起こる恐れがあると予想される場合 具体的には、津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、 津波による災害の恐れがある場合
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨によって重大な災害が起こる恐れがある(又は著しく大きい)と予想される場合 具体的には、(浸水害) 表面雨量指数基準 18以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 156以上 【特別警報】 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 具体的には、流域雨量指数基準 沼川流域 10.9以上、高橋川流域7.6以上、 黄瀬川流域 43.3以上、 戸田大川流域 11.9以上、 新中川流域 5.5以上 複合基準(表面雨量指数, 流域雨量指数) 新中川流域(16, 3.6)以上 狩野川(14, 49.5) 指定河川洪水予報による基準 狩野川[徳倉]
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがある (又は著しく大きい)と予想される場合 具体的には、潮位1.5m 以上 【特別警報】 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
水防活動用 津波警報	津波警報又は 津波特別警報 (大津波警報の 名称で発表)	津波により沿岸部において重大な災害が起こる恐れがある(又は 著しく大きい)と予想される場合 具体的には、津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 【特別警報】 津波の高さが高いところで3mを超える場合

警報等は上記の基準に達すると予想される場合に発表される。

表11-2 波浪注意報・波浪警報の発表基準

種類	発表基準
波浪注意報	高い波によって災害が起こる恐れがあると予想された場合 具体的には、有義波高3.0m 以上
波浪警報	高い波によって重大な災害が起こる恐れがあると予想された場合 具体的には、有義波高6.0m 以上

警報等は上記の基準に達すると予想される場合に発表される。

- 土壌雨量指数 : 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。
- 表面雨量指数 : 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水災害発生危険性を示す指標で対象となる地域、時刻に存在する雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。
- 流域雨量指数 : 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

気象警報等の伝達等系統図（津波警報等は除く）

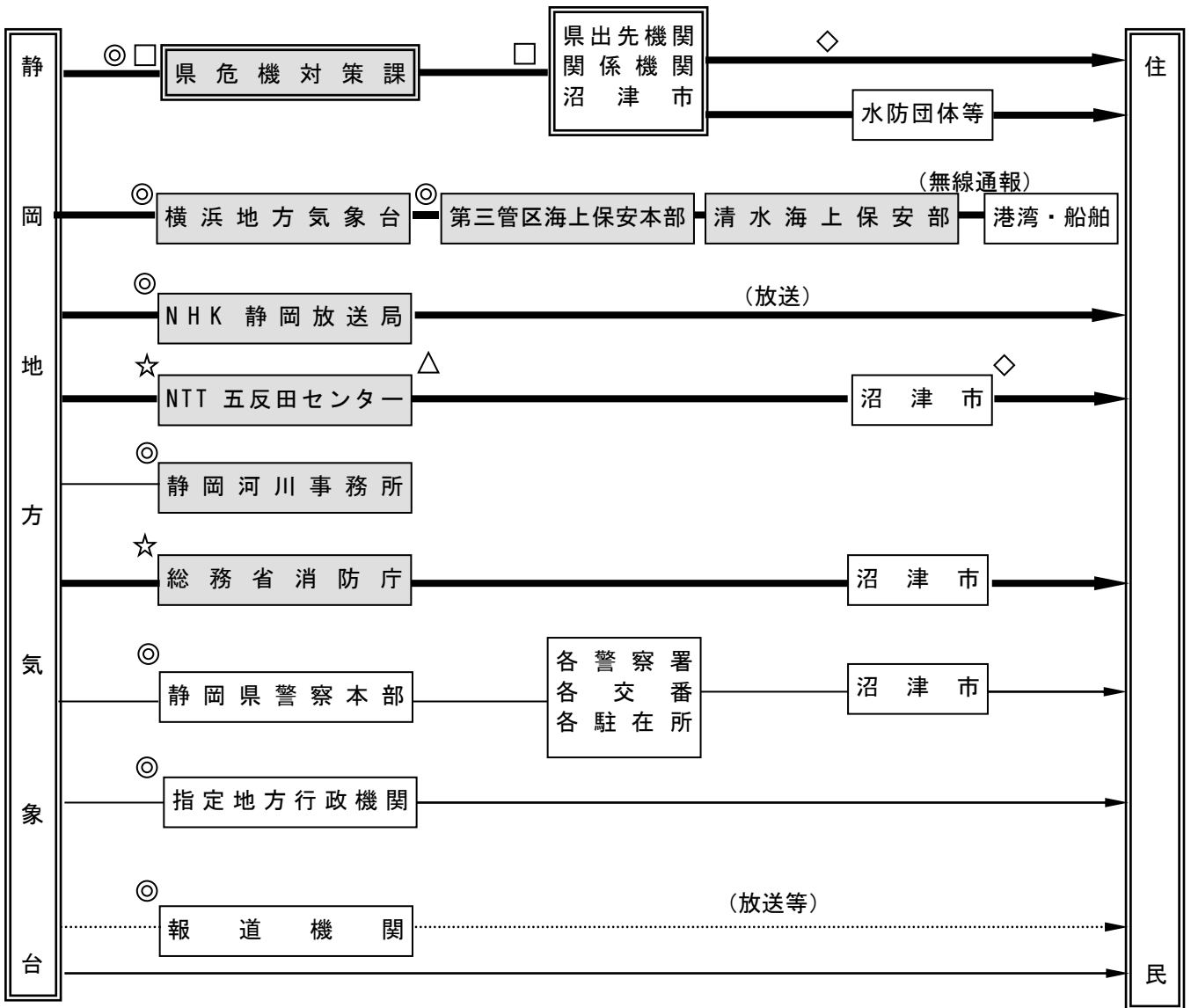


図11-1 気象警報等の伝達等系統図（津波警報等は除く）

2 津波警報、注意報の種類

1 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生したとき、地震の規模や位置を即座に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、津波注意報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

表11-3 津波警報等の種類と発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	発表する津波の高さ	
		数値表現	定性的表現
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m 5m	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m	(表記しない)

(注) 1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。

このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

表11-4 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

3 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下のとおり津波予報を発表する。

表11-5 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を発表。(地震情報等を含めて発表)
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。(津波に関するその他の情報を含めて発表)
	津波警報・津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。(津波に関するその他の情報を含めて発表)

津波警報等の伝達等系統図

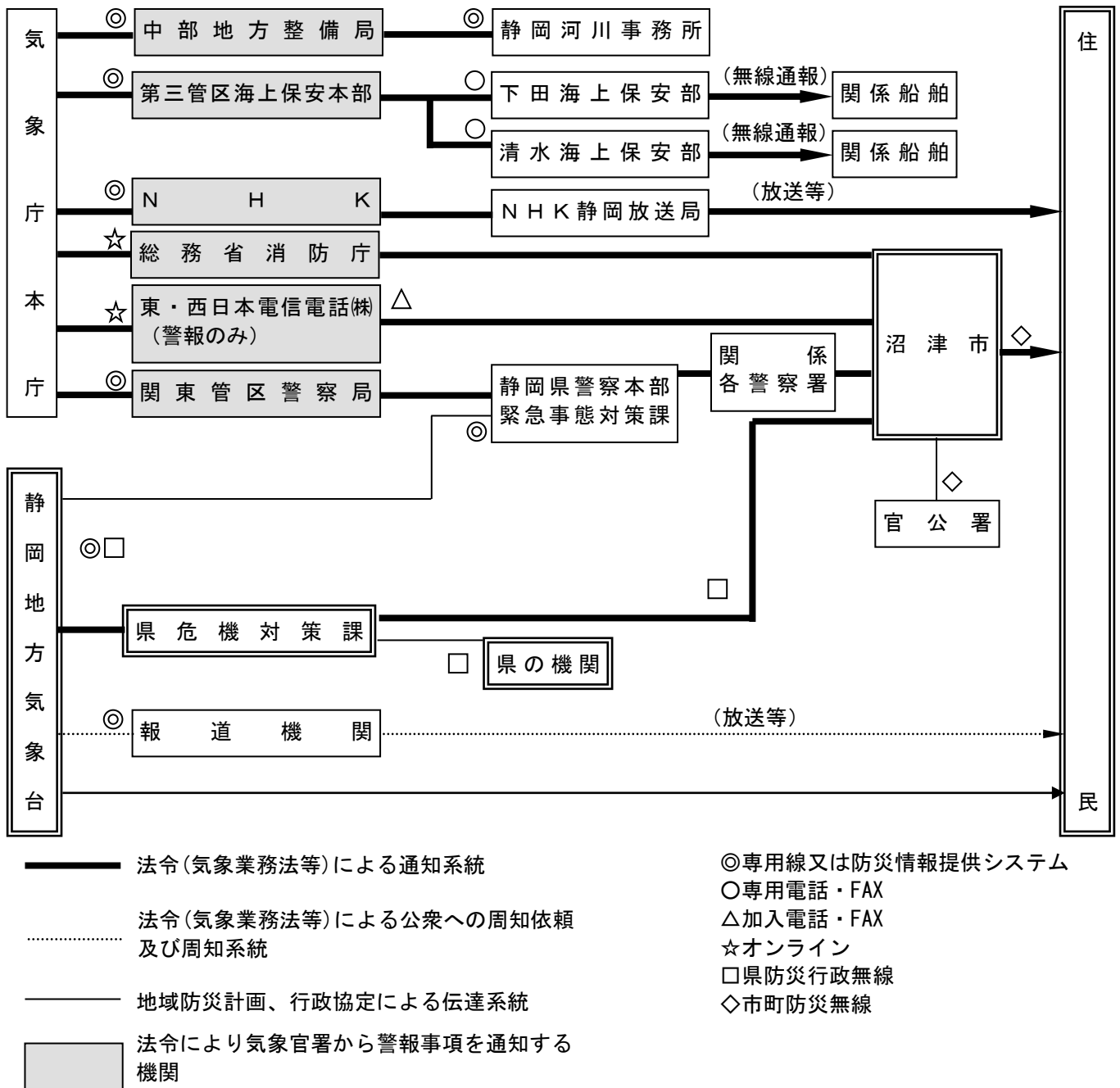
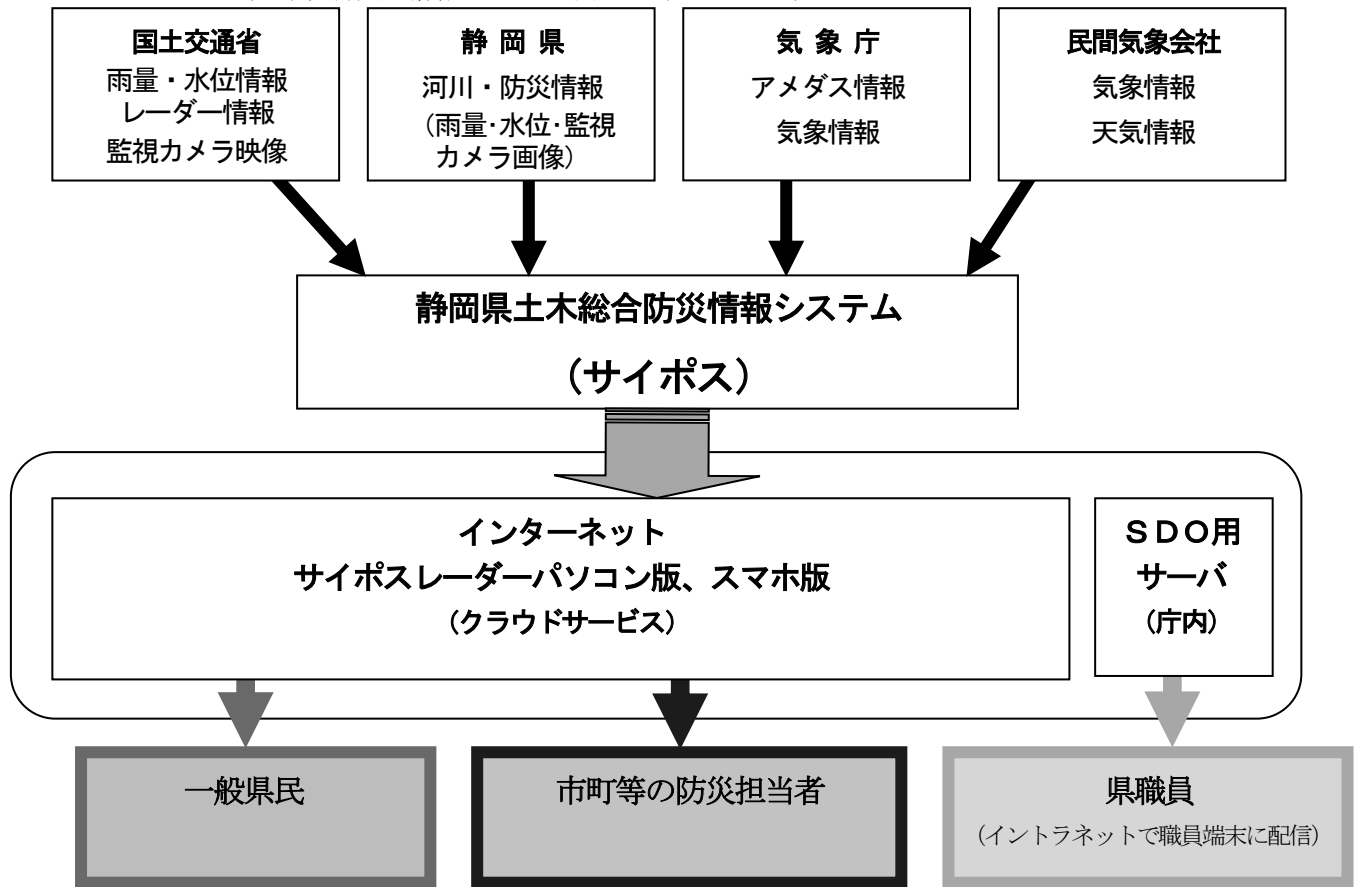


図11-2 津波警報等の伝達等系統図

資料 1 2 静岡県土木総合防災情報システム(通称：SIPOS)

県では、よりの確・迅速な防災災害情報がとれるよう、河川・海岸・砂防・道路等の土木防災情報の一元化を目指したシステム(静岡県土木総合防災情報システム：^{サイポス}SIPOS)を構築した。

サイポスレーダー (土木総合防災情報インターネット公開サービス)



サイポスレーダートップページ



サイポスレーダー概要図

パソコン・スマートフォンからのサイポスレーダーアクセス方法



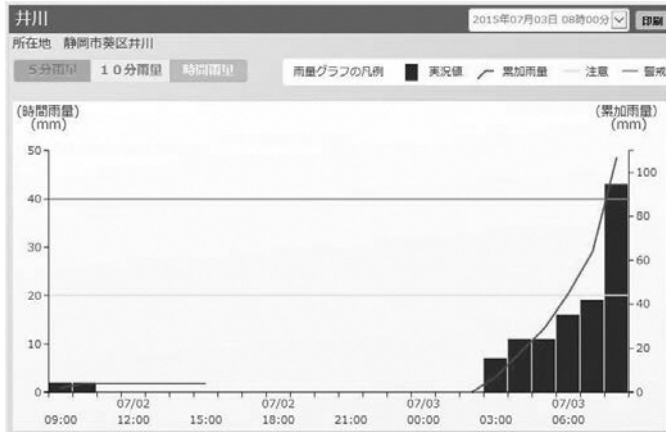
1. 静岡県のホームページや交通基盤部サイトのリンクからアクセス
2. 検索サイトで「サイポス」と入力し検索
3. 直接URLにアクセス

スマートフォン

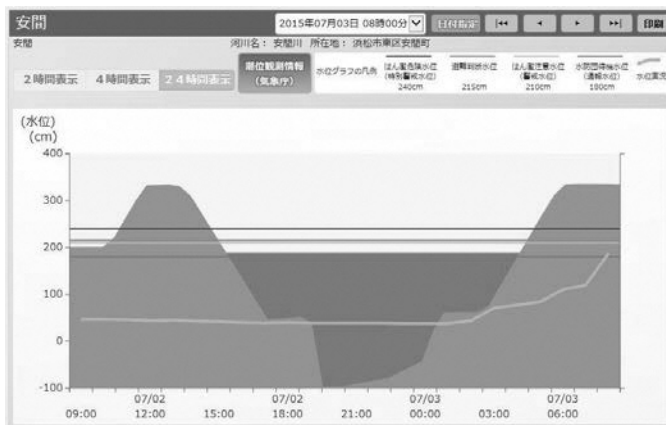


<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

雨量グラフ表示



水位グラフ表示



河川監視カメラ表示例

サイポスレーダー表示画面

スマートフォン版表示例

資料 1 3 雨量観測所一覧

表 1 3 - 1 国土交通省所管雨量観測所 (市内)

水系名	観測所名	経度	緯度	所在地	標高	自記 観測	テレ メー タ	観測開始日	テレメータ 開始年月日
狩野川	ぬまづ 沼津	138° 52' 22"	35° 05' 45"	沼津市本郷町	5	○	○	S12. 12. 16	H12. 2. 1

雨量観測所の位置は図. 1 3 - 1 (P 7 1) を参照

表 1 3 - 2 静岡県所管雨量観測所 (市内)

備考：() 内はテレメータ観測開始年月日

水 防 区	対 象 番 号	観測所	流域河川	位 置		観測開始 年月日	既往 最大 日雨量	観 測		サイ ボ ス
				市	大 字			所 属	電 話	
沼 津	1	(テレ) 沼津	観音川	沼津市	高島本町	S13. 6. 29 (S60. 4. 1)	334. 1	沼津土木	055- 920-2213	○
	7	(テレ) 愛鷹	沼川	沼津市	足高	(S54. 9. 15)	246. 0	〃	〃	○
	16	(テレ) 戸田新田	大川	沼津市	戸田	(H8. 4. 1)	389. 0	〃	〃	○

雨量観測所の位置は図. 1 3 - 2 (P 7 2) を参照

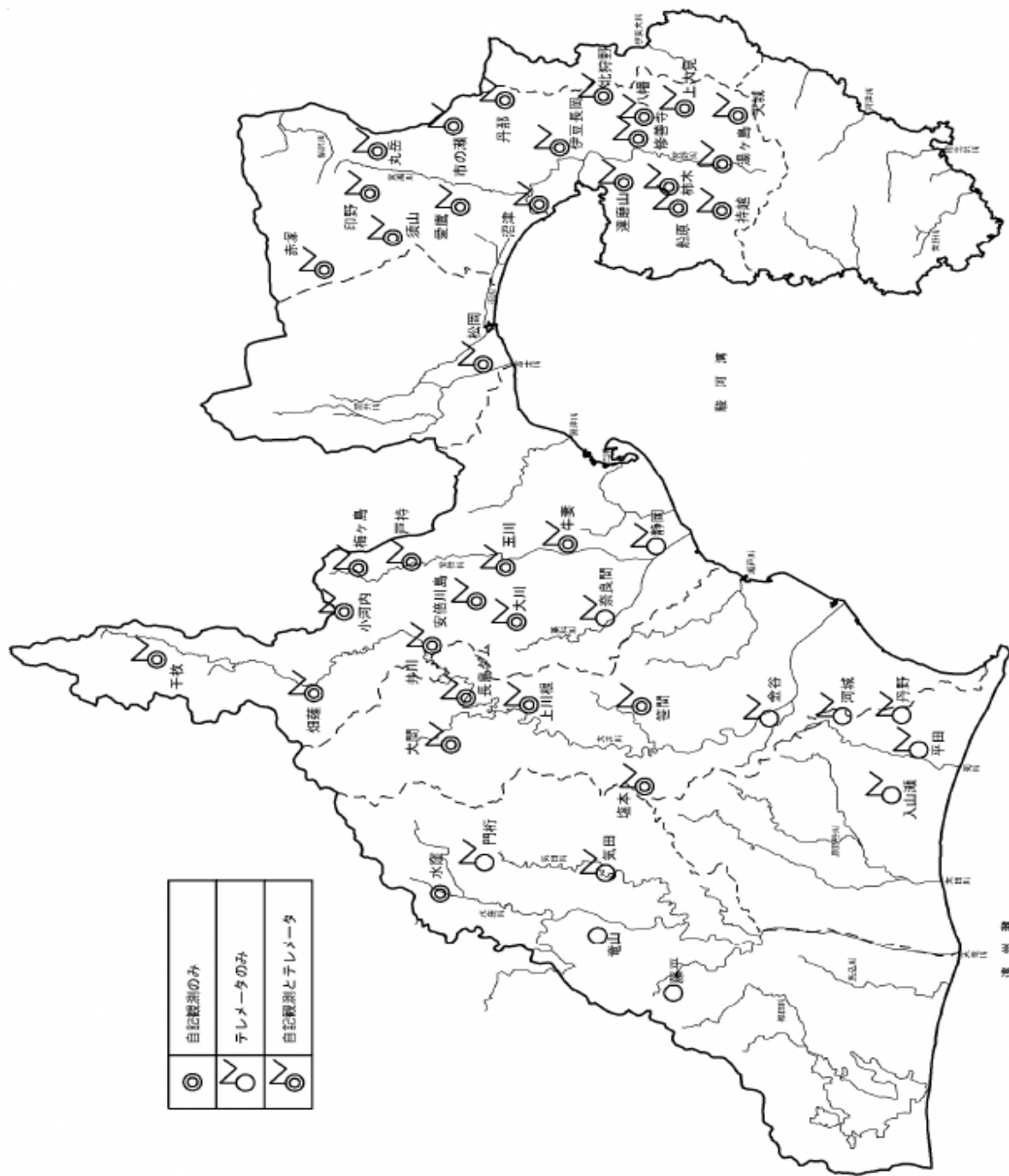


図. 13-1 国土交通省所管雨量観測所位置図

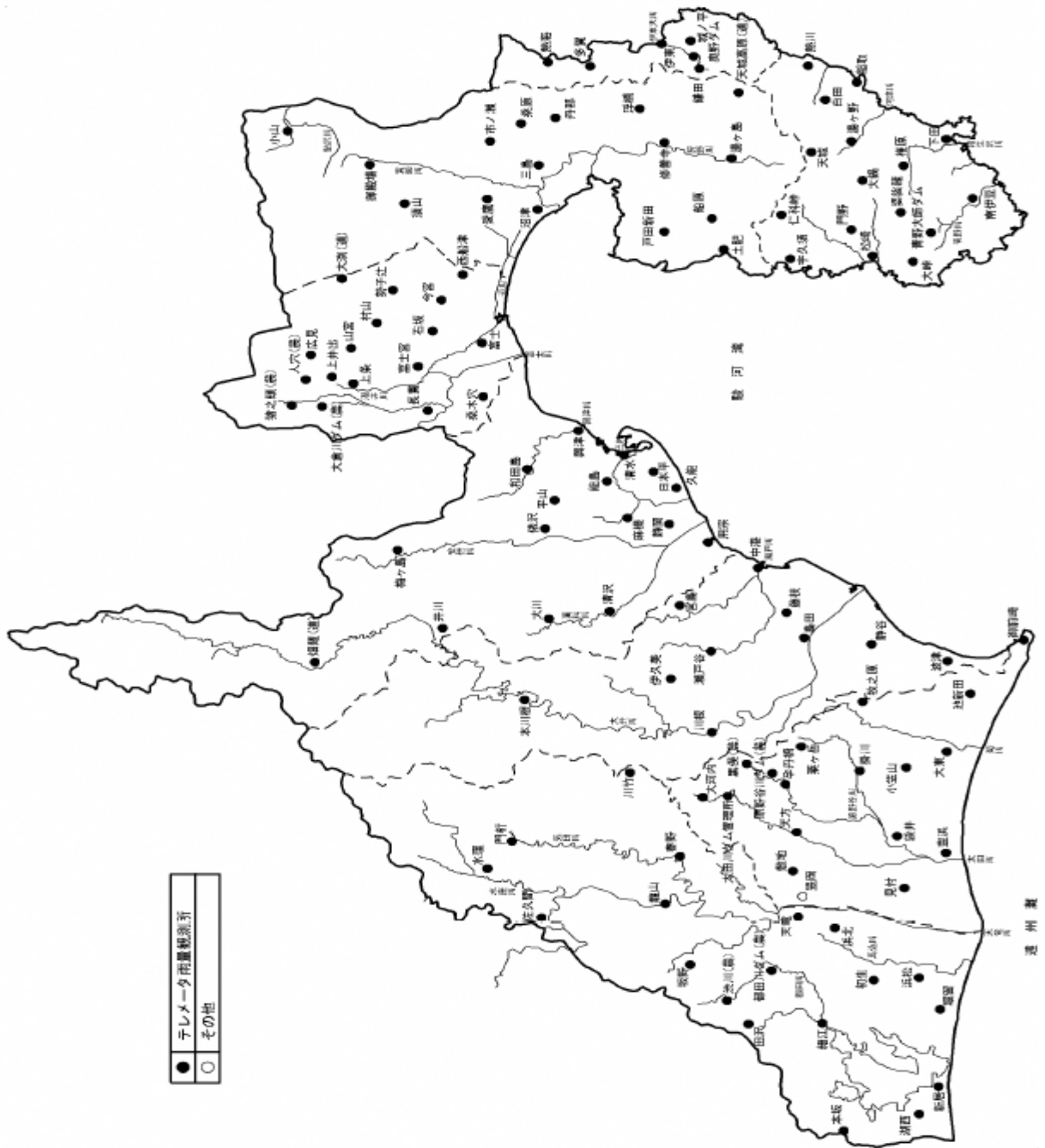


図. 13-2 静岡県所管雨量観測所位置図

資料 1 4 水位観測所一覧

表14-1 国土交通省所管水位観測所（市内）

上段：普通観測
下段：自記観測

水系名	観測所名	位置 (k m)	所在地	流域 面積 k m ²	量水標 の0点高 m	自記 観測	普通 観測	テレ メー タ	器種	観測開始日	テレメータ 開始年月日
6	狩野川 くろせ 黒瀬	右3.30	沼津市平町	849.0	0.000	○		○	フロード式 水晶式	S3.2.1 S38.4.1	S53.5.17

水位観測所の位置は図14-1（P74）を参照

表14-2-1 静岡県所管水位観測所（市内）

対象 番号	観測所	流域 河川	位置		水位		観測開始 年月日	種別	観測 区間	観 測		サイ ポ ス
			市	大字	水防団 待機 (通報)	はん濫 注意 (警戒)				所属	電話	
10	今沢橋	沼川	沼津市	今沢	1.50	2.00	S52.6.24 (S60.4.1)	自記 (テレ)	定時	沼津 土木	055- 920-2213	○
11	丸子橋	新中川	〃	東間門	1.50	1.80	(H2.4.1)	〃	〃	〃	〃	○
15	青野	高橋川	〃	青野	1.00	1.80	(H19.4.1)	〃	〃	〃	〃	○

水位観測所の位置は図14-2（P75）を参照

表14-2-2 静岡県所管水門水位観測所（市内）

	観測所	流域 河川	位置		水位		種別	観測 区間	観 測		
			市	大字	水防団 待機 (通報)	はん濫 注意 (通報)			所属	氏名	電話
5	牛臥水門 (内・外)	塚田川	沼津市	下香貫 牛臥			自記 (テレ)	定時	沼津 土木	職員	055- 920-2213

各水門水位観測所の位置は図14-3（P76）を参照

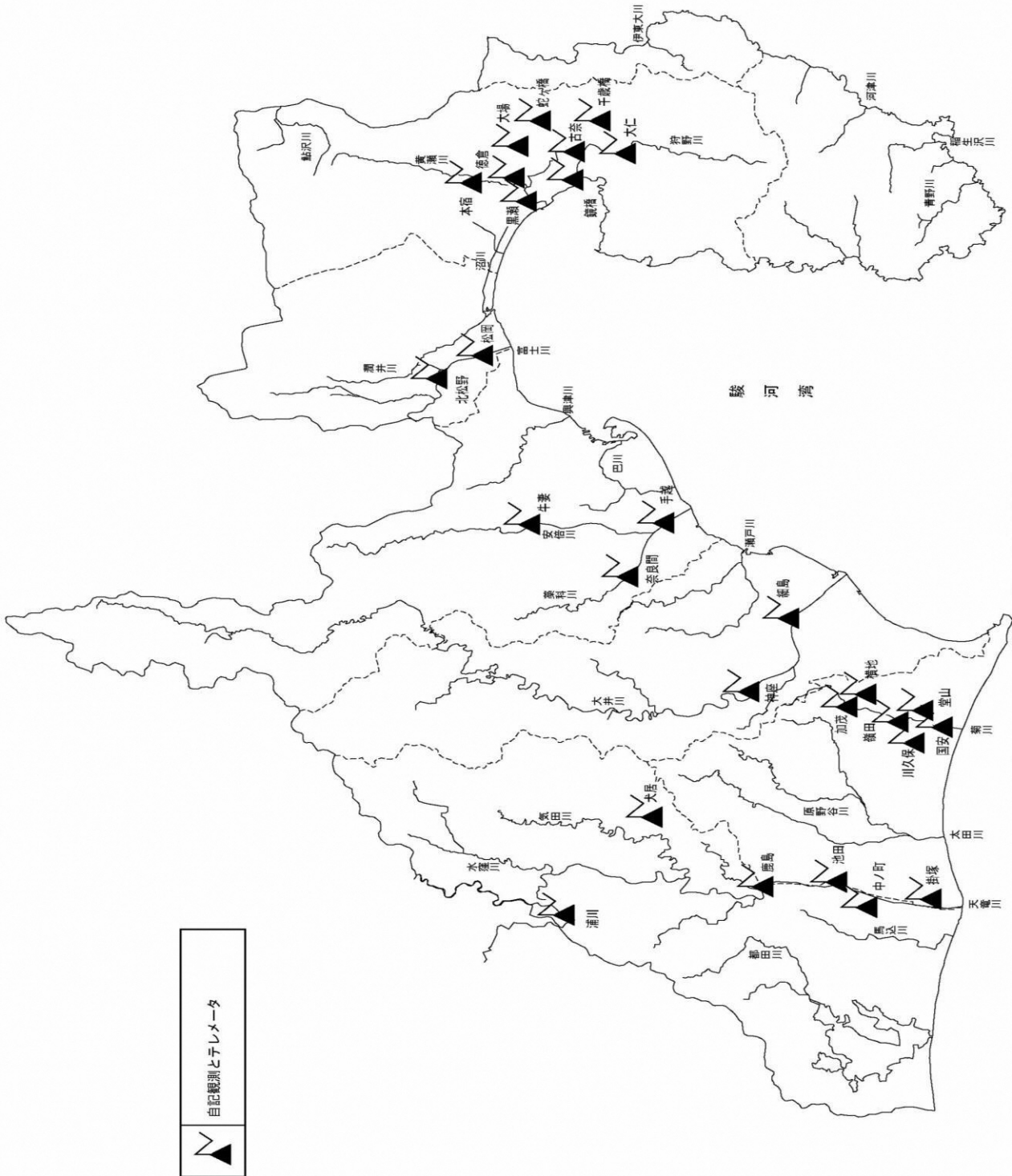


图. 14-1 国土交通省所管水位観測所位置图

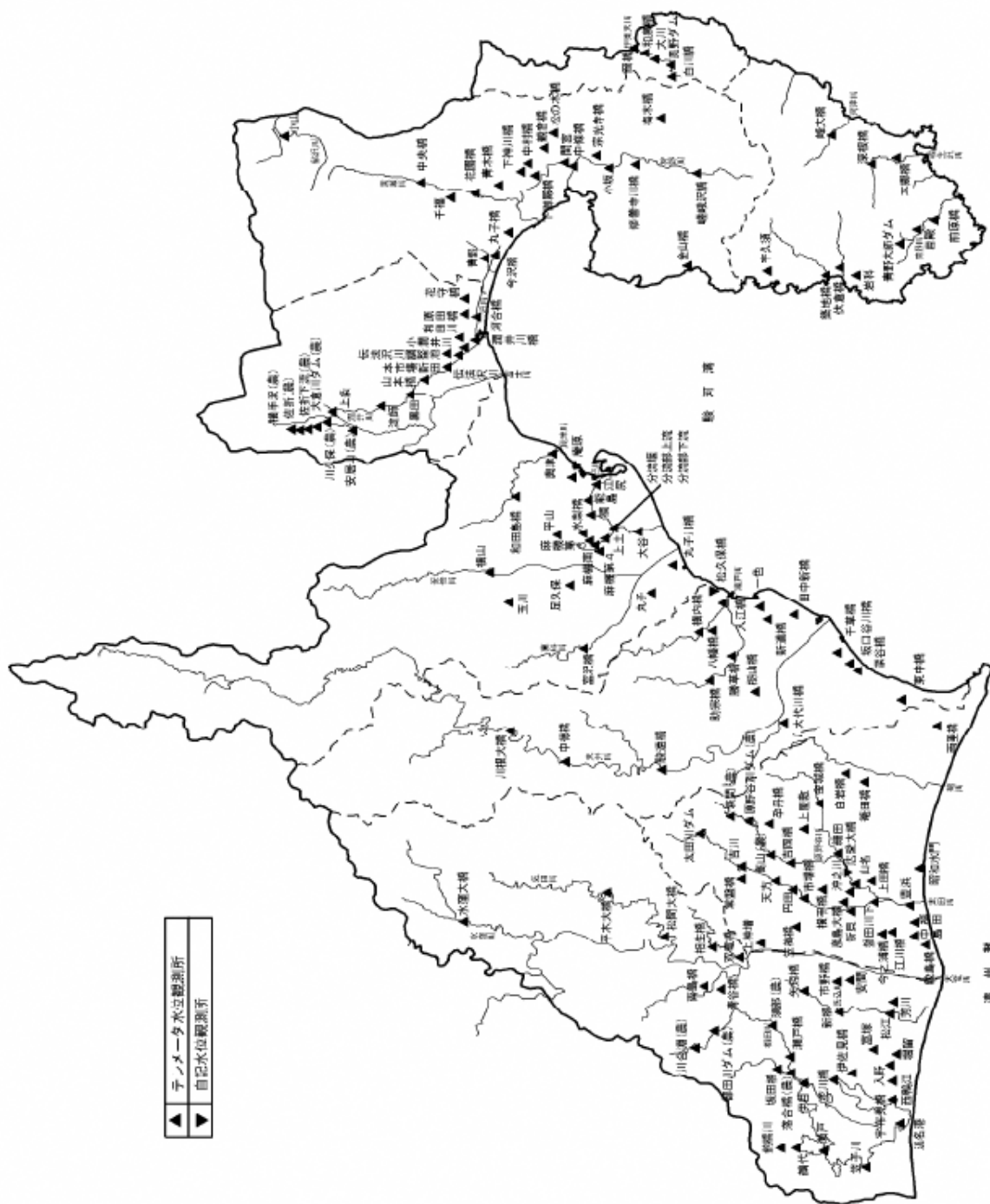
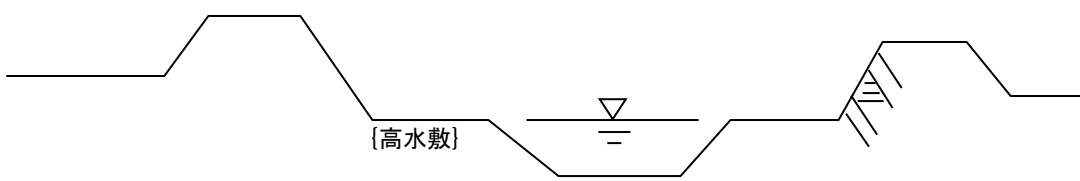
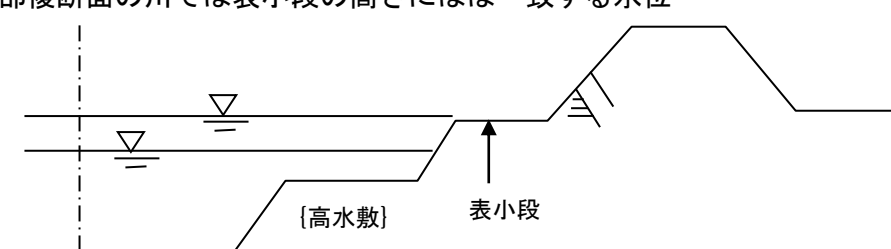


図. 14-2 静岡県所管水位観測所位置図

資料 1 5 水位の種類及び内容

表. 15-1 水位の種類及び内容

種 類	内 容
計 画 高 水 位	<p>工事実施基本計画に従って、計画高水位流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。</p>
水防団待機 水 位 (通報水位) (指定水位)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流量からみた場合は、計画高水流量の約 2 割の流量が流れる水位 ・ 1 年間に 5 ～ 1 0 日起こる程度の水位 <ul style="list-style-type: none"> ※ 1 年間の水位記録を大きい順に並べ、大きい方から 5 ～ 1 0 番目の水位をとる。但し、過去何年間かを参考にするが、河川改修等による河川形状の変化があれば、この基準は使えない。 ・ 有堤でしかも複断面の川であればほぼ高水敷にのる水位 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p style="text-align: center;">[高水敷]</p> </div>
氾 濫 注 意 水 位 (警戒水位)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流量からみた場合、計画高水流量のほぼ半分になる水位 ・ 平均低水位から計画高水位までの下から 6 割の水位 <ul style="list-style-type: none"> ※ 平均低水位とは、ある期間中の観測水位(普通は 1 日平均水位)の合計を観測日数で割ったものである平均水位より低い水位だけを平均した水位 ・ 約 3 年間に 1 回起こる程度の水位 <ul style="list-style-type: none"> ※ 水位の超過確率を考え 3 年確率相当水位を求める ・ 有堤部複断面の川では表小段の高さにほぼ一致する水位 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p style="text-align: center;">[高水敷] 表小段</p> </div>
避 難 判 断 水 位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町長の高齢者等避難開始の発表判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位 ・ 高齢者等避難開始の発表・情報伝達・避難場所の開設等に要する時間を考慮するとともに、過去の洪水における個々の河川ごとの水位上昇速度、避難判断水位への到達頻度等の出水特性等を総合的に考慮し設定する。
氾 濫 危 険 水 位 (危険水位) (洪水特別 警戒水位)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位であり、市町長の避難情報の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位である。 ・ 以下に示す水位のうち低いほうの水位を設定する。ただし、堀込河川で堤内地盤高に比して計画高水位が相当程度低い場合、計画高水位の設定のない場合等にはこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ①計画高水位 ②洪水予報観測所において当該水位の洪水予報観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位 ・ 改修事業に進捗等、状況の変化に応じ見直しを行う。

水防団待機水位(通報水位)、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、上記の基準を参考に決定する。しかしながら、各水位設定については、それに伴う水防活動にかかる時間とのかねあいが必要であり、特に氾濫注意水位(警戒水位)がでてから水防団が出動し、水防準備体制が整う時間が重要である。簡単にいえば洪水到達時間の短い川では、水位の上昇が早いであろうし、それ故水位は固定的なものではなく水防準備に要する時間と、洪水到達時間を考慮しつつ表. 15-1 の基準をふまえ、各水位を決めなければならない。河川ごとに図. 15-1 のような調査を行い考慮する必要がある。

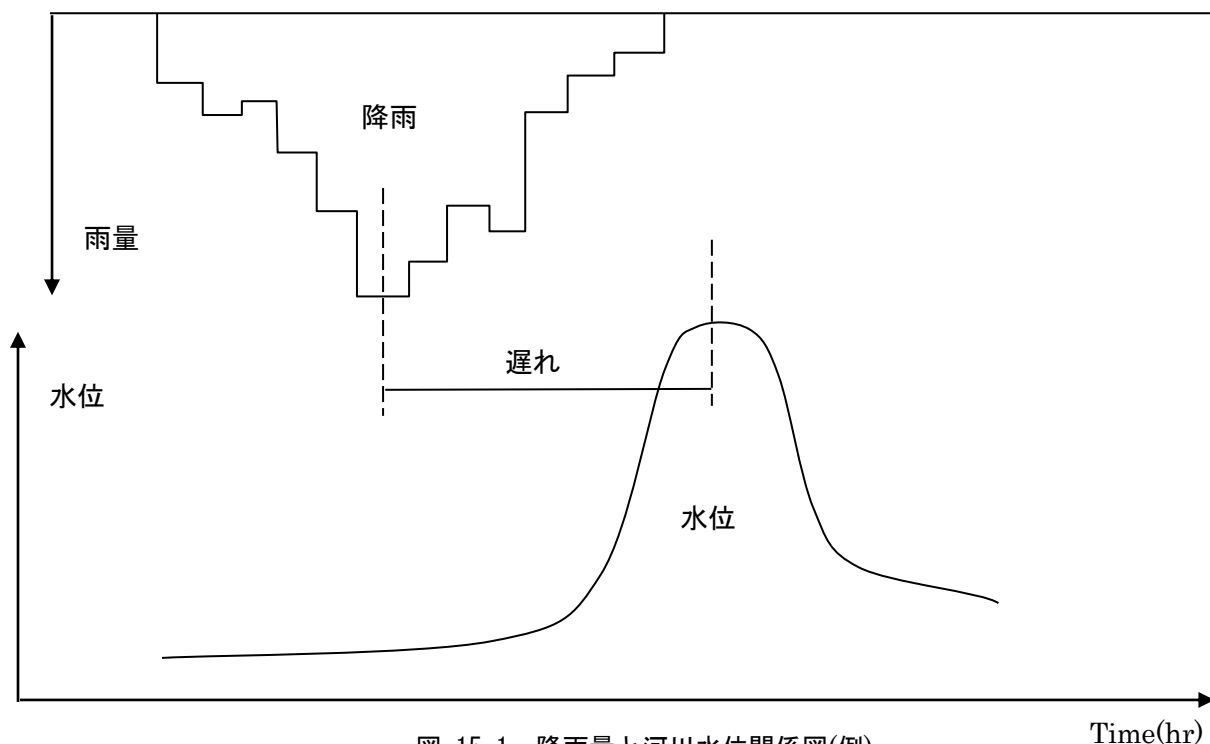


図. 15-1 降雨量と河川水位関係図(例)

表. 15-2 指定河川における情報提供について

発表情報名		水 防 警 報	洪 水 予 報	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
指定河川名		水防警報河川	洪水予報河川	水位周知河川
対象河川	直轄	洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川、湖沼又は海岸	流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川
	県	洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれのある河川、湖沼又は海岸	流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川
情報提供の内容		水防警報とは、国または県が指定した河川において、水防管理団体の水防活動の指針となる情報として、水位等を示して発表する	洪水予報とは、国または県が指定した河川において、洪水が生じる恐れがある場合に水防管理団体（水防団）や住民に対して、気象庁（降雨予測）と国又は県（水位予測）が共同して洪水の情報を発表する	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは避難等の目安となる水位であり、国または県が指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合、水防管理団体や住民へ氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達により迅速・的確な避難情報の発表が可能となる
発表内容・種類		準備、出動、情報、解除等の警報種類があり、現況の河川水位の段階毎に発表する	氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）及び氾濫発生情報があり、水位、流量又は雨量の現況値と2～3時間後の予測値を示して発表する	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報に、現況の水位及び必要に応じて補足情報を示して発表する
基準水位	直轄	中部地方整備局所管河川は、氾濫注意水位（警戒水位）：準備、出動水位：出動	氾濫注意水位（警戒水位） 避難判断水位	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）
	県	氾濫注意水位（警戒水位）	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	
情報提供の対象者		水防管理団体（水防団）	水防管理団体（水防団）、 一般住民	水防管理団体（水防団）、 一般住民
法的根拠		水防法第16条	水防法第10条、第11条 気象業務法	水防法第13条
備考		中部地方整備局所管の河川と県管理河川との基準水位に違いがあるため、注意が必要	市町で発表する避難等の参考となる	平成26年4月8日付国水環第2号「洪水時における情報提供の充実について」により改正 市町で発表する避難等の参考となる

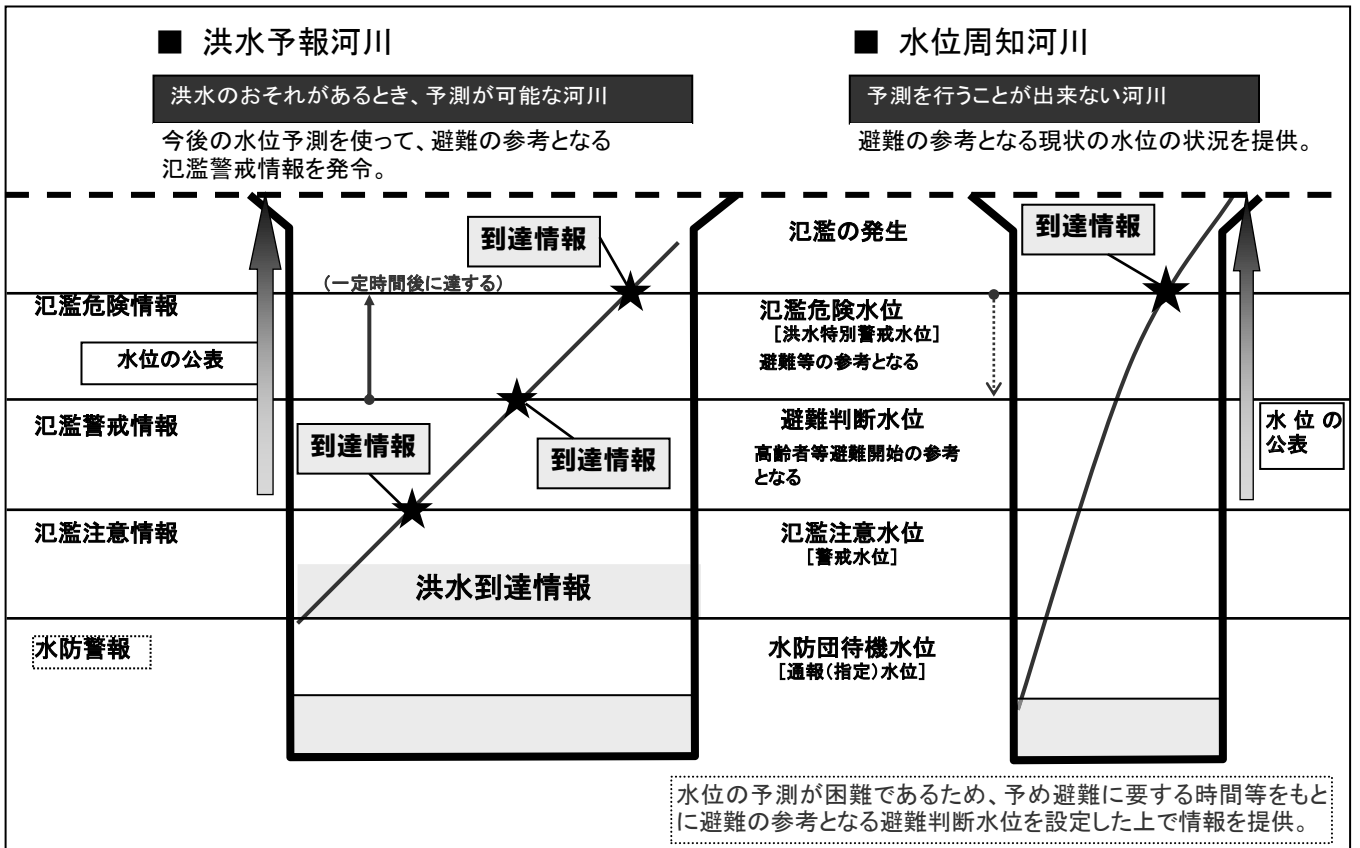
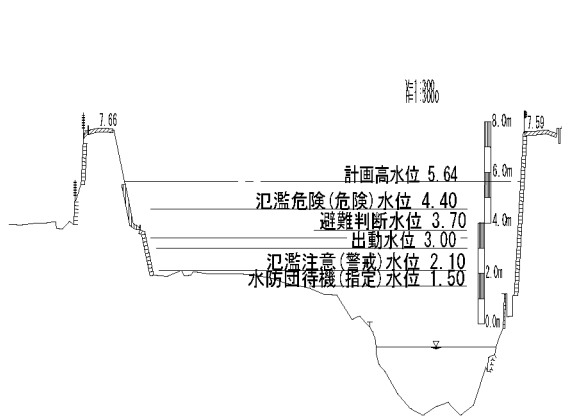


図. 15-2 洪水予報河川と水位周知河川について

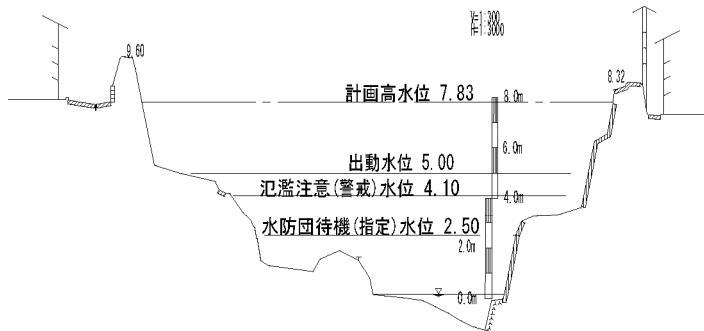
水防警報水位観測所横断図（直轄河川）

狩野川

大仁水位観測所



千歳橋水位観測所



徳倉水位観測所

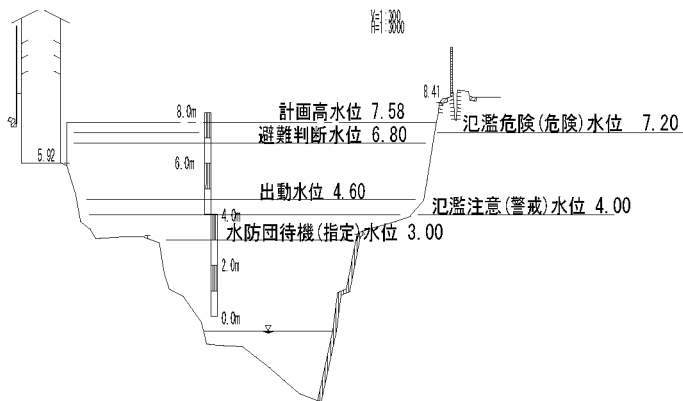
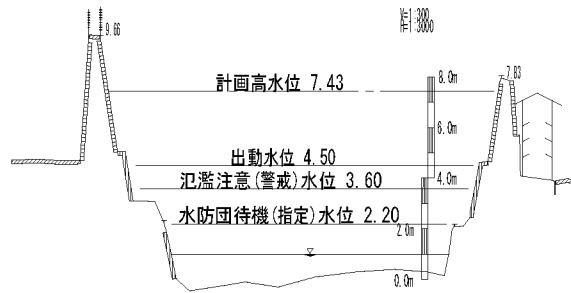


図 15-3 水位観測所横断面図（1）

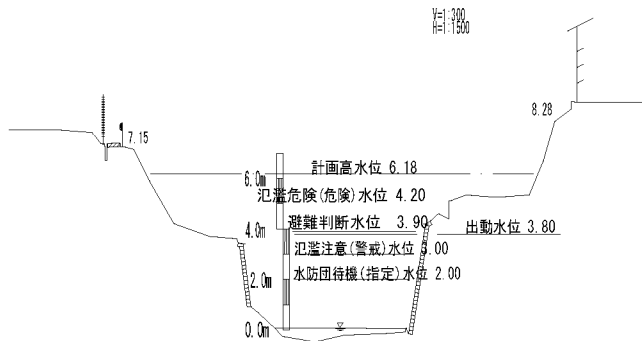
水防警報水位観測所横断面図（直轄河川）

狩野川

黒瀬水位観測所



本宿水位観測所



大場水位観測所

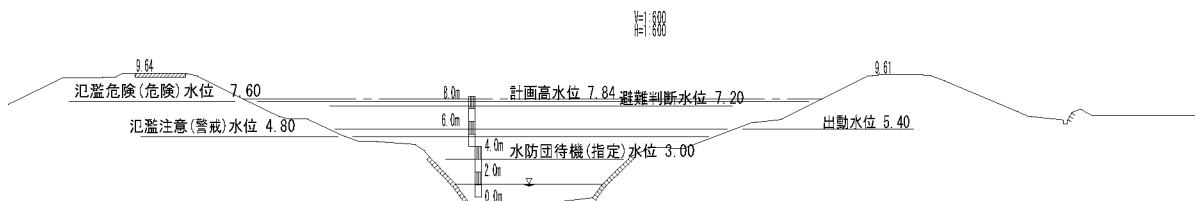


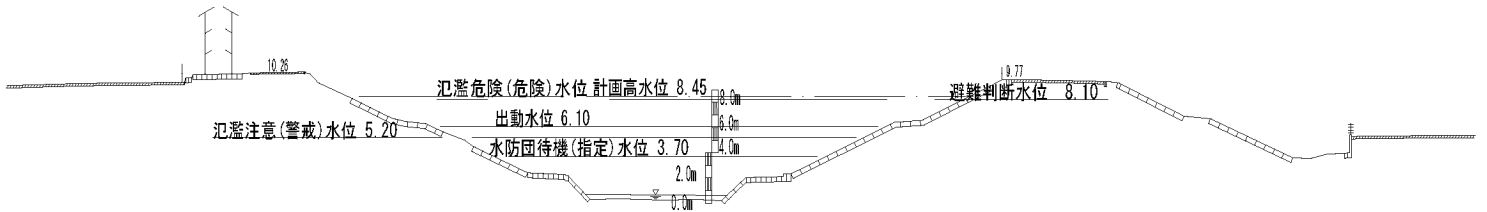
図 15-4 水位観測所横断面図（2）

水防警報水位観測所横断面図（直轄河川）

狩 野 川

蛇ヶ橋水位観測所

1/600



鏡橋水位観測所

1/600

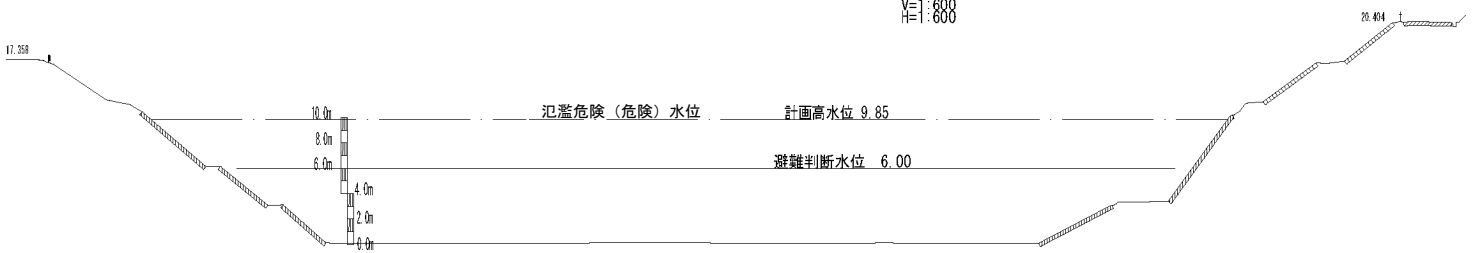


図 15-5 水位観測所横断面図（3）

資料16

水防管理団体が行う国管理河川の水防のための活動への河川に関する情報提供の方法

水防管理団体が行う国管理河川の水防のための活動への河川に関する情報提供は、水位情報等について表-1、河川状況の映像情報及び氾濫発生の際の浸水想定情報については表-2に示す方法で行う。

【表-1】 水位情報等の提供方法

提供方法	
川の防災情報ホームページ	川の防災情報(一般向け) http://www.river.go.jp/
	川の防災情報(市町村向け) http://city.river.go.jp/kawabou/city.Login.do (別途ユーザID、パスワードが必要)
電話自動応答通報装置	055-932-0247

【表-2】 河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法

提供方法	
沼津河川国道事務所ホームページ	トップページ http://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/#
情報の種別	標題及びURL
映像情報	リアルタイム防災(ライブカメラ)情報 http://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/livecamera/
浸水想定情報	浸水想定区域図 http://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/shinsui/
	氾濫シミュレーション http://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/hanran/

資料17

県内の水防管理団体が行う県管理河川の水防のための活動への 河川に関する情報提供の方法

県が、県内の水防管理団体が行う県管理河川の水防のための活動に対して、河川に関する情報提供を行う方法については、以下のとおりとする。

- 1 情報提供を行う河川名及び水位観測所 表1による。

表1 情報提供を行う河川及び水位観測所一覧

水防区	番号	河川名	水位観測所	監視カメラ	位置	
					市	大字
沼津	3	大場川	下神川橋	○	三島市	加茂川町
沼津	10	沼川	今沢橋	○	沼津市	今沢
沼津	11	新中川	丸子橋	○	沼津市	東間門
沼津	15	高橋川	青野	○	沼津市	青野
富士	3	沼川	河合橋	○	富士市	鈴川

- 2 提供する情報

水位情報 及び 映像情報

- 3 提供する手段

インターネット用ホームページ

ページ名称:サイポスレーダー(静岡県土木総合防災情報)

アドレス: <http://sipos.pref.shizuoka.jp>

資料 1 8 災害対策用車両等一覧

表 1 8 - 1 災害対策用車両等一覧

令和5年3月31日

保管事務所	災害対策機械名	建設機械番号	規 格	数量	購入年度	緊急自動車	車両位置情報システム 呼出名
中部地方整備局	衛星通信車	DC-3151	Car-SAT	1台	令和 元年度	○	中部衛星 1
多治見砂防国道事務所	照 明 車	18-1515	12KW、4×4 20m	1台	平成 1 8 年度	○	多治照明 1
木曽川上流河川事務所	対策本部車	R02-4506	拡幅型	1台	令和 2 年度	○	木上対策 1
	排水ポンプ車	19-4502	30m3/min	1台	平成 1 9 年度	○	木上排ボ 3
	排水ポンプ車	21-4506	30m3/min	1台	平成 2 1 年度	○	木上排ボ 4
	排水ポンプ車	R03-4503	30m3/min	1台	令和 3 年度	○	木上排ボ 5
	排水ポンプ車	25-4500	30m3/min	1台	平成 2 5 年度	○	木上排ボ 1
	照 明 車	19-4507	2KW×6灯、4×2 20m	1台	平成 1 9 年度	○	木上照明 2
	照 明 車	R01-4500	1.3kw×6灯 LED 20m	1台	令和 元年度	○	木上照明 1
岐阜国道事務所	照 明 車	16-1512	25kVA 10m	1台	平成 1 6 年度	○	岐阜照明 1
	応急組立橋	EB-0501	TL-25.50m×7.5m (歩車含)	1橋	平成 2 5 年度	—	—
高山国道事務所	待機支援車	16-1510	大型	1台	平成 1 6 年度	○	高山支援 1
	照 明 車	16-1513	25kVA 10m	1台	平成 1 6 年度	○	高山照明 1
沼津河川国道事務所	対策本部車	21-4502	拡幅型	1台	平成 2 1 年度	○	沼津対策 1
	待機支援車	26-4509	小型	1台	平成 2 6 年度	○	沼津支援 1
	排水ポンプ車	R05-4508	30m3/min	1台	令和 4 年度	○	沼津排ボ 3
	排水ポンプ車	19-4504	30m3/min	1台	平成 1 9 年度	○	沼津排ボ 2
	排水ポンプ車	22-4503	30m3/min	1台	平成 2 2 年度	○	沼津排ボ 4
	排水ポンプ車	26-4505	15m3/min 揚程20m	1台	平成 2 6 年度	○	沼津排ボ 1
	照 明 車	29-4505	1.3kW×6灯 LED 10m	1台	平成 2 9 年度	○	沼津照明 1
	照 明 車	R01-4501	1.3kW×6灯 LED 20m	1台	令和 元年度	○	沼津照明 2
	衛星通信車	DC-3551	発電機付	1台	平成 1 5 年度	○	沼津衛星 1
浜松河川国道事務所	対策本部車	R02-4507	拡幅型	1台	令和 2 年度	○	浜松対策 1
	排水ポンプ車	21-4504	30m3/min	1台	平成 2 1 年度	○	浜松排ボ 3
	排水ポンプ車	26-4500	30m3/min	1台	平成 2 6 年度	○	浜松排ボ 1
	排水ポンプ車	26-4501	30m3/min	1台	平成 2 6 年度	○	浜松排ボ 2
	排水ポンプ車	27-4501	30m3/min	1台	平成 2 7 年度	○	浜松排ボ 4
	照 明 車	19-1513	2KW×6灯、4×2 20m	1台	平成 1 9 年度	○	浜松照明 2
	照 明 車	23-4500	2KW×6灯 20m	1台	平成 2 3 年度	○	浜松照明 1
	応急組立橋	EB-0501	TL-25.50m×7.5m (歩車含)	1橋	令和 4 年度	—	—
	衛星通信車	DC-3251	発電機付	1台	令和 2 年度	○	浜松衛星 1
静岡河川事務所	待機支援車	21-4510	小型	1台	平成 2 1 年度	○	静河支援 1
	排水ポンプ車	R03-4504	30m3/min	1台	令和 3 年度	○	静河排ボ 1
	排水ポンプ車	20-4505	30m3/min	1台	平成 2 0 年度	○	静河排ボ 2
	照 明 車	18-4506	12KW、4×4 20m	1台	平成 1 8 年度	○	静河照明 2
	照 明 車	26-4506	2KW×6灯 20m	1台	平成 2 6 年度	○	静河照明 1
静岡国道事務所	対策本部車	13-1519	拡幅型	1台	平成 1 3 年度	○	静岡対策 1
	照 明 車	R03-1505	1.3kW×6灯 LED 20m	1台	令和 3 年度	○	静岡照明 1
	応急組立橋	57-1341	TL-20.40m×6m (車道部)	1橋	昭和 5 7 年度	—	—
	応急組立橋	58-1341	40m×0.8m (歩道部)	1橋	昭和 5 8 年度	—	—
衛星通信車	DC-0151	発電機付	1台	令和 2 年度	○	静岡衛星 1	
庄内河川事務所	排水ポンプ車	19-4505	30m3/min	1台	平成 1 9 年度	○	庄内排ボ 2
	排水ポンプ車	21-4505	30m3/min	1台	平成 2 1 年度	○	庄内排ボ 3
	排水ポンプ車	24-4500	30m3/min	1台	平成 2 4 年度	○	庄内排ボ 1
	照 明 車	19-4508	2KW×6灯、4×2 20m	1台	平成 1 9 年度	○	庄内照明 2
	照 明 車	R02-4514	1.3KW×6灯、LED 10m	1台	令和 2 年度	○	庄内照明 1
豊橋河川事務所	対策本部車	21-4503	拡幅型	1台	平成 2 1 年度	○	豊橋対策 1
	排水ポンプ車	20-4504	30m3/min	1台	平成 2 0 年度	○	豊橋排ボ 3
	排水ポンプ車	24-4501	30m3/min	1台	平成 2 4 年度	○	豊橋排ボ 1
	排水ポンプ車	R02-4510	30m3/min	1台	令和 2 年度	○	豊橋排ボ 2
	照 明 車	29-4506	1.3kW×6灯 LED 10m	1台	平成 2 9 年度	○	豊橋照明 1
	照 明 車	21-4508	2KW×6灯 10m	1台	平成 2 1 年度	○	豊橋照明 2
名古屋国道事務所	照 明 車	18-1514	12KW、4×4 20m	1台	平成 1 8 年度	○	名国照明 1
三重河川国道事務所	対策本部車	30-1505	拡幅型	1台	平成 3 0 年度	○	三重支援 1
	排水ポンプ車	R03-4505	30m3/min	1台	令和 3 年度	○	三重排ボ 2
	排水ポンプ車	R05-4509	30m3/min	1台	令和 4 年度	○	三重排ボ 3
	排水ポンプ車	25-4502	30m3/min	1台	平成 2 5 年度	○	三重排ボ 1
	排水ポンプ車	25-4503	30m3/min	1台	平成 2 5 年度	○	三重排ボ 4
	照 明 車	30-4502	1.3kW×6灯 LED 10m	1台	平成 3 0 年度	○	三重照明 1
	照 明 車	19-1514	2KW×6灯、4×2 20m	1台	平成 1 9 年度	○	三重照明 2
	照 明 車	25-4504	2KW×6灯 20m	1台	平成 2 5 年度	○	三重照明 3
衛星通信車	DC-3252	発電機付	1台	令和 2 年度	○	三重衛星 1	
木曽川下流河川事務所	待機支援車	21-4511	小型	1台	平成 2 1 年度	○	木下支援 1
	排水ポンプ車	R05-4510	30m3/min	1台	令和 4 年度	○	木下排ボ 3
	排水ポンプ車	20-4506	30m3/min	1台	平成 2 0 年度	○	木下排ボ 4
	排水ポンプ車	R03-4506	30m3/min	1台	令和 3 年度	○	木下排ボ 5
	排水ポンプ車	R02-4511	30m3/min	1台	令和 2 年度	○	木下排ボ 1
	照 明 車	21-4509	2KW×6灯 10m	1台	平成 2 1 年度	○	木下照明 2
	照 明 車	26-4507	2KW×6灯 20m	1台	平成 2 6 年度	○	木下照明 3
	照 明 車	R02-4515	1.3kW×6灯 LED 10m	1台	令和 2 年度	○	木下照明 1

保管事務所	災害対策機械名	建設機械番号	規格	数量	購入年度	緊急自動車	車両位置情報システム呼出名
紀勢国道事務所	待機支援車	19-1515	バス型	1台	平成19年度	○	紀勢支援1
	照明車	R03-1502	1.3kw×6灯 LED 10m	1台	令和3年度	○	紀勢照明1
北勢国道事務所	照明車	17-1515	25kVA 10m	1台	平成17年度	○	北勢照明1
	応急組立橋	EB-0101	TL-25.50m×7.5m(歩車含)	1橋	平成11年度	—	—
天竜川上流河川事務所	対策本部車	R02-4508	拡幅型	1台	令和2年度	○	天上対策1
	排水ポンプ車	R03-4507	30m3/min	1台	令和3年度	○	天上排ボ3
	排水ポンプ車	25-4501	30m3/min	1台	平成25年度	○	天上排ボ1
	排水ポンプ車	R02-4512	30m3/min	1台	令和2年度	○	天上排ボ2
	照明車	28-4502	1.3kw×6灯 LED 10m	1台	平成28年度	○	天上照明1
	照明車	20-4508	2KW×6灯、4×2 20m	1台	平成20年度	○	天上照明2
	衛星通信車	DC-3451	発電機付	1台	平成14年度	○	天上衛星1
飯田国道事務所	待機支援車	16-1511	大型	1台	平成16年度	○	飯田支援1
	照明車	R03-1503	1.3kw×6灯 LED 10m	1台	令和3年度	○	飯田照明1
	応急組立橋	EB-0502	TL-25.50m×7.5m(歩車含)	1橋	平成25年度	—	—
中部技術事務所	対策本部車	26-4508	拡幅型	1台	平成26年度	○	中技対策1
	待機支援車	R02-4509	バス型	1台	令和2年度	○	中技支援1
	排水ポンプ車	20-4507	30m3/min 揚程20m	1台	平成20年度	○	中技排ボ5
	排水ポンプ車	21-4507	30m3/min 揚程20m	1台	平成21年度	○	中技排ボ6
	排水ポンプ車	26-4502	30m3/min	1台	平成26年度	○	中技排ボ1
	排水ポンプ車	26-4503	30m3/min	1台	平成26年度	○	中技排ボ2
	排水ポンプ車	26-4504	30m3/min	1台	平成26年度	○	中技排ボ3
	排水ポンプ車	R02-4513	30m3/min	1台	令和2年度	○	中技排ボ4
	照明車	R03-1504	1.3kw×6灯 LED 10m	1台	令和3年度	○	中技照明4
	照明車	17-1516	25kVA 10m	1台	平成17年度	○	中技照明5
	照明車	20-1510	2KW×6灯、4×2 20m	1台	平成20年度	○	中技照明1
	照明車	20-1511	2KW×6灯、4×2 20m	1台	平成20年度	○	中技照明6
	照明車	R02-4516	1.3KW×6灯、LED 10m	1台	令和2年度	○	中技照明1
	照明車	R02-4517	1.3KW×6灯、LED 20m	1台	令和2年度	○	中技照明2
	分解型バックホウ	22-4504	1.0m3, 遠隔操縦式	1台	平成22年度	—	—
	分解型バックホウ	22-4505	1.0m3, 遠隔操縦式	1台	平成22年度	—	—
	応急組立橋	63-1366	TL-20.40m×8m(歩車含)	1橋	昭和63年度	—	—
衛星通信車	DC-0551	発電機付	1台	平成15年度	○	中技衛星1	

航空機(回転翼)

保有者	機械名	登録記号	型式	数量	購入年度	搭乗人員	基地(空港名)
本省(中部配備)	まんなか号	JA6817	BELL412EP	1機	平成13年度	8名	県営名古屋空港

港湾空港部 船舶

保有者	船種	船名	総トン数	数量	購入年度	基地港
名古屋港湾事務所	浚渫兼油回収船	清瀧丸	4,792t	1隻	平成16年度	名古屋港 V3岸壁
名古屋港湾事務所	海洋環境整備船	白龍	198t	1隻	平成20年度	名古屋港 四号地岸壁

水 防 法

〔昭和24年6月4日〕
法律第193号

最終改正 令和4年6月17日法律第68号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第4章までにおいて同じ。）の活動、1の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和39年法律第167号）第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第7条第3項において同じ。）及び同法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の1級河川（同法第4条第1項に規定する1級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の23第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。第7条第4項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第2章 水防組織

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りではない。

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不相当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする1の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように務めなければならない。

(退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都

道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。
- 6 2以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもって組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経

済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第14条の2において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村への通知)

第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第3項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 1 第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川
- 2 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第1項の規定により指定した河川
- 3 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災

害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
 - 1 第11条第一項又は第13条第2項の規定により指定した河川
 - 2 特定都市河川浸水被害対策法第3条第4項から第6項までの規定により指定した河川
 - 3 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

- 第14条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第1項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 1 第13条の2第1項の規定による指定に係る排水施設
 - 2 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 3 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項の規定により指定され、又は同条第4項、同条第5項において準用する同条第3項若しくは同条第6項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 4 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第2項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 1 第13条の2第2項の規定による指定に係る排水施設

- 2 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 3 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第4項から第6項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 4 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第14条の3 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 1 第13条の3の規定により指定した海岸
 - 2 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項若しくは第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項若しくは第2項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 1 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項又は第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第13条第1項若しくは第2項、第13条の2又は第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報

その他個人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

- 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 4 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 1 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第9項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 2 前項第4号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第7項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 3 前項第4号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第15条の11において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項
 - 2 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する2以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第2項又は前項の規定により報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議(災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする)」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう)」と、「市町村地域防災計画(同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう)」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう)」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第5項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第15条の6 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前3項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第15条の7 水防管理者は、前条第1項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第1項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第15条の8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第3号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第15条の10 都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第2号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第3項及び第4項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前3項」とあるのは、「次条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第15条の11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、

その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第15条の12 河川管理者は、第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第58条の8第1項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一

時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前2項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第31条 2以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第32条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第43条の2において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 1 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 2 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第1項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条第1項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第19条第2項及び第28条第3項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第28条第1項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第32条の3 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第54条第1項第3号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第4章 指定水防管理団体

(水防計画)

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第7条第2項から第4項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各号に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第5章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第36条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

できる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 3 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 4 水防に関する調査研究を行うこと。
- 5 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第43条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

第7章 雑則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気になるか、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 1 第15条の7第3項の規定に違反した者
- 2 第15条の8第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 1 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 2 第20条第2項の規定に違反した者
- 3 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）附則第2条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第13条第1項又は第2項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成22年3月31日までに、第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成17年度から平成21年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の3分の1以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成22年3月31日までの間、附則第2項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

参考資料2

○ 沼津市水防協議会条例

(昭和58年3月25日条例第12号)

改正 (平成17年12月14日条例第57号)

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条第5項の規定に基づき、沼津市水防協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及びその代理者)

第2条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第3条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第6条 前条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

付則（平成17年12月14日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年度 沼津市水防協議会委員名簿

(令和6年3月1日 現在)

区 分	氏 名	職 業
会 長	頼重 秀一	沼津市長
委 員	辛嶋 亨	国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長
"	片岡 達也	静岡県東部地域局副局長兼東部危機管理監
"	曾根 裕介	静岡県沼津土木事務所長
"	吉田 光広	静岡県沼津警察署長
"	吉澤 勇一郎	沼津市副市長
"	塚本 秀綱	沼津市副市長
"	岡田 卓治	沼津市産業振興部長
"	杉山 泰彦	沼津市建設部長
"	荻島 正己	駿東伊豆消防本部 沼津南消防署長(第一方面本部長)
"	真野 正実	沼津市危機管理監
"	遠藤 雅巳	沼津市消防団長
"	高橋 達也	沼津市議会議長
"	小林 昭	沼津市自治会連合会会長

気象業務法（抜粋）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによって、気象業務の健全な発達を図り、もって災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基く現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

第 3 章 予報及び警報

（予報及び警報）

第 1 3 条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第 1 6 条を除き、以下この章において同じ。）津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第 1 項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の、予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前 2 項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第 1 4 条の 2 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 1 0 条第 2 項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第 1 1 条第 1 項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報および警報をしなければならない。

4 第 1 3 条第 3 項の規定は、前 3 項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第 3 項中「前 2 項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第 1 4 条の 2 第 1 項から第 3 項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

5 第 2 項又は第 3 項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第 1 7 条及び第 2 3 条の規定は、適用しない。

第15条 気象庁は第13条第1項、第14条第1項又は前条第1項から第3項の規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなった場合も同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるよう努めなければならない。

第15条の2 気象庁は第13条の2第1項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなった場合も同様とする。

2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第1項の通知を受けた場合に準用する。

4 第2項又は前項において準用する前条第2項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

5 前条第5項の規定は海上保安庁の機関が第1項の通知を受けた場合に、同条第6項の規定は日本放送協会の機関が第1項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

(警報の制限)

第23条 気象庁以外の者は、気象、地震動、火山現象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。

気象業務法施行令（抜粋）

（一般の利用に適合する予報及び警報）

第4条 法第13条の規定による一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
天 気 予 報	当日から3日以内における風、天気、気温等の予報
週 間 天 気 予 報	当日から7日間の天気、気温等の予報
季 節 予 報	当日から1箇月間、当日から3箇月間、暖候期、寒候期、梅雨期等の天気、気温、降水量、日照時間等の概括的な予報
地 震 動 予 報	地震動（発生した断層運動による地震動をいう。以下この条及び次条において同じ。）の予報
火 山 現 象 予 報	噴火、降灰等の予報
津 波 予 報	津波の予報
波 浪 予 報	当日から3日以内における風浪、うねり等の予報
気 象 注 意 報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地 震 動 注 意 報	地震動によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
火 山 現 象 注 意 報	噴火、降灰等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
津 波 注 意 報	津波によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起するために行う予報
波 浪 注 意 報	風浪、うねり等によって災害が起る恐れがある場合に、その旨を注意して行う予報
気 象 警 報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報
地 震 動 警 報	地震動に関する警報
火 山 現 象 警 報	噴火、降灰等に関する警報
地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報
津 波 警 報	津波に関する警報
高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
波 浪 警 報	風浪、うねり等に関する警報
海 面 水 温 予 報	海洋の表面における水温の予報
海 流 予 報	海流の状況の予報
海 氷 予 報	沿岸における海氷の状況の予報
浸 水 注 意 報	浸水によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
洪 水 注 意 報	洪水によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
浸 水 警 報	浸水に関する警報
洪 水 警 報	洪水に関する警報

(特別警報)

第5条 法第13条の2第1項の規定による特別警報は、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
気 象 特 別 警 報	暴風雨、暴風雪、大雪、大雪等に関する特別警報
地 震 動 特 別 警 報	地震動に関する特別警報
火 山 現 象 特 別 警 報	噴火、降灰等に関する特別警報
地 面 現 象 特 別 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報
津 波 特 別 警 報	津波に関する特別警報
高 潮 特 別 警 報	台風等による海面の異常上昇に関する特別警報
波 浪 特 別 警 報	風浪、うねり等に関する特別警報

(水防活動の利用に適合する予報及び警報)

第7条 法第14条の2第1項の規定による予報及び警報は、随時に、下の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

種 類	内 容
水 防 活 動 用 気 象 注 意 報	風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水 防 活 動 用 気 象 警 報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水 防 活 動 用 津 波 注 意 報	津波によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水 防 活 動 用 津 波 警 報	津波に関する警報
水 防 活 動 用 高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報
水 防 活 動 用 高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
水 防 活 動 用 洪 水 注 意 報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水 防 活 動 用 洪 水 警 報	洪水に関する警報

(警報事項の通知)

第8条 法第15条第1項の規定による通知は、下の各号に定めるところにより行うものとする。

1 法第13条第1項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
気 象 警 報 高 潮 警 報 波 浪 警 報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地 震 動 警 報	日本放送協会の機関
火 山 現 象 警 報 津 波 警 報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地 面 現 象 警 報 洪 水 警 報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

3 法第14条の2第1項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
水防活動用気象警報 水防活動用高潮警報 水防活動用洪水警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用津波警報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

4 法第14条の2第2項又は第3項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
水防活動用洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

(特別警報に係る警報事項の通知)

第9条 法第15条の2第1項の規定による通知は、次の表の区分に従い、行うものとする。

種 類	通 知 先
気 象 特 別 警 報 高 潮 特 別 警 報 波 浪 特 別 警 報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地 震 動 特 別 警 報	日本放送協会の機関
火 山 現 象 特 別 警 報 津 波 特 別 警 報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地 面 現 象 特 別 警 報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

(気象庁以外の者の行うことができる警報)

第10条 法第23条ただし書の政令で定める場合は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町村の長が津波警報をする場合とする。

気象業務法施行規則（抜粋）

第3章 予報及び警報

（予報区等）

第8条 令第四条、令第五条及び令第六条の国土交通省令で定める予報区及び空域は、下の表の左欄に掲げるとおりとし、これらを対象として行う予報及び警報は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

全国予報区（本邦全域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	週間天気予報及び季節予報
地方予報区（2以上の府県を含む区域又はこれに相当する区域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	天気予報、週間天気予報、季節予報及び波浪予報
府県予報区（1府県の区域又はこれに相当する区域（海に面する区域にあつては沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	天気予報、週間天気予報、地震動予報、火山現象予報、波浪予報、気象注意報、地震動注意報、火山現象注意報、地面現象注意報、高潮注意報、波浪注意報、気象警報、地震動警報、火山現象警報、地面現象警報、高潮警報、波浪警報、海氷予報、浸水注意報、洪水注意報、浸水警報、洪水警報、気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報
津波予報区（海に面する1府県の区域又はこれに相当する区域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	津波予報、津波注意報、津波警報、津波特別警報並びに津波に関する海上予報及び海上警報

気象庁予報警報規程（抜粋）

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 気象庁の行う予報及び警報については、別に定めるものの外、この規定の定めるところによる。

（予報区及び担当気象官署）

第 2 条 気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 8 条の予報区の区域及びこれを担当する気象官署は、全国予報区、地方予報区及び府県予報区にあつては別表第 1（抜粋）の、津波予報区にあつては別表第 2（抜粋）の、全般海上予報区及び地方海上予報区にあつては別表第 3（省略）のとおりとする。

第 2 章 一般の利用に適合する予報及び警報

（気象注意報、気象警報及び気象特別警報の種類）

第 11 条 気象注意報は、風雪注意報、強風注意報、大雨注意報及び大雪注意報並びに雷、霜等の現象名を冠した注意報とする。

2 気象警報は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報及び大雪警報の 4 種とする。

3 気象特別警報は、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報の 4 種とする。

（気象注意報等の担当気象官署等）

第 12 条 気象注意報等は、府県予報区を担当する気象官署（別表第 4 に掲げる分担気象官署を含む。）が、必要と認める場合に随時行う。この場合において、地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行う。

2 気象注意報等は、府県予報区の二次細分区域（一の市区町村の区域（海に面する市区町村にあつては、沿岸の海域を含む。）をいう。ただし、別表第 4 の 2 の下欄に掲げる区域にあつては、当該区域（海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含む。）をいう。）に限定して行う。

（津波予報、津波注意報、津波警報及び津波特別警報の名称及び担当気象官署等）

第 13 条 津波特別警報は、大津波警報の名称を用いて行う。

2 津波予報、津波注意報、津波警報及び津波特別警報は、津波予報区を担当する気象官署が、必要と認める場合に随時に行う。

第 5 章 水防活動の利用に適合する予報及び警報

（水防活動用の利用に適合する予報及び警報の取扱い）

第 20 条 気象業務法施行令（昭和 27 年政令第 471 号）第 7 条の規定により行う水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる気象注意報等をもって代えるものとする。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

別表第1 (抜粋)

3 府県予報区

名称	区域	担当気象官署
静岡県	静岡県	静岡地方気象台

別表第2 (抜粋)

津波予報区

津波予報区	区域	担当気象官署
静岡県	静岡県	気象庁本庁

別表第4 (抜粋)

府県予報区	一次細分区域	区域
静岡県	伊豆	熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
	東部	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町
	中部	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
	西部	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

別表第4の2 (抜粋)

名称	区域
静岡市南部	静岡県静岡市のうち静岡市北部の区域を除く区域
静岡市北部	静岡県静岡市のうち葵区(相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、枋沢、長熊、中沢、長妻田、中平、櫛尾、入島、日向、平野、昼居渡、森腰、諸子沢、八草、湯ノ島、油野、横沢、横山及び蔵野に限る)
浜松市北部	静岡県浜松市のうち天竜区
浜松市南部	静岡県浜松市のうち浜松市北部を除く区域

参考資料 8

水防工法一覽

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主要資材	
越水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート 鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端に杭を打ちせき板をたてる	都市周辺河川	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石 防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既成水のう、ポンプ 鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない 堤体の固い場所	むしろ、半割竹、 土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、 軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	川裏対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート 鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既成水のうポンプ、 鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、 鉄パイプぐい
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土表する	一般河川	土のう、防水シート パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるとようにビニロン帆布製水のように組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既成水のう、くい、 土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、 土のう
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川(漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、 竹
漏水	川表対策	詰め土のう工	川表のり面に漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、 竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川(水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう 竹ピン

原因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	主 要 資 材
漏 水	川 表 対 策	継ぎむしろ 張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張 る	一般河川（漏水 面の広い所）	むしろ、なわ、くい ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張 る	都市周辺河川 （むしろが入手 困難）	防水シート、鉄パイ プ、くい、ロープ、 土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深 の浅い所）	土俵のかわりに土の う
洗 堀		むしろ張り 工、継ぎむし ろ張り工、シ ート張り工、 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比 較的緩流河川	漏水防止と同じ
		水 流 し 工 （竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけ て流し、局部に被覆する	急流河川	立木、土のう、ロー プ、鉄線、くい
		立てかご工	裏のり面に蛇かごを立てて被覆 する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石 くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	裏のり面決壊箇所に土のう又は 大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コン クリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつ けて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、 土のう
決 壊		わく入れ工	深堀れ箇所に川倉、牛わく、 鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄 線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面 の不足を裏のりで補うため杭を 打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土 のう、くぎ
		びょうぶ 返し工	竹を骨格とし、かや、よしでび ょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、 わら、かや、土のう
き 裂	天 端	折りかえし工	天端のき裂をはさんで両肩付近 に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち 継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくい を用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	天 端～裏 のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて 生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、 ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて 生じるもので折り返し工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土 のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに 鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、 土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主要資材	
裏 の 裂	き	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工(くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太、鉄線
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
	裂	かぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
崩 壊	崩	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
	壊	つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう

様式1 直轄河川洪水予報様式

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

〇〇川氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】〇〇川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所（△△市△△）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.X I	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△ △)	00日00時00分の状況	XXX.X I	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県××市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇〇地区、 ××県××市〇〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000

様式1 直轄河川洪水予報様式

発表者		第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台			

正規

〇〇川氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意情報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル2相当情報 [洪水]】〇〇川では、当分の間、
氾濫注意水位付近の水位が続く見込み**

(主文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市△△)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X→				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X→				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

〇〇川^{ff}氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報(発表)
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報[洪水]】〇〇川^{ff}では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】〇〇川^{ff}の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{ff}の△△水位観測所(△△市△△)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後この雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度					
	水位(m)	レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険	
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇 〇)	00日00時00分の状況 XXX.X↑	[Progress bar showing level 2]				
	00日01時00分の予測 XXX.X	[Progress bar showing level 2]				
	00日02時00分の予測 XXX.X	[Progress bar showing level 2]				
	00日03時00分の予測 XXX.X	[Progress bar showing level 2]				
	00日04時00分の予測 XXX.X	[Progress bar showing level 2]				
	00日05時00分の予測 XXX.X	[Progress bar showing level 2]				
	00日06時00分の予測 XXX.X	[Progress bar showing level 2]				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△ △)	00日00時00分の状況 XXX.X	[Progress bar showing level 2]				
	00日01時00分の予測 XXX.X	[Progress bar showing level 2]				
	00日02時00分の予測 XXX.X	[Progress bar showing level 2]				
	00日03時00分の予測 XXX.X	[Progress bar showing level 2]				
	00日04時00分の予測 XXX.X	[Progress bar showing level 2]				
	00日05時00分の予測 XXX.X	[Progress bar showing level 2]				
	00日06時00分の予測 XXX.X	[Progress bar showing level 2]				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所 気象庁 ○○地方気象台	機関名	機関名	機関名

正規

○○川氾濫警戒情報

○○川洪水予報第○号
洪水警戒情報
令和○○年○月○日○時○分
○○河川事務所・○○地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報【洪水】に引下げ】○○川では、氾濫危険水位を下回る

(主 文)

【警戒レベル3相当に引下げ】高齢者等避難の発令の目安に引下げます。○○川の○○水位観測所(○○市○○)では、「氾濫危険水位」を下回りました。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当に引下げ】高齢者等避難の発令の目安に引下げます。○○川の△△水位観測所(△△市△△)では、「氾濫危険水位」を下回りました。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に15ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

(水位)

○○川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
○○○ 水位観測所 (○○県○○市○ ○)	00日00時00分の状況	xxx.x				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				
	00日03時00分の予測	xxx.x				
	00日04時00分の予測	xxx.x				
	00日05時00分の予測	xxx.x				
	00日06時00分の予測	xxx.x				
△△△ 水位観測所 (○○県△△市△ △)	00日00時00分の状況	xxx.x				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				
	00日03時00分の予測	xxx.x				
	00日04時00分の予測	xxx.x				
	00日05時00分の予測	xxx.x				
	00日06時00分の予測	xxx.x				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 〇〇河川事務所 気象庁 〇〇地方気象台	機関名	機関名	機関名

正規

〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川では、当分の間、
避難判断水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市△△）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

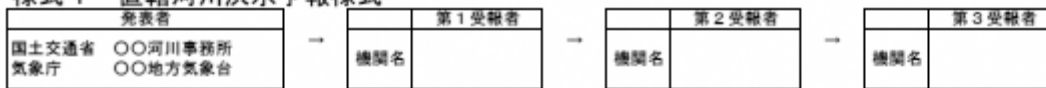
(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X→	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X→	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

〇〇川[〃]氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
かまんどんりょう ちほう きょうしやう たい
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川[〃]では、避難判断水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川[〃]の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川[〃]の△△水位観測所（△△市△△）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

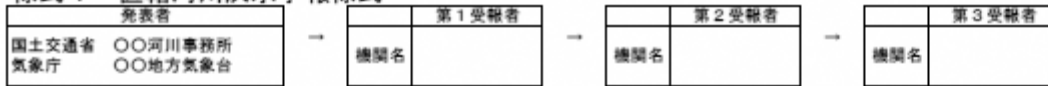
(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度				
	水位(m)	レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況 xxx.x t				
	00日01時00分の予測 xxx.x				
	00日02時00分の予測 xxx.x				
	00日03時00分の予測 xxx.x				
	00日04時00分の予測 xxx.x				
	00日05時00分の予測 xxx.x				
	00日06時00分の予測 xxx.x				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況 xxx.x t				
	00日01時00分の予測 xxx.x				
	00日02時00分の予測 xxx.x				
	00日03時00分の予測 xxx.x				
	00日04時00分の予測 xxx.x				
	00日05時00分の予測 xxx.x				
	00日06時00分の予測 xxx.x				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

○○川[〃]氾濫警戒情報

○○川洪水予報第○号
洪水警戒報（発表）
令和○年○月○日○時○分
○○河川事務所・○○地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】○○川[〃]では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

（主 文）

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川[〃]の○○水位観測所（○○市○○）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。○○川[〃]では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川[〃]の△△水位観測所（△△市△△）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。○○川[〃]では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

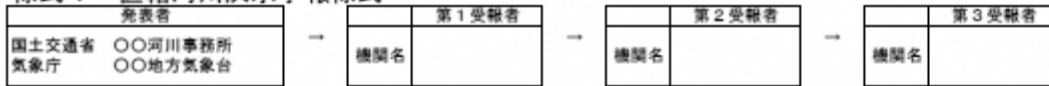
（水位）

○○川[〃]の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
○○○ 水位観測所 (○○県○○市○ ○)	00日00時00分の状況	xxx.x1	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	xxx.x	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	xxx.x	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	xxx.x	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日04時00分の予測	xxx.x	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日05時00分の予測	xxx.x	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日06時00分の予測	xxx.x	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (○○県△△市△ △)	00日00時00分の状況	xxx.x1	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	xxx.x	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	xxx.x	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	xxx.x	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日04時00分の予測	xxx.x	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日05時00分の予測	xxx.x	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日06時00分の予測	xxx.x	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

○○川^{がわ}氾濫警戒情報

○○川洪水予報第○号
洪水警報
令和○○年○月○日○時○分
○○川^{がわ}事務所・○○地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】○○川^{がわ}では、今後、
氾濫危険水位に到達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川^{がわ}の○○水位観測所（○○市○○）では、○○日○○時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。○○川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、○○日○○時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。○○川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

(水位)

○○川^{がわ}の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度				
	水位(m)	レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
○○○ 水位観測所 (○○県○○市○ ○)	00日00時00分の状況 xxx.X↑	[Progress bar]			
	00日01時00分の予測 xxx.X	[Progress bar]			
	00日02時00分の予測 xxx.X	[Progress bar]			
	00日03時00分の予測 xxx.X	[Progress bar]			
	00日04時00分の予測 xxx.X	[Progress bar]			
	00日05時00分の予測 xxx.X	[Progress bar]			
	00日06時00分の予測 xxx.X	[Progress bar]			
△△△ 水位観測所 (○○県△△市△ △)	00日00時00分の状況 xxx.X↑	[Progress bar]			
	00日01時00分の予測 xxx.X	[Progress bar]			
	00日02時00分の予測 xxx.X	[Progress bar]			
	00日03時00分の予測 xxx.X	[Progress bar]			
	00日04時00分の予測 xxx.X	[Progress bar]			
	00日05時00分の予測 xxx.X	[Progress bar]			
	00日06時00分の予測 xxx.X	[Progress bar]			

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

〇〇川^{がわ}氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
国土交通省 〇〇河川事務所 気象庁 〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、当分の間、
氾濫危険水位付近の水位が続く見込み**

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	xxx.x→				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				
	00日03時00分の予測	xxx.x				
	00日04時00分の予測	xxx.x				
	00日05時00分の予測	xxx.x				
	00日06時00分の予測	xxx.x				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	xxx.x→				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				
	00日03時00分の予測	xxx.x				
	00日04時00分の予測	xxx.x				
	00日05時00分の予測	xxx.x				
	00日06時00分の予測	xxx.x				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所 気象庁 ○○地方気象台	機関名	機関名	機関名

正規

○○川氾濫危険情報

○○川洪水予報第○号
洪水警報
令和○○年○月○日○時○分
○○河川事務所・○○地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報【洪水】】○○川では、氾濫危険水位に到達し、
氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○水位観測所(○○市○○)では、「氾濫危険水位」に到達しました。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。○○川の△△水位観測所(△△市△△)では、「氾濫危険水位」に到達しました。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

(水位)

○○川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
○○○ 水位観測所 (○○県○○市○○)	00日00時00分の状況	XXX.X1				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (○○県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X1				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 気象庁 〇〇河川事務所 〇〇地方気象台	機関名	機関名	機関名

正規

〇〇川^{河川}氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報 [洪水]】〇〇川^{河川}では、(堤防決壊による)氾濫が発生中

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川^{河川}では、●●市●●地区(△△岸)付近より氾濫しています。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X1				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X1				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式

発表者 国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台	第1受報者 機関名	第2受報者 機関名	第3受報者 機関名
---------------------	--------------------	--------------	--------------	--------------

正規

〇〇川^{がわ}氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報【洪水】】〇〇川^{がわ}では、(堤防決壊による)氾濫が発生

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川^{がわ}では、●●市^し●●地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。

直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.X1				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△ △)	00日00時00分の状況	XXX.X1				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式

発表者 国土交通省 ○○河川事務所 気象庁 ○○地方気象台	第1号報告 機関名	第2号報告 機関名	第3号報告 機関名
-------------------------------------	--------------	--------------	--------------

正規

○○川氾濫発生情報（氾濫水の予報）

○○川洪水予報第○号
洪水警報
令和○○年○月○日○時○分
○○河川事務所・○○地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル5相当情報【洪水】】○○川では、（堤防決壊による）氾濫が続く

（主文）

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。○○川では、●●市●●地点（△△岸）付近より氾濫しています。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	○区、○○区、○○○区、□区
△△県□□市	○×地区、○○×地区、○○○×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

（氾濫水の予報）

○×地点からの氾濫により想定される浸水区域、氾濫水の到達時刻、最大浸水深、浸水最深時刻は以下のとおりです。

浸水想定箇所	想定到達時刻※	想定最大浸水深	浸水最深時刻※
○市市役所	○時間後（○月○日○時頃）	0～0.5m未満	○時間後（○月○日○時頃）
○市郵便局	○時間後（○月○日○時頃）	0.5～1.0m未満	○時間後（○月○日○時頃）
△市公民館	○時間後（○月○日○時頃）	2.0～5.0m未満	○時間後（○月○日○時頃）
△市消防署	○時間後（○月○日○時頃）	5.0m以上	○時間後（○月○日○時頃）

※ 氾濫発生からの時間を示しています。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位）

○○川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度				
	水位(m)	レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
○○○ 水位観測所 (○○県○○市○ ○)	00日00時00分の状況	XXX.X↑			
	00日01時00分の予測	XXX.X			
	00日02時00分の予測	XXX.X			
	00日03時00分の予測	XXX.X			
	00日04時00分の予測	XXX.X			
	00日05時00分の予測	XXX.X			
	00日06時00分の予測	XXX.X			

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所 気象庁 ○○地方気象台	機関名	機関名	機関名

正規

〇〇川氾濫注意情報解除

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意情報解除
令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位を下回る

(主 文)

〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「氾濫注意水位」を下回りました。

〇〇川の△△水位観測所(△△市△△)では、「氾濫注意水位」を下回りました。

〇〇川の□□水位観測所(□□市□□)では、「氾濫注意水位」を下回りました。

(雨量)

現在、雨はやんでいます。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X ↓				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X ↓				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X ↓				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	—				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式 1 直轄河川洪水予報様式

発表者 国土交通省 ○○河川事務所 気象庁 ○○地方気象台	第1受報者 機関名	第2受報者 機関名	第3受報者 機関名
-------------------------------------	--------------	--------------	--------------

正規

○○川氾濫注意情報（警戒情報解除）

○○川洪水予報第○号
洪水注意報（警戒解除）
令和○○年○月○日○時○分
○○河川事務所・○○地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕に引下げ】○○川では、避難判断水位を下回る

（主 文）

【警戒レベル2相当に引下げ】○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「避難判断水位」を下回りました。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当に引下げ】○○川の△△水位観測所（△△市△△）では、「避難判断水位」を下回りました。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当に引下げ】○○川の□□水位観測所（□□市□□）では、「避難判断水位」を下回りました。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

現在、雨は小降りになりました。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位）

○○川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
○○○ 水位観測所 (○○県○○市○ ○)	00日00時00分の状況	XXX.X↓	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (○○県△△市△ △)	00日00時00分の状況	XXX.X↓	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
□□□ 水位観測所 (○○県□□市□ □)	00日00時00分の状況	XXX.X↓	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

〇〇川氾濫注意情報（警戒情報解除）

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報（警戒解除）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕に引下げ】〇〇川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み

（主文）

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川の△△水位観測所（△△市△△）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.X J	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△ △)	00日00時00分の状況	XXX.X J	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

正 規

水 防 警 報 (出 動)

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	△△△水位観測所	第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇川河川事務所発表

【現 況】

〇〇川の△△△水位観測所（〇〇市〇〇）の水位は、
 〇〇日〇〇時〇〇分現在〇〇.〇〇mです。
 △△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位）（に達し、を超え、を下回り）
 （上昇しています。横ばい状態です。下降しています。）
 または
 △△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位）
 （を上回る見込みです。程度の見込みです。を下回る見込みです。）

【被災状況】

（自由に記入）

【発 表】

水防機関は出動してください。

【特 記】

（自由に記入）

〇〇川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇〇				
△△△△△				
□□□□□				
×××××				

問い合わせ先
 国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

正 規

○ ○ 海 岸 水 防 警 報 (出 動)

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 〇〇川河川事務所発表
(第△△号)

【現 況】

△△潮位観測所の潮位は、〇〇日△△時□□分現在××mです。
波高などで判定する場合は、管理メニューで変更してください。
(この文章も管理メニューで編集・削除可能です。)

【発 表】

各水防機関は、出動し、堤防その他を見回り、
嚴重に警戒して下さい。

【特 記】

(自由に記入)

水防警報(海岸)発表状況				
海岸名	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇〇	○			
△△△△△				
□□□□□				
×××××				

問い合わせ先
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話:000-000-0000(内線)〇〇〇

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

水 防 警 報（河 川）

種 類		出 動 ・ 解 除		
発表河川		基準水位観測所		第_____号
日時	令和 年 月 日 時 分	国土交通省 ○○地方整備局 ○○事務所発表		
番号	発 表 内 容			
1	令和○○年○月○日○時○分に〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○mの津波が予想されています。			
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。			
	津波の河川遡上により○○観測所では、氾濫危険水位を超えるおそれがあります。水防機関は、出動し水防活動を行ってください。			
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。			
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

水 防 警 報（海 岸）

種 類	出 動 ・ 解 除			
発表海岸		基準水位観測所		第_____号
日時	令和	年	月	日
				時
				分
				国土交通省 ○○地方整備局
				○○事務所発表
番号	発 表 内 容			
1	令和○○年○月○日○時○分に津波警報〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○mの津波が予想されています。			
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。			
	水防機関は、出動し水防活動を行ってください。			
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。			
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

狩野川放水路からの分流に関する通知

令和 年 月 日 時 分

宛		先	
沼津土木事務所（維持調査課）	御中	沼津市役所（河川課）	御中
伊豆の国市役所（危機管理課）	御中	沼津警察署（警備課）	御中
静岡県経済産業部（水産資源課）	御中	三島警察署（警備課、地域課）	御中
大仁警察署（伊豆長岡交番）	御中	大仁警察署（地域課）	御中
駿東伊豆消防本部 消防指令センター	御中	静浦漁業協同組合	御中
静浦かん水養殖組合	御中	中部地方整備局・水災害予報センター	御中
伊豆長岡出張所	御中	沼津河川出張所	御中

国土交通省中部地方整備局
沼津河川国道事務所長

（本 文）

- ①天城の総雨量で _____mmです。
1. 現在、狩野川上流域の雨は、
②止んでいます。
- ①上昇中です。
2. 古奈の水位は、_____m _____cmで、
②下降中です。
- ①開ける予定です。
3. このため、_____時 _____分に狩野川放水路のゲートを
②閉めました。
4. このため、狩野川放水路のゲートからの分流を中止します。
- ・通知に関する問い合わせは、055（934）2011まで
 - ・今後の降雨や水位の状況によっては変更の可能性があります。

様式 4 直轄河川水位到達情報発表用紙

発表者 国土交通省 ○○河川事務所	→	第1受報者 機関名	→	第2受報者 機関名	→	第3受報者 機関名
----------------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------

例

○○川氾濫注意情報

○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省 ○○川河川事務所発表
(第○○号)

【主文】

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分頃に氾濫注意水位（△△△.△△m）に到達しました。洪水に関する情報に注意してください。

（参考）

○○川 □□□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は■市※※から□町◎◎）

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

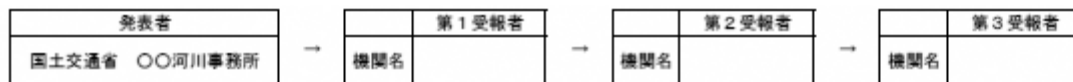
問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

様式 4 直轄河川水位到達情報発表用紙



例

○○川氾濫警戒情報

○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省 ○○川河川事務所発表
(第○○号)

【主文】

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分頃に、避難判断水位（○○○.○○m）に到達しました。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（参考）

○○川 □□□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

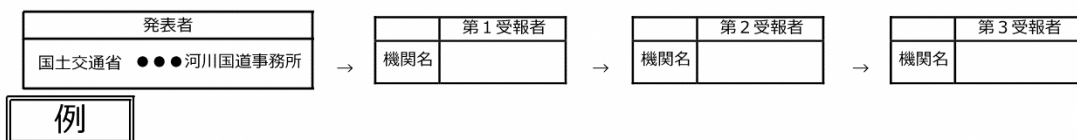
問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

様式 4 直轄河川水位到達情報発表用紙



●●川氾濫危険情報

令和 XX 年 XX 月 XX 日 hh 時 mm 分
 国土交通省 ●●●● 事務所 発表
 (第〇号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報[洪水]】 ●●川の●●●水位観測所(〇〇市△△町)では、XX日 hh 時 mm 分に避難勧告の発令の目安となる氾濫危険水位(●.●●m)に到達しました。
 市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(参考)

●●川 ●●●水位観測所 (〇〇市△△町)
 (受け持ち区間は)

氾濫危険水位	●.●●m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	●.●●m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	●.●●m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

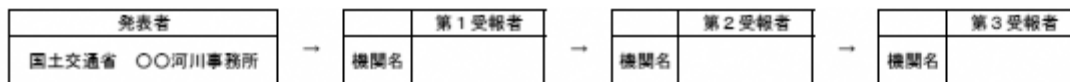
問い合わせ先
 国土交通省●●●●事務所 河川・海岸情報センター電話 :XXX-XXX-XXXX (内線)XXXXXX

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

様式4 直轄河川水位到達情報発表用紙



例

○○川氾濫発生情報

○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省 ○○川河川事務所発表
(第○○号)

【主文】

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】災害が発生しています。○○川では、●●市●●地区(△△岸)付近より(堤防決壊による)氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	x x x . x x m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

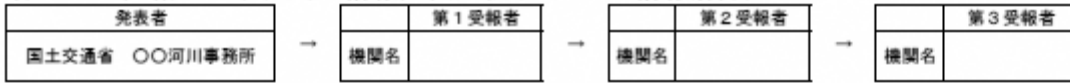
問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000 (内線) ○○○

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

様式 4 直轄河川水位到達情報発表用紙



例

○○川氾濫注意情報解除

○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省 ○○川河川事務所発表
(第○○号)

【主文】

○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分頃に氾濫注意水位（△△△. △△m）を下回りました。

（参考）

○○川 □□□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××. ××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○. ○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△. △△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

〇〇川 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇時 〇〇分 発表
〇〇土木事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報[洪水]】〇〇水系〇〇川は、〇〇日〇〇時〇〇分に、〇〇市〇〇の〇〇水位観測所で、市町長の避難勧告等の発令判断の目安である、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)〇. 〇mに達しました。〇〇水位観測所では〇時～〇時の1時間に約〇m水位が上昇し、引き続き水位が上昇しています。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

その他注意事項、補足事項等を記載する。

【参考情報】

〇〇水位観測所(受け持ち区間: ■■市※※地区～□□町◎◎地区)

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	m
避難判断水位	m
氾濫注意水位(警戒水位)	m

* その他、本川(観測所)の水位状況、洪水予報・水防警報発表状況、雨量状況等の参考情報を記載する。

問い合わせ先

静岡県〇〇土木事務所

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

雨量・水位情報は、下記サイトをご参照願います。

静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」

<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

水防管理団体水防活動実施報告書

令和 年 月 日

水防管理団体名 _____ 作成責任者 _____

出 水 の 概 要	川 警戒水位 m										雨量 mm									
水 防 実 施 箇 所	川 左 右 岸										地 先 m									
日 時	自 至				月 日		時 時		所 要 経 費	人 件	管理団体	県支給分	その他	計						
											手当て	円	円	円	円					
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合計			物 件	計									
	人	人	人	人	人	人	人	資材費												
水 防 作 業 の 概 要 及 び 工 法	工 法 箇 所 m										費	計								
												器材費								
												雑 費								
												計								
水 防 の 効 果	水 防 の 結 果									使 用 資 材	公 用 負 担									
	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他			合 計									
	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		かます、俵		枚	枚	枚	枚						
									万年、土俵		枚	枚	枚	枚						
									な わ		Kg	Kg	Kg	Kg						
								丸 太	枚	枚	枚	枚								
								そ の 他												
水 防 団 員 消 防 団 員 の 出 動 状 況											県 の 応 援 状 況									
そ の 他 の 出 動 状 況											立 ち 退 き 状 況 及 び そ れ を 指 示 し た 事 由									
居 住 者 の 出 動 状 況											水 防 関 係 傷 害									
雨 量 水 位 の 状 況											水 防 功 勞 者 の 氏 名 所 属 年 齢 及 び そ の 功 績 概 要									
公 用 負 担 内 容											水 防 活 動 に 関 す る 反 省 点									
他 団 体 の 応 援 状 況																				
警 察 官 の 応 援 状 況											備 考									

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 氾濫箇所図(1/5000以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5000以上)を添付して、水防区長(土木事務所長)に3部に提出すること。
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

様式7-1 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請様式
様式-1(派遣要請様式)

第 号
令和 年 月 日

国土交通省
〇〇〇〇〇〇事務所長 殿

〇〇市・町 災害対策本部長
〇〇市・町長 〇〇 〇〇

災害対策用資機材等の派遣について(要請)

標記について、当局管内において発生した災害対応のため、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 台風〇〇号により発生した内水排除のため

2. 要請箇所 静岡県〇〇市・町〇〇地先 (別図参照)

3. 引渡希望日 令和 年 月 日 時 分

4. 受取責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇
電話番号 000-000-0000

5. 要請資機材の
種類・規格・台数

資 機 材 名 等	規 格	台 数	備 考
〇〇〇車(00-0000)	〇〇〇	1台	

6. 使用予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

7. 操作要員等
操作員 不必要・必要(名)
保守員 不必要・必要(名)
設置・撤去員 不必要・必要(名)
設置機械(クレーン等) 不必要・必要(機械 台)

第 号
令和 年 月 日

〇〇市・町 災害対策本部長
〇〇市・町長 〇〇 〇〇 殿

国土交通省
〇〇〇〇〇〇事務所長 〇〇 〇〇

災害対策用資機材等の派遣について(回答)

標記について、下記のとおり出動を指示した旨を回答する。

記

1. 引き渡し場所 静岡県〇〇市・町〇〇地先 (別図参照)
〇〇〇〇〇〇事務所

2. 引き渡し日 令和 年 月 日 時 分

3. 派遣側責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

4. 受取責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

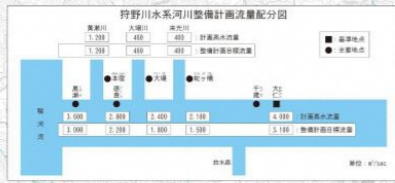
5. 要請資機材の
種類・規格・台数

資 機 材 名 等	規 格	台 数	備 考
〇〇〇車(00-0000)	〇〇〇	1台	

6. 派遣予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

7. 派遣操作要員等
操作員 0名
保守員 0名
設置、撤去員 0名
設置機械(クレーン等) 機械 0台

令和5年度
直轄河川重要水防箇所（狩野川）
重要度 A（工作物以外）

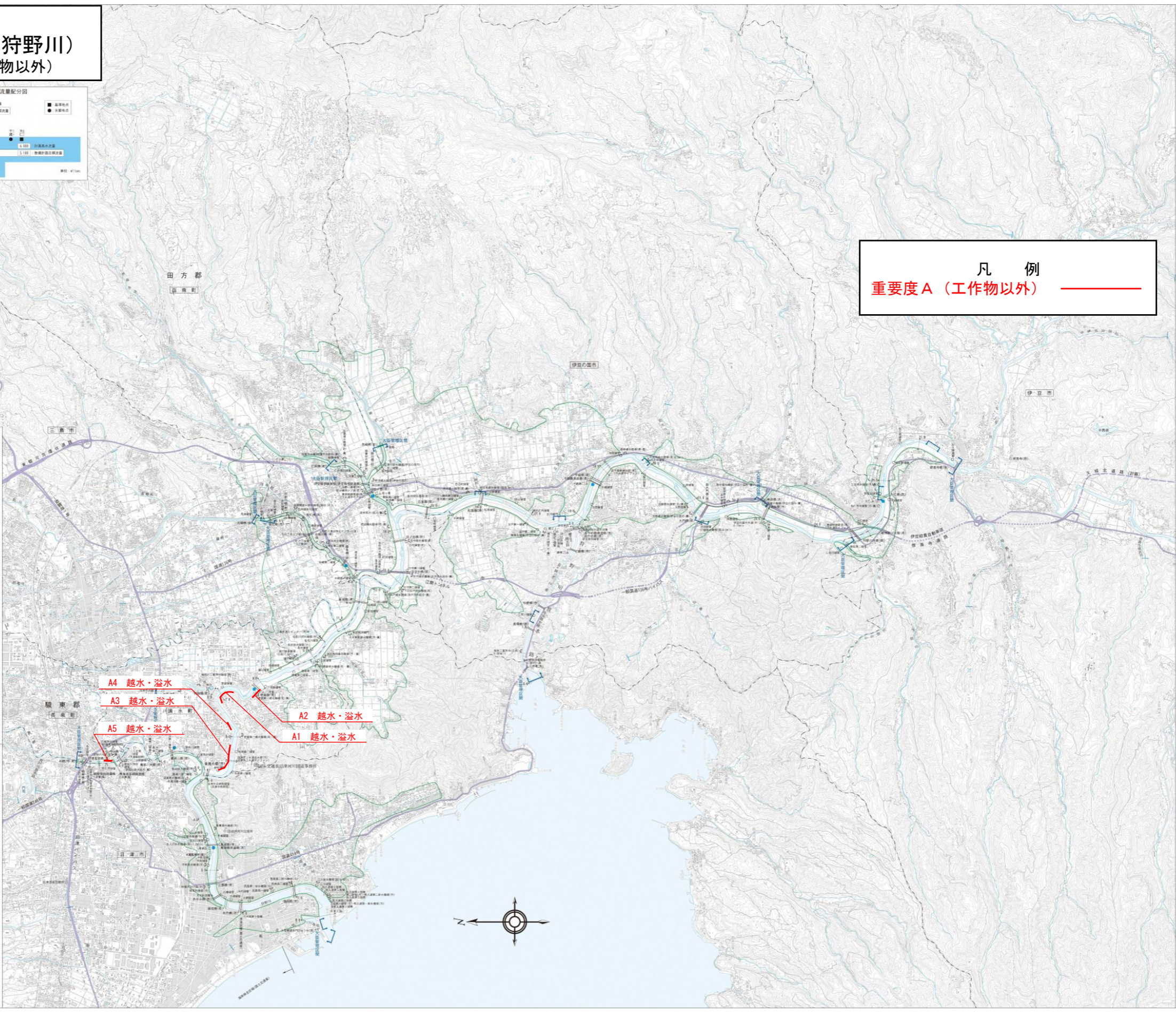
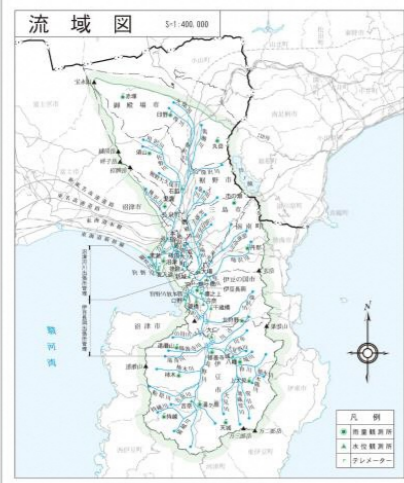


狩野川水系河川整備計画概要

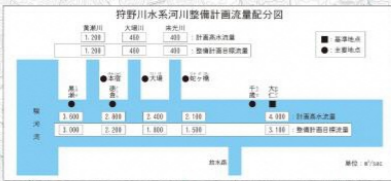
流域面積	約 1,100 km²
流域延長	約 110 km
計画流量	約 4,100 m³/s
調整計画流量	約 4,100 m³/s
計画事業	ダム、調整池、河川改修、治水施設等

凡例

→	河川	→	河川改修箇所
→	調整池	→	治水施設
→	ダム	→	河川改修箇所
→	河川改修箇所	→	治水施設
→	河川改修箇所	→	治水施設
→	河川改修箇所	→	治水施設
→	河川改修箇所	→	治水施設
→	河川改修箇所	→	治水施設
→	河川改修箇所	→	治水施設



令和5年度
直轄河川重要水防箇所（狩野川）
重要度 B（工作物以外）

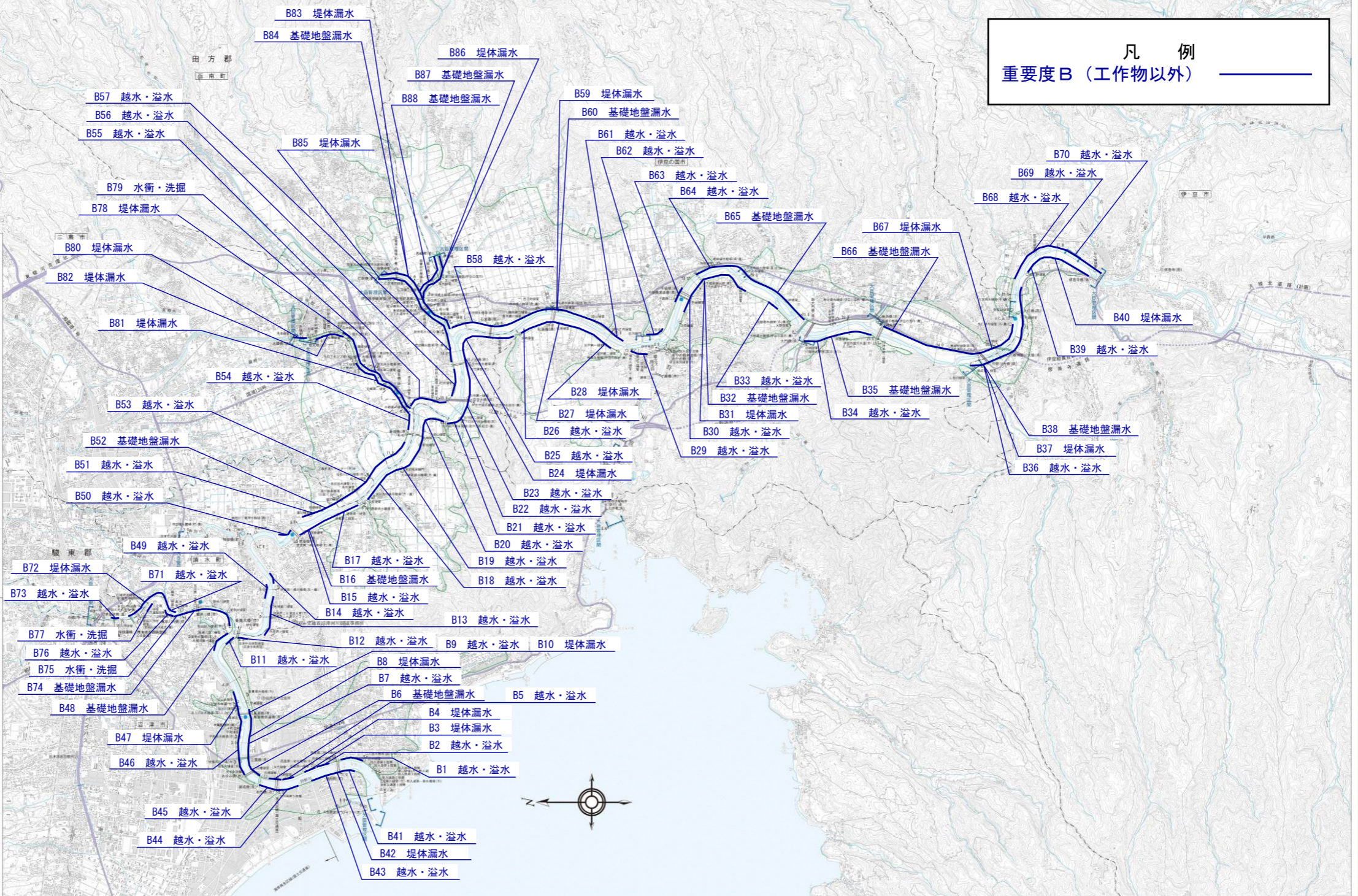
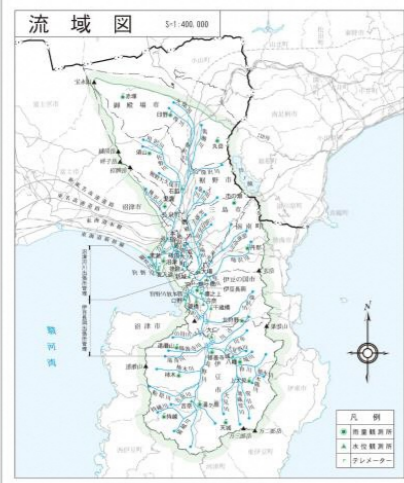


狩野川水系河川整備計画概要

河川名称	狩野川
河川番号	1000
河川延長	10.0km
流域面積	100km²
平均流量	100m³/s
最大流量	1000m³/s
計画流量	100m³/s
計画流量配分	上流部 100m³/s, 中流部 100m³/s, 下流部 100m³/s, 河口部 100m³/s

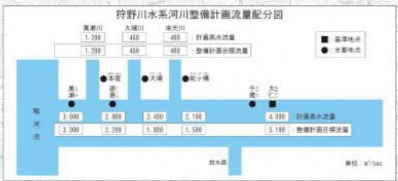
凡例

—	河川
—	支川
—	堤防
—	水門
—	洗掘
—	水防施設
—	重要水防箇所
—	重要度 B (工作物以外)



凡例
重要度 B（工作物以外）

令和5年度
直轄河川重要水防箇所（狩野川）
重要度A・重要度B（工作物）

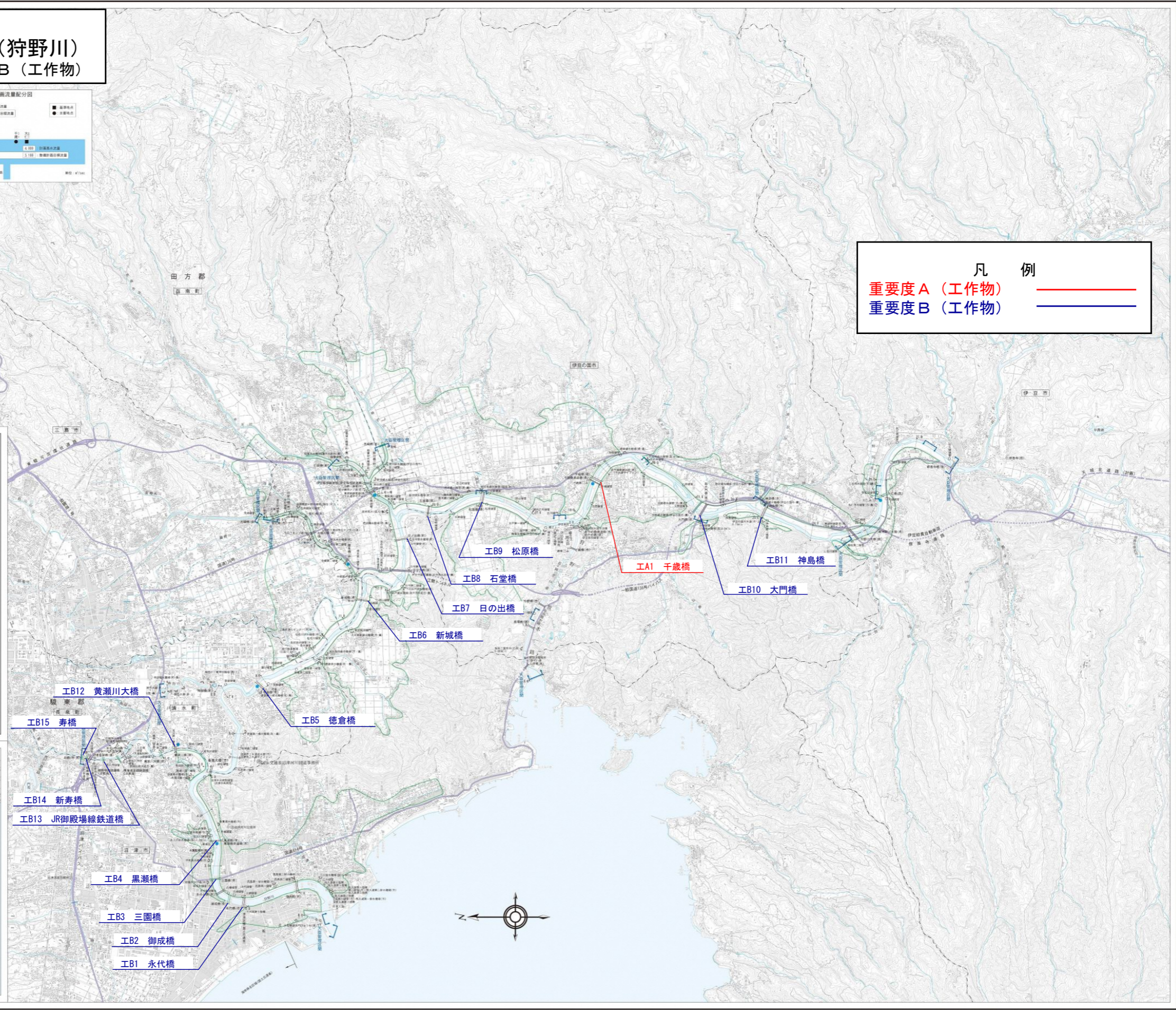


狩野川水系河川整備計画概要

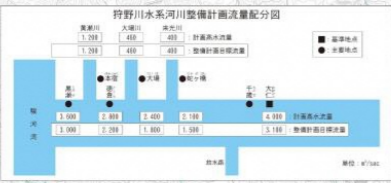
流域面積	約 1,100 km²
延長	約 110 km
平均流量	約 100 m³/s
計画流量	約 2,000 m³/s
計画事業	河川改修、堤防整備、橋梁整備等

凡例

河川	河川
堤防	堤防
橋梁	橋梁
水門	水門
堰	堰
取水口	取水口
排水口	排水口
水質観測点	水質観測点
雨量観測点	雨量観測点
気象観測点	気象観測点
人口密度	人口密度
道路	道路
鉄道	鉄道
境界線	境界線
等高線	等高線
方位角	方位角



令和5年度 直轄河川重要水防箇所（狩野川） 要注意区間



凡例
要注意区間

狩野川水系河川整備計画概要

流域面積	約410km ²
流域平均人口	約15万人
流域平均人口密度	約360人/km ²
流域平均人口密度	約360人/km ²
流域平均人口密度	約360人/km ²
流域平均人口密度	約360人/km ²

凡例

実線	河川	点線	河川
破線	河川	点線	河川
...

